

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン

—地域振興プラン（仮称）—

（中間案）

県央広域振興圏

県南広域振興圏

沿岸広域振興圏

県北広域振興圏

2019年度～2022年度

平成30年11月

岩手県

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン —地域振興プラン（仮称）—

県央広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月
岩手県



目次

県央広域振興圏

はじめに	1
------	---

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、 一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域	3
--	----------

1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けることができる 絆の強い地域社会をつくります	
(1) 保健・医療・福祉	5
(2) 文化スポーツ	12
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる 地域社会をつくります	16
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる 地域づくりを進めます	19
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます	22
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります	25

II I T産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、 競争力の高い魅力のある産業が展開している地域	29
--	-----------

6 産学官金連携によるI T産業の育成やものづくり産業の 振興に取り組みます	31
7 観光・食・スポーツを連携させた交流により地域産業を活性化します	
(1) 観光産業	34
(2) 食産業	38
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある 農村づくりを進めます	41
9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます	45
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って 働くことができる労働環境の整備を進めます	49
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます	53

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マネーフエスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担っている地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、若者や女性などの参画による地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

産業の特性や地域資源を生かし、産学官金連携によるイノベーションの創出や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、岩手県で育った人材が地元で働き、定着することができる取組などを進めます。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

**I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、
一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域**

圏域内の地域特性や地域資源を生かしながら、医療・福祉・子育てなど安全・安心な生活を支える取組や、若者や女性などの参画による地域づくり、住民サービスを支える社会基盤の整備などを進めます。

指標項目

- ① がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数 [10万人当たり]
- ② 訪問診療を受けた患者数
- ③ 障がい者のグループホーム利用者数
- ④ 保育を必要とする子どもに係る待機児童数
- ⑤ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証件数
- ⑥ 自殺者数 [10万人当たり]
- ⑦ 公立文化施設における催事数
- ⑧ スポーツ実施率
- ⑨ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
- ⑩ 一人1日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く。）排出量
- ⑪ 近年の洪水による浸水家屋の解消率
- ⑫ 歩道設置推進箇所の整備率
- ⑬ 汚水処理人口普及率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 生きがい満ち、健康で安心して生活し続けることができる絆の強い地域社会をつくり ます (1) 保健福祉	① 体の健康づくりの推進
	② こころの健康づくりの推進
	③ あらゆる世代のみんながいきいきと暮らす地域づくりの推進
	④ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

(2) 文化スポーツ	① 地域の特色や人材等を活用した文化芸術活動の推進
	② 従来の文化の枠を超えた取組の支援や観光分野等への活用
	③ 生涯スポーツの普及啓発と推進体制の強化
2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会をつくります	① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進
	② 3Rの推進と廃棄物の適正処理の推進
	③ 地球温暖化防止に向けた取組の支援
3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を感じられる地域づくりを進めます	① 広域連携の推進
	② 移住定住の促進
	③ 地域コミュニティ活動の活性化
	④ 多文化共生社会の実現を見据えた取組の推進
4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます	① 河川改修やダム建設による治水安全度の向上
	② 地震に強い社会資本の整備
	③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応
	④ 災害関連情報の充実強化
5 安心・快適な都市環境・生活環境をつくります	① 高次都市機能の充実
	② 中心市街地の活性化
	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進
	④ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保
	⑤ 汚水処理施設の計画的な整備
	⑥ 社会資本の計画的な維持管理
	⑦ 食の安全・安心の推進

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

1-1 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けること ができる絆の強い地域社会をつくります(保健福祉)

(基本方向)

みんなが生涯にわたり心身ともに健康で安心して自分らしく生活し続けることができるよう、関係機関や企業・団体等と連携し、「健康づくり宣言」などによる機運醸成を行い、健康寿命¹の延伸に向けて若年期から働き盛り世代、そして高齢者まで、こころと体の健康づくりの取組を推進します。

また、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援体制や、障がい者、高齢者、経済的に困窮している世帯などが孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域で互いに支え合う包括的な生活支援体制の構築、地域保健・医療・福祉の連携を充実する取組などを推進します。

現状と課題

- ・ 県央圏域における肥満傾向にある児童・生徒の割合は、平成 28 年度において各学年とも県平均を下回っているものの全国状況に比べ高く、特に高校 3 年生は平成 24 年度より増加していることなどから、循環器疾患等の生活習慣病のリスク要因である肥満対策を若年期から推進していく必要があります。
- ・ むし歯を持たない子どもの割合は県平均を上回っており、子どもの歯と口の健康状態は改善されていることから、引き続き乳幼児期からむし歯や歯肉炎などを予防する生活習慣を身につけることや、定期的な歯科健康診査の受診に向けた普及啓発を行う必要があります。
- ・ 市町の食育推進計画に基づき、地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの取組が進んでいます。
- ・ 特定健康診査²受診者の血圧及び脂質リスク保有者、メタボリックシンドローム³該当者及び予備群の割合は男女ともに県平均より高いことから、働き盛り世代の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率⁴の向上により、生活習慣病予備群の早期発見と指導の強化を図る必要があります。
- ・ がん、脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率⁵は依然として全国より高い状況にあることから、栄養成分表示やヘルシーメニュー等健康に配慮した外食・惣菜店の増加、公共の場における受動喫煙⁶の防止、運動のできる環境の整備など、適切な血圧管理の推進と生活習慣の改善に向けてさらに取り組んでいく必要があります。

¹ 健康寿命：健康上の問題で何らかの制限を受けずに日常生活ができる期間

² 特定健康診査：医療保険に加入する 40 歳から 74 歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

³ メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち 2 つ以上を合併している状態

⁴ 特定保健指導：特定健康診査の結果におけるリスクの保有状況に応じ、医師、保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のために実施する指導。

⁵ 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）にあてはめて算出した指標。

⁶ 受動喫煙：室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

- ・ 全がんの年齢調整死亡率は男女ともに減少していますが、女性の大腸がん、子宮がんは増加傾向にあることから、検診の重要性を普及啓発するとともに、精密検査を含めた受診率向上のための環境整備が必要です。
- ・ 県央圏域の自殺者数及び自殺死亡率は平成18年をピークに平成22年以降減少傾向にあり、平成24年から平成28年までの5か年平均自殺死亡率は24.4（県24.8）と県より下回っていますが、保健所別にみると、県央保健所管内（盛岡市を除く）は2番目に高い状況です。
生活困窮者などのハイリスク者へ配慮しながら、子ども・若者から働き盛り世代、高齢者まで「生きることの包括的な支援」（自殺総合対策大綱）に取り組む必要があります。
- ・ 県央圏域の医師・歯科医師等の人口10万人当たりの人数は、平成28年において医師299.6人（県207.5人、全国251.7人）、歯科医師123.1人（県81.2人、全国82.4人）とともに、県及び全国を上回っていますが、大半が盛岡市周辺に集中し、地理的偏在が課題になっています。
- ・ 地域医療の更なる充実を図るため、引き続き医療機関の役割分担と連携の推進や、住民に対する適正受診の啓発、地域・職域・学校保健等の関係団体で構成するヘルスサポートネットワーク会議を通じた情報提供や健康づくり等を推進していく必要があります。
- ・ 平成30年（2018年）1月に岩手県立療育センター及び岩手県立盛岡となん支援学校が、2019年9月には岩手医科大学附属病院が、盛岡市から矢巾町に移転することなどにより、障がい児の療育体制や地域の医療、福祉の充実が図られ、患者の受療行動等の変化も見込まれることから、総合的な支援体制を強化する必要があります。
- ・ 高齢者世帯、子育て世帯、障がい者や経済的に困窮している人など、生活するうえで様々な課題を抱え「生きにくさ」を感じている人が「生きやすさ」を実感できるよう、地域住民や関係機関が連携しワンストップで相談・サービス提供を行う、地域で支える包括的な支援体制を構築していく必要があります。
- ・ 高齢者の在宅医療の地域ニーズを把握し、認知症になっても本人の意思が尊重され暮らし続けることができるよう、医師会や認知症サポート医、地域包括支援センター等、入院医療機関と在宅医療に関係する機関が連携し、退院支援担当者の配置や入退院調整支援機能等を強化する必要があります。
- ・ 県央圏域の出生数は、昭和55年の6,337人から平成28年3,473人と年々減少する一方で、高齢者人口は、平成29年（2017年）の129,727人から、2025年には142,545人に増加することが見込まれています。
市町において、子どもを安心して生み育てられるよう妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援と、高齢者が自分らしく住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム⁷等を構築していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 体の健康づくりの推進

- ・ 地域や企業等による「健康づくり宣言」などの取組とも連携し、生活習慣の改善のため、減塩及び野菜摂取量の増加を中心とした食生活や運動習慣などの定着普及を図るなど、生活習慣病の発症予防に関係機関・団体が一体となって取り組みます。
- ・ 家庭や学校、医師会等関係機関と連携し、小学校低学年から軽度肥満児童への指導や基本的な生活習慣確立のための普及啓発や適正体重を維持するための取組、むし歯と食生活な

⁷ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

ど口腔の健康づくりの取組を進めます。

- ・ 市町職員や食生活改善推進員などを対象とする研修会等の開催を通じて、地域の特性を活かした食育の取組を支援します。
- ・ 外食や中食⁸の利用頻度が高まっていることから、飲食店や食産業と連携し「健康な食事⁹」を提供できるよう環境整備を進めます。
- ・ 事業所を対象とした「健康づくりチャレンジ事業」や健康に関する出前講座などの実施により、働き盛り世代の生活習慣病予防の取組を強化するとともに、事業所の「健康経営¹⁰」の取組を支援します。
- ・ 特定健康診査や特定保健指導、成人期における歯科健康診査等の普及啓発を進め、特に若い世代や男性の受診率の向上や糖尿病腎症重症化予防プログラムの推進、歯周病等全身への影響を含めた口腔の健康づくりの推進等に取り組みます。
- ・ ピンクリボン運動月間などに併せてがんの予防法や各種検診の普及啓発を進め、受診率向上に向けて働く世代に配慮した検診時間など受診しやすい環境整備に取り組みます。
- ・ 多数の住民が利用する施設等に対し、受動喫煙による健康影響等について周知啓発を行うとともに、受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言を行うなど、望まない受動喫煙対策を推進します。

② こころの健康づくりの推進

- ・ 動物愛護の意識を高める普及啓発、動物のいのちや自然の営みを尊重する取組等を通じて、子どもへの「いのちの教育」に取り組みます。
- ・ こころの健康づくりを推進するため、学校、職場、地域において、ストレスへの対処方法やうつ病、アルコール健康障害等に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知、ゲートキーパー¹¹の普及などに取り組みます。
- ・ 子どもの自殺予防対策を更に推進するため、市町、学校、関係機関・団体等と連携し、児童生徒への相談窓口の周知やSOSの出し方の教育や学習、子どもが出したSOSに対しての受け止め方について、教職員や施設職員等に対する研修の実施等、児童生徒への支援の充実に取り組みます。
- ・ 商工労働団体や企業等と連携し、事業所等へのメンタルヘルス対策の普及啓発や出前講座などを実施し、働き盛り世代のメンタルヘルス¹²の推進に取り組みます。
- ・ 保健・医療・労働・教育などの関係機関・団体と連携し、うつ病の予防から早期発見、自殺未遂者支援、遺族ケア等までの包括的な支援を推進します。
- ・ 介護予防事業等における高齢者のうつスクリーニング¹³の実施や地域での居場所づくりなど、地域の関係機関やボランティア団体等と連携した高齢者の見守り活動に取り組みます。
- ・ 地域の関係機関が連携することにより生活困窮者の早期発見に努め、これらの生活困窮者の自立に向け地域全体で必要な支援を行うとともに、生活困窮者への支援者を対象とした研修会を開催するなど包括的な支援の強化を図ります。

③ あらゆる世代のみんながいきいきと暮らす地域づくりの推進

⁸ 中食：市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を学校や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理することなく）食事すること

⁹ 健康な食事：健康な心身の維持・増進に必要な栄養バランスを確保する観点から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を無理なく続けること

¹⁰ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

¹¹ ゲートキーパー：地域や職場、教育等の分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材

¹² メンタルヘルス：精神面における健康のことであり、精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称される

¹³ うつスクリーニング：うつ病の早期発見のため、こころの健康度や疲労度をチェック

- ・ 高齢者、障がい児・者、経済的に困窮している人、ひきこもり状態にある人やLGBT等、様々な課題を抱えている人々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアの推進、療育体制や様々な福祉サービスの充実、社会参加の支援等、住民同士が互いに認め合い共に支え合うまちづくりに取り組みます。
- ・ 地域の包括的な支援体制を支える医療、介護、福祉人材の育成・確保・定着を図るため、修学資金貸付金の利用等の促進や労働環境や処遇の改善を図るほか、中学生を対象に進学・就職への動機付けを行うため出前講座等による啓発事業を実施します。
- ・ 保健、医療、福祉、行政で構成する盛岡構想区域地域医療構想調整会議等を通じ、2019年9月の岩手医科大学附属病院矢巾町移転を踏まえ、医療と介護が有機的に連携し高度急性期から在宅医療・介護までのサービスが、住民ニーズに応じ効率的かつ効果的に提供される体制の整備に取り組みます。
- ・ かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症診断等に関する相談の実施、認知症サポート医や認知症サポーターの養成、市町における認知症カフェの設置促進や高齢者向け住宅の供給の支援など、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる支援体制構築等の取組を支援します。
- ・ 生活支援コーディネーターによる地域の実情に応じた生活支援サービスの開発やサービス提供主体間のネットワークづくり等の活動を支援するとともに、住民が主体的に運営する介護予防事業等に参加しやすいようにするための市町の取組を支援します。
- ・ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活できるよう、グループホーム等の各種サービスの拡充、農林福連携などの就労支援や社会参加、権利擁護の取組の促進やユニバーサルデザイン¹⁴に基づくまちづくりなど、市町や関係機関・団体等と連携し福祉コミュニティの形成を推進します。
- ・ 生活の中で生きにくさを感じている人が、早期に各種福祉サービス等の包括的な支援を受けられるよう、地域住民や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度¹⁵による住居確保や家計改善等の支援を行うとともに、就労を通して自分らしく社会参加（ワーキング・インクルージョン¹⁶）できるようにするための中間的就労¹⁷の場の確保など新たな社会資源創出の支援を行います。
- ・ 災害時におけるニーズに対応した効果的な支援体制について、災害医療コーディネーター¹⁸、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等で構成する「盛岡地域災害医療対策連絡会議」において協議し、災害を想定した訓練を実施するなど、災害時の対応力の向上に取り組みます。

④ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

- ・ 若い世代が家庭を築くことや子育てに希望を持てるよう、“いきいき岩手”結婚サポートセンター¹⁹及び市町等と連携して結婚を支援するとともに、市町における妊娠期から出産、

¹⁴ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

¹⁵ 生活困窮者自立支援制度：生活保護に至る前の段階において早期的・包括的な支援を行うため、生活困窮者からの相談を受けて自立支援プランを作成し、居住確保支援、就労支援、家計改善支援、子どもの学習支援などの各種支援を実施する制度。平成27年4月から実施されている。

¹⁶ ワーキング・インクルージョン：年齢、性別、障がいの有無、心身の不調、就労の経験・状況など、一人ひとりが異なることを認めて受け入れ、これらの多様な人材がそれぞれの能力等を活かし、その人にあった働き方で社会参加ができる就労のかたち

¹⁷ 中間的就労：一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。

¹⁸ 災害医療コーディネーター：大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言したり、医療機関への傷病者の受入れ調整などの業務を行う者。

¹⁹ “いきいき岩手”結婚サポートセンター：結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内3カ所（盛岡市、奥州市、宮古市）に設置した施設

子育て期まで、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター²⁰」等の設置を促進します。

- ・ 子育て家庭が孤立しないよう、市町と連携し地域住民が支えあう仕組みづくりや、仕事と子育ての両立、子育てと介護の両立など多様な保育ニーズを把握し、地域で子育てを支える取組や、保育士等の人材確保に努めるなど、子育て家庭への相談・支援を行う取組を促進します。
- ・ 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、障がい児の療育支援を充実させるため、要保護児童対策地域協議会や地域自立支援協議会療育関係部会等により地域の医療、福祉、行政、住民の連携強化を図り、地域における包括的な支援体制の構築を促進します。
- ・ 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、経済的理由等で学習の機会に恵まれない小・中・高校生等に対する学習支援や生活支援を拡充していくとともに、修学資金制度等の活用による進学支援を行うなど、子どもが希望する進路に進むことができるように支援します。
- ・ 市町や関係団体等と連携・協力し、子ども食堂など生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりの取組を支援するとともに、地域の高齢者など多様な年齢、職種や経験をもった地域住民との交流を促進します。
- ・ 仕事と子育ての両立支援及び企業による子育て支援活動を促進するため、いわて子育てにやさしい企業²¹や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、企業等の理解や協力を得ながら、子育て家庭を企業等も含めた地域全体で支援する取組を促進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町)

- ・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進
- ・ がん検診、特定健診、特定保健指導の円滑な実施
- ・ 受動喫煙防止のための対策の推進
- ・ 食育推進計画の推進
- ・ うつ病や自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談
- ・ ゲートキーパーの養成
- ・ 住民組織の育成・支援
- ・ 地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報
- ・ 医療と介護の連携に向けた既存の話し合いの場の積極的活用
- ・ 介護保険制度の適正運営
- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 地域自立支援協議会の運営
- ・ 市町障がい福祉計画の推進
- ・ 生活困窮者自立支援制度の住民への周知及び関係機関との連携強化
- ・ 災害時における関係機関との連携体制の充実・強化
- ・ 市町子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保

²⁰ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、保健師等を配置して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点

²¹ いわて子育てにやさしい企業：県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等で一般事業主行動計画を策定し、子育て支援を推進する取組を行い、育児休業制度等を就業規則等に規定している企業

- ・妊産婦等への保健指導の充実
- ・周産期医療機関との連携
- ・放課後児童クラブ²²の整備促進
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携

（関係機関・団体、企業等）

- ・食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進
- ・がん検診、特定健診、特定保健指導の円滑な実施
- ・受動喫煙防止の取組
- ・食育活動の実践
- ・事業所における「健康経営」の推進
- ・こころの健康に関する普及、啓発、相談
- ・ゲートキーパーの養成
- ・かかりつけ医が患者に対する救急受診に必要な病状説明の取組
- ・地域住民ができるだけかかりつけ医を持つための支援
- ・開業医等が患者に対する連携病院の情報提供
- ・医療機関が訪問診療、訪問看護の積極的推進
- ・勤務医負担軽減のための病院におけるクラークの導入
- ・その他医療連携等地域医療の充実に向けた取組推進
- ・適正な介護保険サービスの提供
- ・在宅患者等への服薬支援の検討
- ・災害時における対応マニュアルの策定・関係機関との連携体制の構築（医療機関やライフライン関係機関など）
- ・生活支援及び多様で安心できる住まいの提供
- ・一般就労、中間的就労及び福祉的就労の場の確保
- ・自立相談支援機関と連携して、生活困窮者に包括的な支援の実施
- ・一般事業主行動計画²³の策定、推進
- ・民間団体等による子育て支援活動
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組
- ・小児救急医療の推進、電話相談

【関連する計画】

- ・岩手県保健医療計画（地域編）（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2023 年度）
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）（計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～2022 年度）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）
（計画期間 平成 26 年度（2014 年度）～2022 年度）
- ・岩手県がん対策推進計画（第三次）（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2023 年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 2019 年度～2023 年度）
- ・いわていきいきプラン 2020（計画期間 平成 30 年度（2018 年度）～2020 年度）
- ・いわて子どもプラン（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立

²² 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、児童館等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、仕事と家庭の両立や児童の健全育成を図るための施設

²³ 一般事業主行動計画：企業が、「次世代育成支援対策推進法」（「次世代法」）に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画。雇用する労働者が 101 人以上の企業は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとされているほか、雇用する労働者が 100 人以下の企業も、同様の努力義務が課せられている。

促進計画) (計画期間 平成 27 年度 (2015 年度) ~2019 年度)

- ・盛岡障がい保健福祉圏域計画 (岩手県障がい者プラン地域編)

(計画期間 平成 30 年度 (2018 年度) ~2023 年度)

- ・岩手県地域福祉支援計画[第 2 期] (計画期間 平成 26 年度~平成 30 年度)

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

1-2 生きがいに満ち、健康で安心して生活し続けること ができる絆の強い地域社会をつくります(文化スポーツ)

(基本方向)

文化振興においては、文化芸術団体や文化施設のほか、公民館や図書館などの社会教育施設、文化振興を活動の目的としたNPO等と連携・協働して、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、地域住民が手軽に文化芸術に触れる機会の提供や地域の特色を生かした文化芸術活動の振興を推進します。

また、従来の文化の枠を超えた取組の支援や他地域との交流を通じ、新たな分野の創作活動を推進します。

スポーツ振興においては、地域住民が多種多様なスポーツに親しむ機会を提供する総合型地域スポーツクラブ¹やスポーツ団体等の活動を支援するとともに、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる環境の整備を推進します。

現状と課題

<文化>

- ・ 県央圏域には、県立美術館や県民会館をはじめ、県営・市町営等の文化施設が集積していると同時に、盛岡文士劇やいしがきミュージックフェスティバルなど多様な文化イベントが開催され、美術・音楽・演劇・舞踊・民謡等の多くの文化芸術団体が活動していますが、担い手の高齢化や指導者不足等により団体活動の継続や活性化に課題を抱えている団体も少なくありません。
- ・ 県央圏域の都市部には、大学や各種専門学校が集積しており、学園祭やクラブ・サークル活動等を通じて、若者が主体となった新たな文化芸術活動の展開が期待されます。
- ・ 平成29年6月の文化芸術振興基本法の改正では、年齢や障がいの有無に関わらず、文化芸術を鑑賞したり、参加することができる環境整備が基本理念に明記されました。

また、本県においても、障がい者アート（アール・ブリュット²）作家の輩出や「アール・ブリュットいわて展」の開催など、障がい者の文化芸術活動に対する県民の理解増進や活動支援の取組が行われており、こうした動きを更に進めていく必要があります。

- ・ 文化芸術推進基本計画（平成30年3月）の策定により、文化芸術の継承、発展及び創造への文化芸術団体や文化施設、社会教育施設等が果たす役割が大きくなってきており、アウトリーチ活動³をはじめそれらの施設や団体による文化芸術体験の機会の充実が期待されています。

<スポーツ>

- ・ 県央圏域には、県営運動公園や県営・市町営等の野球場、体育館、テニスコート、プール、

¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

² アール・ブリュット：生(き)の芸術と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。

³ アウトリーチ活動：文化施設などが館外で行う文化芸術活動。自ら文化施設などに向かない人々に対し、芸術に関心をもたせることを目的として、出張コンサートやイベント等を行うこと。

武道館、アイスリンクなど、幅広い種目に対応できるスポーツ施設が集積しているとともに、岩手町のホッケー、盛岡市のスポーツライミングなど、地域によってはご当地スポーツが定着しつつあります。

- ・ 各市町においては、「イーハトーブトライアル大会」や「盛岡・北上ゴムボート川下り大会」の継続開催をはじめ、「いわて盛岡シティマラソン」や「東根山トレイルランニング大会」の開催が予定されているなど、他地域から大勢の集客が見込まれるスポーツイベントへの発展が期待されます。

また、希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーを継承する取組、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的としたオリンピックデーなど、多様なスポーツイベントが開催されています。

- ・ 希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーとして、また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けてスポーツへの関心が高まっており、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、地域で気軽にスポーツに親しむ機運が醸成されつつあります。
- ・ 地域における生涯スポーツの中核と位置づけられている総合型地域スポーツクラブは、管内に平成29年度末現在で12団体が設立され、スポーツ教室の運営をはじめ、スポーツ施設の管理業務や健康・介護予防教室を受託する団体も出てきていますが、会員数の伸び悩みや指導者の不足、活動場所の確保など、経営基盤の課題を抱えています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域の特色や人材等を活用した文化芸術活動の推進

- ・ 文化芸術コーディネーター⁴の活用により、文化芸術活動や鑑賞に係るニーズのマッチング、助言、普及啓発等を通じ、地域における文化芸術活動を支援します。
- ・ 文化芸術コーディネーターや市町等と連携し、文化芸術団体や文化施設の情報共有、連携促進を図り、文化芸術活動支援ネットワークを構築します。
- ・ 文化芸術団体や文化施設、障がい者芸術活動支援センター等の連携による文化芸術イベント等の企画実施を支援するなど、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、地域住民誰もが文化芸術活動に参画しやすい環境整備を推進します。
- ・ 文化芸術体験の機会の充実を図るため、文化施設や文化芸術団体、NPO等が行うアウトリーチ活動やアーティスト・イン・レジデンス⁵などの取組を支援します。

② 従来の文化の枠を超えた取組の支援や観光分野等への活用

- ・ マンガやアニメなどのポップカルチャー等を活用した取組の発信を通じて、従来の枠組みを超えた新たな文化芸術活動を支援します。
- ・ 地域の特色を活かした文化芸術活動や異なるジャンルを融合した創作活動等を観光分野やまちづくり等に活用する取組を推進します。

③ 生涯スポーツの普及啓発及び推進体制の強化

- ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体間の情報交換や交流する機会を設け、情報共有や連携強化を促進します。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした市町の取組との連携をはじめ、スポーツ団体、企業、大学等と連携して、年齢や身体能力、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、多種多様なスポーツライフの普及啓発に努めます。

⁴ 文化芸術コーディネーター：地域の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術と住民をつなぐことを目的に、県内4広域振興圏)に設置しているもの。

⁵ アーティスト・イン・レジデンス：：各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。

- ・ 身近な地域で誰もが気軽にスポーツに親しめる環境整備を推進するため、広域スポーツセンター⁶や市町等との連携により、総合型地域スポーツクラブの運営・活動全般の中間支援を行う仕組みづくりを検討します。
- ・ 指導者の育成やスポーツ団体間の指導者の利活用により、生涯スポーツ活動を支える人材の確保を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・ 文化芸術活動への参画、理解
- ・ スポーツ活動への参加

(企業等)

- ・ 文化芸術活動への支援
- ・ 社員等の文化芸術活動参加に向けた環境整備
- ・ スポーツ活動の支援
- ・ 社員等のスポーツ活動参加に向けた環境整備

(文化芸術活動団体)

- ・ 文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信

(県体育協会・県スポーツ振興事業団・県障がい者スポーツ協会・各競技団体等)

- ・ スポーツ団体及び組織体制の強化
- ・ 生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進

(文化施設)

- ・ 鑑賞機会の提供
- ・ 活動場所・成果発表機会の提供
- ・ 文化活動や観光の拠点としての機能

(大学)

- ・ 物的・人的資源の効果的な活用
- ・ 施設の開放等の推進
- ・ スポーツ大会や文化イベント等への参画

(市町村)

- ・ 文化芸術活動の取組実施、支援、情報提供
- ・ スポーツイベント等の開催
- ・ スポーツ環境の整備
- ・ 障がい者スポーツの理解促進
- ・ 文化やスポーツ活動を通じたコミュニティ形成

⁶ 広域スポーツセンター：各都道府県において広域市町村圏内の総合型スポーツクラブの創設や運営、活動とともに、圏内におけるスポーツ活動全般について、効率的な支援を行う役割を担うもの。

【関連する計画】

- ・文化芸術推進基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・第2期スポーツ基本計画（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）
- ・岩手県文化・スポーツ振興戦略
- ・（仮称）岩手県スポーツ推進計画（計画期間 2019年度～2023年度）
- ・岩手県文化芸術振興指針（平成27年度（2015年度）～2019年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

2 豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって 享受できる地域社会をつくります

(基本方向)

自然との共生を図り、豊かな自然の恵みを将来にわたって享受することができるよう、地域住民、環境保全活動団体、事業者、行政等が相互に連携し環境保全活動などを推進するとともに、地域における子どもたちへの環境学習の取組等を支援します。

また、循環型地域社会の形成を進めるため、住民や事業者、行政のそれぞれが廃棄物の発生抑制（ごみの減量化）や再使用・再生利用等 3R¹の取組を推進するとともに、産業廃棄物の不適正処理の監視・指導、地球温暖化対策のため、温室効果ガス排出削減の推進や再生可能エネルギー導入の促進を図ります。

現状と課題

- ・ 森川海条例²の理念に基づき、森、里、川など、身近な環境や希少な野生動植物を守り、育てる活動を行っている住民や環境保全活動団体、事業者、行政等が連携を深め、子どもたちへの環境教育等を通じて豊かな自然と触れ合い守り育てていく大切さを、次の世代に伝えていく必要があります。
- ・ 圏域内の公共用水域の水質汚濁の代表的な指標である、BOD³等の環境基準達成率は、平成27年度以降100%を達成しており、引き続き良好な水環境を保つ必要があります。
- ・ 県央圏域の一人一日当たりの家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量は、平成28年度において503グラムと県平均の501グラムを上回っていることから、引き続き市町と協働し3Rによる家庭系ごみの減量化に取り組む必要があります。
- ・ 産業廃棄物⁴については、事業者等による廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組が進められていますが、一方では不法投棄等の不適正な事例も散発していることから、事業者への立入及び監視指導などによる適正処理の指導等に努める必要があります。
- ・ 地球温暖化対策のため、県民、事業者、行政が一体となった県民運動による自主的な省エネルギーの実践や森林等による二酸化炭素（CO₂）吸収源対策が求められています。
- ・ 本県の再生可能エネルギーによる電力自給率は平成28年度末時点で23.6%となっており、太陽光及びバイオマス発電⁵を中心に順調な導入が進んでいます。また、地熱、風力等の再生可能エネルギーの導入などによるCO₂排出量削減対策等を推進する必要があります。
- ・ 東日本大震災による原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質対策として、空間放射線量の測定・公表、食品中の放射性物質濃度の検査・公表及び空間放射線測定機器の貸

¹ 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

² 森川海条例：岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年～）

³ BOD：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

⁴ 産業廃棄物：事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥その他の廃棄物

⁵ バイオマス発電：バイオマスとは、化石燃料以外の生物由来の再生可能資源のこと。このバイオマスを燃料として発電する方法がバイオマス発電であり、再生可能エネルギーの一種

与等を継続して行っています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 多様で豊かな環境の保全・保護の推進

- ・ 森、里、川などの身近な自然環境の保全活動や希少野生動植物の保護活動を行っている住民、環境保全活動団体、NPO、事業者等の相互の連携と協働を支援するとともに、各団体の情報共有等を図るため「環境保全活動連携促進集会」を県央圏域の北上川等主要な川を中心とした5つの流域圏ごとに開催するなど、環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。
- ・ 環境保全活動団体や学校が行う、移入植物駆除、清掃活動等による環境保全意識の醸成や水生生物調査、自然観察会、森林学習等の環境学習を支援するとともに、ふるさとの森・里・川を守り育てる活動応援キャラクターの「りば〜るくん⁶」を活用した、環境保全や生物多様性に関する意識の普及啓発活動を推進します。
- ・ 地域における様々な環境保全活動や環境学習等の指導者や補助する人材を育成・養成（りば〜るくんの郷づくりパートナー認定制度⁷）する研修会等を開催します。
- ・ 良好な大気保全のために大気汚染物質、水環境保全のために河川・湖沼及び地下水のモニタリングを実施するとともに、ばい煙や汚水等を排出する事業者の監視・指導を実施します。
- ・ きれいで健全な水環境を確保・維持していくため、公共下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の計画的な整備を支援、推進します。

② 3Rの推進と廃棄物の適正処理の推進

- ・ 家庭における適切なおみの分別収集や生ごみを減らすための工夫など、家庭系ごみ減量化の取組を促進するため、市町が開催する環境審議会等を通じて地域の実情に応じたごみ減量化等の取組を支援します。
- ・ 小規模小売店等へのエコショップ⁸認定を進めることなどにより、3Rの普及・推進を図るとともに、事業者による廃棄物のゼロエミッション⁹に向けた3Rの取組を支援します。
- ・ 県央圏域の市町等が効率的なごみ・し尿処理や環境負荷の低減などによる循環型地域社会を形成するために継続して進めている、県央ブロックごみ・し尿処理広域化の取組を支援します。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視・指導を強化するとともに、事業者等に対しては事業場への立入監視等を実施し、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ります。

③ 地球温暖化防止に向けた取組の支援

- ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所認定」制度¹⁰による認定取得や認定のバージョンアップを支援するとともに、取得事業所に対して再生可能エネルギーの利用促進を図るための情報提供等を行うなど、一層の省エネルギー対策の取組を支援します。
- ・ 事業所におけるISO14001等の環境マネジメントシステムの普及を図るほか、省エネル

⁶ りば〜るくん：盛岡広域振興局の環境保全活動応援キャラクター。きれいな川に住む希少種の二枚貝である「カワシンジュガイ」がモデルで、ポシェットに「ヤマメ」が入っている。

⁷ りば〜るくんの郷づくりパートナー認定制度：地域の環境保全活動を指導、支援してくれる人材の育成・養成のための制度で、盛岡広域振興局が取り組む独自の事業。（平成30年度（2018年度）～2022年度）

⁸ エコショップ：ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、県が市町村とともに認定する「エコショップいわて認定制度」により認定された店

⁹ ゼロエミッション：産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロに近づける取組

¹⁰ 「いわて地球環境にやさしい事業所認定」制度：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とした制度。

ギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の取組を支援します。

- ・ 市町に設置されている地球温暖化対策地域協議会との連携を図りながら、地球温暖化防止活動センター等を中心として、日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に向けた普及啓発等に取り組みます。
- ・ 県央圏域に豊富に存在する、再生可能エネルギーである太陽光、地熱、風力、木質バイオマス¹¹、小水力¹²等の活用をさらに促進するため、管内市町と連携して、事業者等の導入促進を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民・企業等)

- ・ 環境学習、各種環境保全活動への参加
- ・ ゼロエミッション、省資源、省エネルギーの取組
- ・ いわて地球環境にやさしい事業所の取組
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入

(市町・学校等)

- ・ 環境に係る情報提供や環境教育の推進等
- ・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発・実践活動支援等）
- ・ 住民への3Rの普及啓発
- ・ ごみ減量化、資源化、処理の効率化に向けた取組
- ・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入
- ・ 市町の事務事業等における省エネルギー活動の推進

【関連する計画】

- ・ 環境基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2023年度）
- ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）
（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 盛岡広域管内流域基本計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2025年度）

¹¹ 木質バイオマス（燃料）：木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材等の木材由来の生物資源燃料

¹² 小水力：農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用するものをいい、数十kW～数千kW（一般的には1,000kW以下）の比較的小規模な発電をするものを小水力発電という。

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを 生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

3 歴史と文化を継承しながら、新たなつながりや活力を 感じられる地域づくりを進めます

(基本方向)

人口減少や少子高齢化社会が進行する中で、今後も生活の質の向上や経済の維持・発展を図るため、県央圏域における共通する課題について、各自治体の特徴ある取組を生かすとともに、広域圏の強みを生かしながら、連携してまちづくりを進めます。

また、本県への新しい人の流れを生み出すため、市町や関係団体と連携のうえ、移住・定住を促進するとともに、移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域の活性化を図ります。

さらに、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図るため、県民、企業、NPO、市町村や県などの多様な主体が連携し、住民主体の取組の支援や地域づくり活動をリード・サポートしていく人材を育成するとともに、若者・女性、高齢者等が住み慣れた地域で活躍できるような地域づくりを促進します。

加えて、外国人観光客の増加や国際リニアコライダー（ILC）実現を見据え、市町村や国際交流協会等と連携し、グローバルな視点を持つ人材の育成や外国人が訪れやすく暮らしやすい環境整備を進めます。

現状と課題

- 県央圏域における平成27年の人口は537,050人で、平成22年の542,192人と比べ1%減少しており、特に管内北部（八幡平市・葛巻町・岩手町）の人口減少（平成22年：50,968人→平成27年：46,391人、▲9.0%）の人口減少が進んでいます。
また、2030年には年少人口（0歳～14歳）は平成27年（2015年）の79.7%に、生産年齢人口（15歳～64歳）は83.7%に減少する一方で、高齢人口（65歳以上）は116.5%に増加すると見込まれています。
特に、人口の社会減は、進学・就職期の県外への転出が主な要因であり、20代前半の女性の転出が顕著となっています。
- 国の地方創生の施策に呼応し、県ではふるさと振興総合戦略を、市町においても地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域の特性を生かした取組を進めています。
また、盛岡広域圏の一体的な発展を目指すため、みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン¹に基づく広域連携の取組や、隣県の市町等と連携した取組を推進しています。
- 地方創生の動きの中で、地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員²の配置（平成29年度：33名）など市町の移住促進施策が強化されるとともに、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を

¹ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン：盛岡広域圏を構成する8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町）が、新たな広域連携の枠組みとして「連携中枢都市圏」を形成し、広域圏の一体的な発展を目指すために策定したビジョン。

² 地域おこし協力隊員：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる「生涯活躍のまち」構想³に基づく新たなまちづくりの取組（八幡平市・雫石町）がみられます。

- 人口減少・少子高齢化の進行により、地域コミュニティの機能低下が危惧されており、地域コミュニティ活動の衰退や参加率の低下、担い手不足が大きな課題となっていることから、年齢や性別に関係なく社会活動ができる仕組みづくりが求められています。

また、利用者の減少により住民の足である地域公共交通機関の減便や撤退が懸念されています。

- 「オガールプラザ（紫波町）」など、公民連携による地域の拠点づくりが進んでいますが、今後人口減少・少子高齢化の進展に伴い、空き店舗や空き校舎などの増加が見込まれることから、遊休資産⁴の活用など地域に賑わいと活力を創出する取組が求められています。
- 国際リニアコライダー（ILC⁵）については、ILC実現を見据えた機運醸成活動が行われているとともに、今後、ILC建設等に伴い、世界各国から、多くの外国人研究者と家族が来県し、県央圏域においても外国人の居住・交流が促進することが予想されることから、多文化共生型のまちづくりが求められています。
- 近年、訪日外国人観光客が急増しているほか、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も控えていることから、多様化する来訪者への対応を検討していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 広域連携の推進

- 管内市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づく取組を支援するとともに、管内市町のニーズを踏まえ、圏域や県境を越えた広域連携の取組を進めます。

② 移住定住の促進

- 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、管内市町と連携し、首都圏で開催される移住相談会でのPR活動等により、県央圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、移住定住を促進します。

③ 地域コミュニティ活動の活性化

- 地域住民が主体となったコミュニティ活動を支援するほか、地域おこし協力隊員など地域づくりの新たな担い手として、地域外の人材の活用も視野に入れ、地域コミュニティ活動をリードする人材の育成を支援します。

また、人口減少・少子高齢化に伴う地域の問題解決を図るため、管内市町が進める「生涯活躍のまち」構想に基づく新たなまちづくりなどを支援することにより、内陸避難者や移住者など、新たに住民となった方も一体となった地域づくりを進めます。

- 遊休資産などを活用した地域づくりや官民連携によるまちづくりの事例などの普及啓発を図るとともに、国の支援策等を効果的に活用し、住民自らが地域課題に取り組む地域運営組織の形成や「小さな拠点⁶」づくりを促進します。

³ 「生涯活躍のまち」構想：日本版C C R C構想有識者会議が取りまとめたもので、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す考え方。

⁴ 遊休資産：何らかの事情によりその使用・稼働を休止している状態の資産。

⁵ ILC:International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

⁶ 小さな拠点：地域住民が主体となって、従来の集落の範囲や単一では続けていくことが難しい活動や事業を組み合わせることで、地域を維持していくための新しい仕組み。

また、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、市町が実施するコミュニティバス⁷など地域内交通の利用促進等の取組を支援します。

- ・ 地域の課題解決を目指して、各分野で活躍する若者・女性の主体的な地域づくり活動を支援するとともに、高齢者の経験や知見を生かした活動への支援を行います。

④ 多文化共生社会の実現を見据えた取組の推進

- ・ 県内市町村・他縣市町村や関係団体と連携しながら、県民への国際リニアコライダー（ILC）の普及啓発活動を強化するとともに、新たに県民が互いの文化や習慣の理解を深めるための取組を推進します。
- ・ 生活情報の多言語化や災害時における緊急対応など市町や国際交流協会などが進める国際化に向けたまちづくりを支援することにより、外国人が安心して快適に生活できる環境整備を進めます。
- ・ 外国人観光客を積極的に受け入れる宿泊、飲食事業者などの観光事業者の拡大を図るため、多言語表示やハラル対応等の受入環境整備を支援します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（住民・団体）

- ・ 地域コミュニティ活動への参加
- ・ コミュニティバスなど公共交通の積極的な利用
- ・ 移住者・外国人等新たな住民の受入理解
- ・ 移住者・外国人等新たな住民のサポート・交流

（企業）

- ・ 就職・仕事に関する情報の発信
- ・ 働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
- ・ 安全な輸送サービスの提供と利便性向上に向けた取組の実施
- ・ 外国人従業員等への生活支援、日本語学習への配慮
- ・ 地域活動・交流機会等への参加奨励

（市町）

- ・ 地域コミュニティの育成・活性化
- ・ 地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組の実施
- ・ コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組の実施
- ・ 地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援
- ・ 各種移住定住施策の実施
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）建設等を見据えた外国人が訪れやすく暮らしやすい環境整備（多言語による生活情報等の提供、外国人等への生活支援・相談窓口の設置）

【関連する計画】

- ・ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

⁷ コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体等が主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗り合いバス。

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

4 過去の教訓を踏まえた防災対策を進めます

(基本方向)

激甚化・頻発化する洪水災害から生命や財産を守るため、人口や資産が集積している地域や近年被害を受けた地域の施設整備を進めるとともに、大規模な地震発生時に備え、木造住宅の耐震性の向上や主要な幹線道路における橋梁の耐震補強を推進します。

また、東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、職員の能力向上を図るとともに、住民が自らの身を自ら守る意識の醸成、自主防災組織など、地域の安全を地域が守る体制の整備について、県、市町、住民、地域コミュニティ、事業者等が連携して取り組みます。

特に、管内8市町においては、地震・風水害・火山等の広域災害発生時における圏域市町の連携・協力体制を構築することにより、住民の安全・安心の確保と地域防災力の強化を図ります。

さらに、高病原性鳥インフルエンザ等発生時は迅速かつ適切な殺処分等の防疫措置の実施が求められることから、研修会等の実施を通じて、職員の対応力の向上に取り組みます。

現状と課題

- ・ 異常気象に伴う大規模かつ広域的な自然災害及びこれに伴う甚大な被害が発生していることから、洪水・土砂災害による被害を軽減する防災施設の整備のほか、住民の的確な避難行動を導く災害関連情報の充実や住民の防災意識の高揚、災害時における連携体制の構築などが求められています。
- ・ 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立し、基礎調査の結果の公表が義務付けられていることから、今後も引き続き危険性のある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域¹等の指定を進め、警戒避難体制を整備する必要があります。
- ・ 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識され、今後発生する地震に備え木造住宅の耐震性の向上や橋梁の耐震化が求められています。
- ・ 大規模災害発生時における市町村間の相互応援体制については、全県で締結されている「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（平成8年（1996年）10月7日）」や、管内一部の市町が県内外の自治体と締結している協定があるものの、管内8市町間において相互に支援する体制がないことから、「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、2020年度を目途に相互支援を実現するための仕組みづくりについて調査・検討を行っています。
- ・ 全国的に火山活動が活発化していることから、平成30年3月に策定された「岩手山火山避難計画」に基づき、県、関係市町、関係機関等が連携し、適切な火山防災対策を行う必要があります。
- ・ 当管内においても家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ等発生への恐れがあり、危機管

¹ 土砂災害警戒区域：土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域。

理能力を強化していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 河川改修やダム建設による治水安全度の向上

- ・ 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、岩崎川、北上川（盛岡市川崎地区、岩手町沼宮内地区）、安比川等の整備を推進します。
- ・ 築川流域の安全性向上等に資する築川ダム建設を推進します。
- ・ 要配慮者利用施設や避難所、学校など公共的施設が立地する箇所や被災箇所の砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進します。
- ・ 今後、岩手山で想定される噴火対策として、火山砂防施設の整備を推進します。

② 地震に強い社会資本の整備

- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路1次路線や北上川横断部等重要路線の橋梁の耐震補強を推進します。
- ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

③ 市町、関係団体、地域住民との連携による防災対応

- ・ 土砂災害警戒時における避難が速やかにできるようにするため、市町、警察、水防団体、地域住民、ボランティアとの連携による土砂災害危険箇所の点検を行うとともに、岩手県風水害対策支援チーム会議の開催などにより地域と密接に連携しながら、増水時における避難や迅速・適切な防災対応を行います。
- ・ 管内市町が実施する防災訓練段階から職員（現地連絡員）を参加させ、災害発生時における情報収集・連絡調整能力や市町との連携強化を図るとともに、防災関係研修会の参加、実施等を通じて、職員の危機管理対応能力の向上を図ります。
- ・ 管内8市町が進める「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、県央圏域内で発生する自然災害への相互支援体制の仕組みづくりや市町が行う自主防災組織の育成・活性化の取組を支援します。
- ・ 岩手山火山防災協議会幹事会への参画を通じて、火山噴火に対する情報伝達や救助体制の構築等、避難及び救助活動等が効果的かつ安全に実施されるよう、各機関の協力体制づくりを支援します。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、職員を対象とした研修会を実施するとともに、関係機関と連携した訓練を実施します。

④ 災害関連情報の充実強化

- ・ 水位周知河川²や洪水浸水想定区域³の指定を5か年の取組方針に基づき推進します。
- ・ 水位周知河川への水位監視カメラやその他河川への危機管理型水位計設置など監視機能を強化します。
- ・ 土砂災害防止法に基づく調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定とその周知を図ります。

（工程表と指標は最終案に記載）

² 水位周知河川：洪水予報を行う時間的余裕がない河川のうち、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川において、避難判断水位（市町村が避難準備情報を発表するための目安となる水位）や氾濫危険水位（洪水による災害の発生の恐れがあり、避難行動を起こす目安となる水位であり、市町村が避難勧告を発令する目安となる水位。特別警戒水位ともいう。）に達した場合、関係する市町村に通知するとともに、県民への周知として知事が指定した河川。

³ 洪水浸水想定区域：水位周知河川において、想定し得る最大規模の降雨により、その河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域。

県以外の主体に期待される行動

【防災対策】

(市町)

- ・ 国、市町等との連携による防災体制等の強化
- ・ 主要道路の地震時の安全対策
- ・ 住民の耐震対策への支援
- ・ 警戒避難体制の整備（地域防災計画への記載、ハザードマップの作成）
- ・ 広域災害発生時等における管内市町の相互支援体制の構築
- ・ 住民等の防災意識の醸成、自主防災組織の結成・活性化支援

(県民、NPO、企業等)

- ・ 防災意識の高揚
- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
- ・ 所有する建築物の耐震化

【高病原性鳥インフルエンザ等対策】

(団体・企業等)

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等対策に係る資機材等の供給や作業支援

【関連する計画】

- ・ 岩手山火山避難計画（平成30年3月策定）
- ・ みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

I 圏域内の中心都市と近隣の市町とのつながりを生かし、一人ひとりが快適で安全・安心に暮らせる地域

5 安心、快適な都市環境・生活環境をつくります

(基本方向)

道路改築や安全・安心な歩行者・自転車空間の整備を推進するとともに、市町と連携し、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。

また、衛生的で快適な生活環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、汚水処理施設の計画的な整備を進めるとともに、高齢化社会に対応した県営住宅の建替え、道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進します。

さらに、住み良いまちづくりを進めるため、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割分担の下、協働によるまちづくりを進めます。

加えて、食中毒など、食品に起因する健康被害等の発生予防に努め、食の安全・安心を推進します。

現状と課題

- ・ 県内の交通渋滞箇所73箇所のうち51箇所が県央圏域にあり、渋滞の緩和対策を進めていく必要があります。
- ・ 自動車交通量が多く、路肩幅も狭いことから、歩行者・自転車への安全対策が必要となっています。
- ・ 盛岡市をはじめとする各市町の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。
- ・ 2019年9月に移転する岩手医科大学附属病院へのアクセスルートの整備が求められています。
- ・ 道路・橋梁などの老朽化した社会資本の効率的・計画的な維持管理が求められています。
- ・ 県央圏域における平成28年度末の汚水処理人口普及率は90.7%と県平均の79.8%を上回っていますが、中心市街地以外における普及率は低く、地域格差がまだあります。
- ・ 腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス、アニサキス等を原因とする食中毒や食品に起因する健康被害の発生に対応するため、食品営業者に対するHACCPの導入支援など、営業者の自主衛生管理の促進に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 高次都市機能の充実

- ・ 主要地方道盛岡環状線「中鵜飼地区」などの道路改良により、市街地の円滑な交通や歩行空間の確保を図ります。
- ・ 一般県道大ケ生徳田線「徳田橋」の架替えや一般県道不動盛岡線上矢次地区を整備し、岩手医科大学附属病院へのアクセスを向上させます。
- ・ 高齢社会化に対応した県営住宅の建替え・改善を推進します。

② 中心市街地の活性化

- ・ 管内市町が実施する中心市街地の賑わい創出の取組をソフト・ハードの両面から支援します。
- ・ 岩手医科大学附属病院の移転により、盛岡市の中心市街地に生じる跡地について、関係者による活用方法の検討に参画するとともに、必要に応じて具体の取組を支援します。

③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進

- ・ 「岩手県景観計画」に基づき、良好な景観の形成や違反屋外広告物の是正指導等に取り組みます。
- ・ ユニバーサルデザイン、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発に取り組む関係機関等の活動を支援します。

④ 安全・安心な歩行空間及び自転車通行空間の確保

- ・ 一般県道雫石東八幡平線「長山地区」や一般県道渋民田頭線「大更地区」の歩道整備、一般県道大ケ生徳田線「徳田橋」架替事業、一般国道 456 号・主要地方道紫波江繋線「星山地区」の道路改築などにおいて、歩行空間の確保を推進します。
- ・ 自転車通行帯を明示することにより自転車通行空間を確保し、歩行空間との分離を図ります。

⑤ 汚水処理施設の計画的な整備

- ・ 市町の汚水処理事業や個人が設置する浄化槽への財政支援を行い、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備を推進します。

⑥ 社会資本の計画的な維持管理

- ・ 過去に整備された道路や河川などの社会資本の老朽化が進行していることから、大規模施設等に関しては各種修繕計画等に基づき施設の長寿命化や更新を計画的・効率的に進め、一般の施設に関しては、定期的な点検と日常のメンテナンスにより、将来にわたってその機能が確保されるよう適切な維持管理を推進します。
- ・ 道路や河川の愛護団体や地域住民と協働しながら、身近な道路や河川敷などの維持管理に取り組みます。
- ・ 建設業の担い手を育成・確保するため、情報通信技術（ICT）による建設現場の生産性向上や、休日の拡大等による働き方改革などを促進し、建設業における労働環境の改善等を支援します。

⑦ 食の安全・安心の推進

- ・ HACCPの義務化に向けて、関係団体等と協働して食品営業者に対するHACCPの考え方に基づく衛生管理の導入支援に取り組みます。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（国）

- ・ 国道 46 号（盛岡西バイパス）の 4 車線化

（市町）

- ・ 街路や歩道の整備、無電柱化の推進
- ・ 公共下水道等の整備

（事業者等）

- ・ 食品営業者の自主衛生管理の推進

【関連する計画】

- ・ 汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度（2018年度）～2025年度）
- ・ 岩手県橋梁長寿命化計画

【振興施策の基本方向】

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、 競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

産業の特性や地域資源を生かし、産学官金連携によるイノベーションの創出や観光・食・スポーツを連携させた交流の促進、持続可能な農林業の振興を図るとともに、岩手県で育った人材が地元で働き、定着することができる取組などを進めます。

指標項目

- ① 情報サービス産業の売上高
- ② ものづくり関連産業分野の製造品出荷額
- ③ 観光入込客数
- ④ スポーツ関連イベント（大会・合宿等）の参加者数
- ⑤ 食料品製造出荷額
- ⑥ 農畜産物の産出額
- ⑦ 農村交流人口
- ⑧ 再造林面積
- ⑨ 素材生産量
- ⑩ 原木しいたけ（乾生）植菌本数
- ⑪ 圏域高卒者の管内就職率
- ⑫ 物流・交流の基盤となる道路の整備率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
6 産学官金連携による情報関連産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます	① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進
	② 地域産業を支える人材の確保
	③ IT・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進、起業・創業の支援

7 観光・食・スポーツを連携させた交流により地域経済を活性化します (1) 観光産業	① 魅力ある観光地づくりと観光客受入環境の向上
	② 効果的な情報発信による誘客の促進
	③ 国際観光の推進
	④ スポーツツーリズムの推進
(2) 食産業	① 食産業・地場産業事業者の経営改善と中核人材の育成
	② 商品の高付加価値化及び販路拡大に向けた取組の支援
	③ 県産食材の地産地消促進と物流の支援
	④ 海外への販路拡大に取り組む事業者の支援
	⑤ 観光等と連携した食産業・地場産業の振興
8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます	① 次世代の地域農業を担う経営体の育成
	② 生産性・市場性の高い産地づくり
	③ 農村の地域活動の促進
9 森林資源の循環利用促進と もうかる林業・木材産業の構築を進めます	① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保
	② 地域材の利用促進
	③ 原木しいたけ産地の再生
10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます	① 地域産業を支える人材の確保・育成
	② 若年者等の就業支援と人材の確保
	③ 企業における雇用・労働環境整備の促進
	④ 多様な雇用の場の確保と就労に向けた支援
11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます	① 物流・交流ネットワークの整備
	② 沿岸地域の復興・振興を支える道路の整備
	③ 医療機関への救急搬送ルートの整備

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

6 産学官金連携によるIT産業の育成やものづくり産業の振興に取り組みます

(基本方向)

盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、学術研究機関、産業支援機関の集積などの県央圏域の特性を生かし、市町や関係機関と連携し、産業集積を促進します。

IT¹産業と北上川流域のものづくり産業との連携促進により、第4次産業革命技術の導入促進を図り、国際リニアコライダー（ILC）関連産業をはじめとした他産業への参入を促進します。

学術研究機関、産業支援機関、高等教育機関など関係機関との連携により、第4次産業革命²を担う人材を育成するほか、地元定着を促進するとともに、市町や関係機関と連携し、起業・創業を促進します。

現状と課題

- ・ 県央地域には、岩手大学、岩手県立大学などの学術研究機関や、岩手県工業技術センターやいわて産業振興センターなどの産業支援機関があり、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- ・ 岩手大学構内の盛岡市産学官連携研究センター、岩手県立大学に隣接した滝沢市IPUIノベーションパーク、盛岡市・八幡平市の貸工場の整備、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナルなど産業立地基盤が充実し、IT産業、ものづくり産業の集積が進んでいますが、引き続き、企業誘致や起業・創業の支援を促進していく必要があります。
- ・ 盛岡市は新たに道明地区に工業用地の整備を進めており、ヘルスケア産業、医療福祉機器関連産業の集積を目指しているほか、滝沢市は経済産業省の地方版IoT推進ラボ³に認定されるとともに、IT産業の集積を進めています。
- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、県央圏域内の40区域を企業立地の重点区域に設定するとともに、首都圏での立地セミナーの開催などを行っており、引き続き、緊密な連携の下に、産業集積に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 平成28年における全県のIT産業の売上高は338億円、平成28年における県央圏域のものづくり関連産業分野の製造品出荷額は1,232億円となっており、ものづくり分野においては世界同時不況前の水準まで回復していないことから、新技術開発の取組を進めるとともに、最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材の育成・確保を支援するほか、新事業に挑む意欲ある事業者を支援していく必要があります。
- ・ 平成27年における全県のソフトウェア業年間売上高128億円のうち、受注ソフトウェア開

¹ IT：Information Technology（情報技術）の略。ICT（Information and Communication Technology）とほぼ同義の意味を持つが、このアクションプランにおいては、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着用する場合をICTと、区別して用いる。

² 第4次産業革命：人工知能（AI）やIoT、ロボットなどのIT技術によって、製造業を中心に産業構造を大きく転換しようとする動き。

³ 地方版IoT推進ラボ：経済産業省、IoT推進ラボ、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が選定する地域におけるIoTプロジェクト創出のための取組。

発が116億円を占めており、県内には自社開発型企业が少なく受託業務が中心のため、受託元の動向に左右されます。

- ・ 北上川流域において自動車や半導体関連産業を中心とした産業集積が進み、新たな雇用の創出とこれに伴う人口の増加が見込まれることから、管内に集積するIT産業と北上川流域のものづくり産業の企業間連携、産学官連携、医工連携等の多様で広域的な連携が求められているほか、新商品の開発や生産性の向上につながる第4次産業革命技術の導入を進めていく必要があります。
- ・ いわて加速器関連産業研究会、いわて組込みシステムコンソーシアム、いわて医療機器事業化研究会等の設立により、産学官金連携、県内企業の技術力向上、取引機会の拡大等が期待される一方で、産業人材の不足による生産の停滞なども懸念されます。

県が取り組む具体的な推進方策

① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画に基づき、市町や在京盛岡広域産業人会などの関係団体と連携して、企業誘致のための首都圏での企業立地セミナーの開催や関連イベントへの出展などに取り組みます。
- ・ 県央圏域に集積する学術研究機関や産業支援機関に加え、岩手流通センターや盛岡貨物ターミナルなどの産業立地基盤を生かした企業集積を促進します。
- ・ 県全域を対象とした地域未来投資促進法に基づく基本計画において示された、成長ものづくり分野、第4次産業革命分野、ヘルスケア・教育サービス分野等の企業に対して、地域経済牽引事業計画の策定を支援します。

② 地域産業を支える人材の確保

- ・ 学術研究機関や産業支援機関、高等教育機関、市町、商工団体、北上川流域のものづくりネットワークなどとの連携により、第4次産業革命を担う人材の育成を支援します。
- ・ 中堅人材を確保するため、首都圏等で開催している岩手IT県人会について、県南広域振興局と新たに連携した取組を進めていきます。
- ・ 大学等が行っているキャリア教育⁴の講師のコーディネート等を行うことで、管内就職・定住の意識を高めます。
- ・ 管内企業を紹介するガイドブックを作成し、管内高等学校へ設置するほか、ホームページに公開することで、地元企業の情報を広く発信し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。
- ・ 高校生等を対象とした出前授業、工場見学等を実施し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。
- ・ 人材育成・定着支援員を設置し、地元定着に効果的な情報を企業及び学校等の双方向へ提供します。

③ IT・ものづくり産業の幅広い産業分野への参入促進、起業・創業の支援

- ・ 産業支援機関と連携しながら、管内に集積するIT企業と北上川流域のものづくり企業とのマッチングによる取引拡大を支援するとともに、第4次産業革命技術の導入による生産性向上、付加価値向上、新商品の開発、地域課題解決のための取組を促進します。
- ・ 岩手大学や岩手県立大学などとの産学官連携を一層強化するとともに、岩手医科大学などとの医工連携により、新事業の展開を支援します。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の実現を見据えて、いわて加速器関連産業研究会と連携

⁴ キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

し、加速器関連産業への参入に関する情報の発信や研究会が開催するセミナーへの管内企業の積極的な参加を促進します。

- ・ 市町や商工団体、産業支援機関と連携し、各種事業を活用しながら、中小企業等経営強化法等に基づき、中小企業者の経営革新に係る事業活動を支援するとともに、起業・創業を支援します。
- ・ 商工団体が、小規模支援法に基づき国の認定を受けた経営発達支援計画に基づく取組と連携し、小規模事業者等の経営の改善や経営の再構築を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・ 大学との共同研究
- ・ 新技術・新製品開発
- ・ 販路開拓
- ・ インターンシップ等の受入れ など

(大学・産業支援機関等)

- ・ 産業人材の育成
- ・ 企業等との共同研究
- ・ 市町との連携
- ・ 起業・創業の支援
- ・ 企業間取引支援
- ・ 資金支援 など

(市町)

- ・ 産学官連携施設の活用、産業立地基盤等の整備
- ・ 企業等との産学官金連携、起業・創業の支援
- ・ 企業誘致活動、優遇措置 など

【関連する計画】

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-1 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(観光産業)

(基本方向)

県央圏域の自然や温泉、食、スポーツアクティビティなど、多彩な地域資源を活用した滞在・周遊型観光を推進するとともに、外国人観光客の増加や国民のライフスタイルの変化に伴い、多様化する観光ニーズに対応したサービスの提供など受入環境整備を促進し、観光客の満足度が高く、リピーターの増加につながる魅力ある観光地づくりに取り組みます。

また、スポーツ団体や観光業、自治体等が一体となり、自然や施設等の地域資源を活用したスポーツ合宿・大会の誘致やスポーツアクティビティの開発・普及により、国内外からの誘客を図り、スポーツツーリズムによる交流人口の増加と地域の活性化を推進します。

現状と課題

- ・ 県央圏域の観光客入込数は、東日本大震災津波前の水準よりは上回っているものの、ここ数年では横ばい傾向にあります。
また、教育旅行客入込数は、東日本大震災津波前の水準を上回っていますが、北海道からの入込客数は、県全体として、東日本大震災津波前の70%程度に留まっています。
- ・ 観光地域づくりの実施主体として設立されたDMO¹等と連携した観光振興に取り組む必要があります。
- ・ 県央圏域は、岩手山、八幡平などの優れた自然などの観光資源に恵まれており、それらの資源を活用したスポーツアクティビティの掘り起こしや磨き上げによる、スポーツツーリズムの推進が期待されています。
- ・ 日本の人口が減少傾向にあるなか、観光振興により交流人口を拡大するためには、外国人観光客の更なる誘客と閑散期対策や滞在の長期化等に向けて、食・文化・スポーツなどを観光素材に活用した新たな魅力づくりが必要です。
- ・ 秋田県際地域と連携した「桜と雪の回廊キャンペーン」や「紅葉と温泉キャンペーン」など、観光客の周遊化を促進する事業が展開されています。
- ・ 新設された宮古-室蘭を結ぶフェリー航路を活用した修学旅行の提案や本県ならではの魅力をPRしていく必要があります。
また、フェリー就航やいわて花巻空港と台湾を結ぶ国際定期便の就航による新たな観光客等の流れを見据えた二次交通の確保や、交通ネットワークの情報発信が必要です。
- ・ 外国人観光客は台湾からの観光客が大きく増加（平成29年：前年比62.7%増）しているほか、タイなど東南アジアやオーストラリアからの観光客も増加し、平成29年の外国人観光客入込数は117千人回（前年比58.5%増）となっています。

¹ DMO : Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり推進法人。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり等を地域で主体となっていく観光地づくりの推進主体。

- ・ 環境省が、国立公園を訪れる外国人旅行客の増加を目指して取り組む「国立公園満喫プロジェクト²」に十和田八幡平国立公園が選定されています。
十和田八幡平国立公園をナショナルパークとして、世界に発信していくためには、国と連携を図るとともに、地域が観光素材の磨き上げなどに取り組むことが必要です。
- ・ 全国における訪日外国人の旅行形態は、個人手配によるものが、平成22年の56.4%から平成29年には80%に増加するなど、旅行スタイルが変化しています。
- ・ 今後も増加が見込まれる様々な国からの観光客の受入に備え、多言語による情報発信やコミュニケーション力の向上、多様な文化、慣習、宗教などに配慮した対応が重要になっています。
- ・ 管内各市町においては、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの開催やホストタウンをはじめとする事前合宿の誘致活動・受け入れ等により、スポーツを通じた国内外との交流が活発になってきています。
また、各市町においては、首都圏で開催されているスポーツ関連商談会や合宿相談会等を通じて、地域のスポーツ施設を活用したスポーツ合宿やスポーツ大会の誘致に積極的に取り組んでいますが、競合する他地域との差別化が課題となっています。
- ・ 中国では、2022年の冬季オリンピックの開催に向けてスキーなどの冬季スポーツ愛好者が増加しており、本県に来訪する中国人スキー客も増加傾向にあります。
中国人を含めた外国人スキー客には、滞在中に複数のスキー場や、宿泊施設以外の飲食店、土産店等を訪問したいとのニーズがあり、そのニーズに沿った交通アクセスなどの周遊環境を整備することにより、観光消費額の拡大が期待されます。
- ・ 連携の動きとして、「盛岡広域スポーツコミッション³」と「いわてスポーツコミッション⁴」が設立され、スポーツ大会・合宿の誘致活動やスポーツ情報の一元的な発信など、スポーツツーリズムの推進に向け、広域による取組が進められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 魅力ある観光地づくりと観光客受入環境の向上

- ・ 滞在型観光を推進するため、盛岡・八幡平エリアにおいて、「桜と雪の回廊」に代表される自然の魅力や豊富な温泉資源、地元食材、産業、文化など県央圏域の強みを活用し、四季の魅力を体感できるイベント開催の支援や、酒蔵ツーリズムの推進など、滞在しながら楽しめる観光メニューづくりに取り組みます。
- ・ 宮古一室蘭間フェリー就航を契機とし、沿岸地域と内陸を周遊する新たな観光ルートを確立するため、地域で取り組む体験型観光素材を生かした修学旅行誘致や、観光周遊モデルのPRに取り組みます。
- ・ 観光による地域活性化を図るため、観光地づくりに取り組むDMO等との連携体制を強化し、市町境を超えた観光施設で利用可能な共通クーポンの販売等、地域観光資源を広域的に活用する取組を促進します。

² 国立公園満喫プロジェクト：日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、環境省が平成28年度（2016年度）から2020年度までの間、全国から8カ所選定された国立公園において、訪日外国人を引き付ける事業を計画的、集中的に実施する取組。選定された国立公園には、岩手、秋田、青森の三県にまたがる十和田八幡平国立公園が含まれる。

³ 盛岡広域スポーツコミッション：希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の遺産を確実に未来に引き継いでいくため、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町がそれぞれの自立性を尊重しつつ、相互に連携・協調してスポーツツーリズム等の取組を通じた盛岡広域圏の魅力の発信と賑わいの創出を図ることを目的として、平成29年3月に設立された団体。

⁴ いわてスポーツコミッション：岩手県のスポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目的として、平成29年10月に設立された団体。

- ・ 観光施設や宿泊・飲食施設等における外国人対応や観光客のニーズに即した受入環境の向上を図るため、セミナー等の開催による観光人材の育成に取り組みます。
- ・ 観光客のニーズを踏まえた交通手段の充実を図るため、滞在先と飲食施設の多い地域を結ぶ二次交通の運行支援等、市町や交通機関と連携した取組を推進します。

② 効果的な情報発信による誘客の促進

- ・ 観光客目線の広域的な観光情報を発信するため、秋田県際地域や県内隣接広域圏と連携した県外での観光PRや誘客イベントの開催などによる知名度の向上に取り組みます。
- ・ 個人旅行者向けの観光情報を充実させるため、市町や岩手県観光協会と連携し、家族や少人数で旅行する観光客が訪れやすい観光情報の紹介など、きめ細かな情報発信に取り組みます。
- ・ 東京2020パラリンピック開催を契機に、本県に障がい者の観光目的の来訪を促進するため、福祉関係機関、観光関係事業者等と連携して、観光施設等でのユニバーサルデザイン対応状況の情報発信の支援に取り組みます。

③ 国際観光の推進

- ・ 台湾からの誘客に重点的に取り組むとともに、タイなど新たな市場からの誘客につなげるため、市町や観光事業者等と連携した国際旅行展等への出展をはじめ、新たに海外メディア、ブロガー等を活用した魅力発信に取り組みます。
- ・ ラグビーワールドカップ2019⁵釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、岩手県観光協会等と連携して、情報通信技術（ICT⁵）やSNS⁶を活用した多言語による観光PR動画や外国人観光客が一人歩きできるような交通アクセス方法など観光情報の提供に取り組みます。
- ・ 言語、文化、慣習等の違い、宗教上の理由から生じる外国人観光客の多様なニーズ（イスラムの食事や礼拝等）やLGBT⁷ツーリズム等に対する理解を深めるため、観光事業者等を対象にしたセミナーを開催します。
- ・ 2022年に中国で開催される冬季オリンピックに向けて、本県のスキー場など冬季スポーツ施設を積極的に情報発信するなど、冬季スポーツ愛好者の誘客を促進します。

④ スポーツツーリズムの推進

- ・ ラグビーワールドカップ2019⁵釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機とした事前合宿の誘致やホストタウンの取組等を支援するとともに、これらの大会のレガシーの継承のため、いわてスポーツコミッションや盛岡広域スポーツコミッションと連携し、スポーツ団体やNPO、企業等が行うスポーツ合宿や大会の誘致活動を支援します。
- ・ スポーツ大会を活用したスポーツツーリズムツアー商品の造成や、自然景観などの魅力を活用したスポーツアクティビティの開発等を支援し、地域の特色を活かしたスポーツツーリズムの推進を図ります。
- ・ スポーツツーリズムにより地域経済の活性化を図るため、スポーツ団体や観光関連事業者等を対象としたセミナーの開催等を通じ、地域全体での取組につながる普及啓発を進めます。

（工程表と指標は最終案に記載）

⁵ ICT：Information and Communication Technology の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。

⁶ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

⁷ LGBT：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）、T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

県以外の主体に期待される行動

(企業等)

- ・ 地域資源を生かした新たな観光の魅力創出・旅行商品造成
- ・ 旅行者の満足度を高めるおもてなしの実践
- ・ 二次交通など受入環境の整備
- ・ イベント企画開催
- ・ イベントへの協賛や後援
- ・ スポーツ合宿・大会等の誘致活動とその支援・

(市町・観光協会・スポーツコミッション・DMO)

- ・ 地域観光施策の企画、コーディネート、実施
- ・ 地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと情報発信
- ・ 地域内の二次交通の整備促進
- ・ スポーツ合宿・大会等の誘致活動
- ・ スポーツツーリズムに向けた取組の実施

(大学)

- ・ 調査研究
- ・ 人材育成

(住民)

- ・ 観光地づくりへの参画
- ・ スポーツ大会・イベント等への積極的な観戦や参加
- ・ スポーツボランティア等としての積極的な参画

【関連する計画】

- ・ みちのく岩手観光立県第3期基本計画（計画期間 2019年度～2022年度）
- ・ いわて国際戦略ビジョン（計画期間 平成29年度（2017年度）～2021年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

7-2 観光・食・スポーツを連携させた交流促進により地域経済を活性化します(食産業)

(基本方向)

専門家を活用したカイゼンの取組支援により、事業者の生産性向上の強化を図るとともに、異業種交流セミナー等の開催による若手事業者の連携を強化しながら、食産業、工芸関連事業者の人材育成を図ります。

また、商品の高付加価値化に向けて、いわて希望応援ファンド等補助制度及び専門家活用による新商品開発をはじめ、観光産業や流通業など他産業との連携により、雇用にもつながる新たなビジネスモデル¹の創出及び産業の育成を支援します。

さらに、地域の生産者と消費者・飲食店等の交流を促進することで、地産地消による地域内連携や沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。

加えて、県外の百貨店、ホテル、飲食店等のほか、管内を訪れる観光客に対して、特色ある食や工芸などの情報発信を行うとともに、それらの資源を活用した様々な取組を促進することにより地域経済の活性化に繋がります。

現状と課題

- ・ 県央圏域は、盛岡市を中心とした県内最大の食料消費地であるとともに、農業産出額が県全体の約3割を占める農業地帯となっています。
- ・ 食料品製造業は、平成27年において、管内の事業所数の24.9%、従業員数の34.8%、製造品出荷額では34.5%を占める主要分野となっています。
- ・ 専門家を活用した、食産業事業者に対するカイゼンの取組支援により、生産性の向上や人材育成に向けた取組が行われています。
- ・ 人口減少傾向の中で、活力ある地域内の若手事業者、とりわけ地域の食産業をリードする人材を支援するとともに、これに続く人材をさらに増やし育成していく必要があります。
- ・ 主要な販路である国内マーケットが縮小傾向にある中、競争力を確保するため、商談会や物産展の開催等を通じて、売れる商品づくりや新たな販路の開拓が求められています。
- ・ 南部鉄器や安比塗などの伝統工芸産業は、従事者の高齢化に伴う後継者不足、ライフスタイルの変化や安価な定量生産品の普及による需要の低迷が課題となっている一方、伝統技術を継承しながら現代の用途に合わせた新しいものづくりの取組が行われています。
また、2019年度に、盛岡、滝沢両市を会場に「第36回伝統的工芸品月間国民会議全国大会」が開催予定であり、管内の伝統工芸産業を国内外に発信する絶好の機会として期待されています。
- ・ 県産食材の地産地消の取組を推進するため、平成30年度からスタートしている現在の小口物流ルートの新たな開拓などを通じて、県央圏域内等の生産者と飲食店、小売店などの更な

¹ ビジネスモデル：企業が継続的に売上や利益を生み出す仕組みのこと。生産者と食品製造業者が連携を強化し、加工用農産物の生産・販売等の取組、流通業と連携した付加価値商品の販売、外食産業と連携したメニューの提案などが例として挙げられる。

る交流拡大に取り組む必要があります。

- ・ 経済成長が著しいアジア諸国をはじめとする海外展開に取り組む食産業や地場産業事業者を支援するため、海外の流通業者等とのネットワークを活用しながら、消費者目線の商品の改良など、商品力の向上に向けた取組が必要となっています。
- ・ 生産者や加工業者、流通業者などの異業種交流ネットワークから新たな商品開発の取組が行われるとともに、これら食産業の若手グループなどによる地域活性化のプロジェクトの活動が拡大しています。
- ・ 特色ある多彩な食材や魅力ある工芸等地場産業を効果的に活用し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き、商工団体などの関係団体や市町と連携した取組を進めるとともに、観光産業や流通業など、より多様な分野との連携を進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 食産業・地場産業事業者の経営改善と中核人材の育成

- ・ 商品の高付加価値化やカイゼンによる生産性向上など、経営改善に取り組む食産業・地場産業関連等事業者に対し、産業創造アドバイザー²などの専門家派遣や関係機関との連携によるきめ細かい支援に取り組みます。
- ・ 意欲ある若手事業者（生産者、食品製造業者及び飲食店等）による、6次産業化³や農商工連携の自主的プロジェクトなど、ビジネス化に向けた取組を支援するとともに、セミナーの開催等を通じて次代を担う中核人材の育成に取り組みます。
- ・ 地域の農村資源等を活用した産直や農畜産物加工・企業等の農村ビジネスの振興を図るため、経営管理能力の向上等の支援に取り組みます。

② 商品の高付加価値化及び販路拡大に向けた取組の支援

- ・ 商品の高付加価値化等に取り組む事業者に対し、専門家による指導・助言をはじめ、産業支援機関等との連携によるいわて希望応援ファンド等の補助制度の活用などを通じて、食や工芸における消費者ニーズを踏まえた新商品の開発や販路拡大に向けた支援に取り組みます。
- ・ 食や工芸の県外商談会の出展支援や首都圏シェフ等の産地視察及び交流会の実施などにより、県外への販路拡大を促進します。
- ・ 販路拡大に取り組む事業者に対し、専門家と連携しながら、ネットショップの立ち上げなど、IT技術を活用した情報発信の支援に取り組みます。
- ・ 2019年度に、盛岡、滝沢両市を会場に開催予定の「第36回伝統的工芸品月間国民会議全国大会」を好機に、県央圏域の伝統工芸産業の魅力を県内外に情報発信するとともに、関係団体や市町と連携し、新商品の開発支援や県央圏域内の県民にその価値と日常生活への取り入れ方を提案するなど、販路の拡大を図ることにより産業の活性化を図ります。

③ 県産食材の地産地消促進と物流の支援

- ・ 生産者と飲食店をつなぐ地域内流通の促進と販路拡大を図るため、食産業事業者（生産者及び食品製造業者）と県央圏域内飲食店の商談会の開催や地域食材の新たな商品化など地産地消の支援に取り組みます。
- ・ 地域の生産者から飲食店へ顔が見える形で旬な食材を提供するとともに、特色ある県産農林水産物の地産地消を促進するため、管内外への小規模物流システムの利用促進と新たなルート開拓支援に取り組みます。

² 産業創造アドバイザー：新商品開発や販路開拓等について指導・助言を行う者として岩手県が委嘱している各分野の専門家のこと。

³ 6次産業化：農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。

④ 海外への販路拡大に取り組む事業者の支援

- ・ 海外への販路拡大を希望する事業者を支援するため、県内で開催される海外展開向けの商談会を通じた県産農畜産物及び加工品等の商品力向上や台湾などでの物産展の開催、輸出支援などに取り組みます。

また、地域商社機能を有する岩手県産(株)や海外商社など、ビジネスパートナーとの連携を強化し、海外への販路拡大に取り組む小規模事業者の支援に取り組みます。

⑤ 観光等と連携した食産業・地場産業の振興

- ・ 産業創造アドバイザーなどの専門家や産業支援機関等との連携により、生産者を含めた食産業・地場産業事業者と観光・流通・IT産業などの他産業間で幅広い交流機会の創出につながるネットワークを拡大することにより、新たな事業展開を推進します。
- ・ 県北沿岸と県央地域を結んだ「塩の道」を軸として、当該地域の特色ある食産業とそれを形作った歴史文化のPR、トレイル等スポーツ、観光の連携による地域活性化を目的とした取組を支援します。
- ・ 沿岸地域と連携した食産業イベントの開催の支援、生産者と連携した農業体験等のアクティビティを目的とした旅行商品素材の発掘の支援に取り組むなど食や工芸と観光の連携を強化します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 工程改善等生産性向上の取組
- ・ 新製品開発、販路の確立、ブランド化
- ・ 国内外への販路拡大支援

(関係団体・市町)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 新商品開発、販路の確立、ブランド化の支援
- ・ 経営力向上の支援

(市町)

- ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画
- ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整
- ・ 食材情報の蓄積、発信

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

8 米・園芸・畜産のバランスがとれた農業の持続的発展と活力のある農村づくりを進めます

(基本方向)

経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進します。

また、生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進するとともに、省力・高品質生産を実現するスマート農業¹や経営改善につながる農業生産工程管理（GAP）²の導入を推進し、国内外に通用する安全安心で競争力のある産地づくりを進めます。

さらに、担い手と地域住民との協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネス³を支援します。

現状と課題

- ・ 平成28年の農畜産物の産出額は740億円で、畜産物価格の堅調な推移により、平成26年から約93億円増加しています。
- ・ 農業就業人口は、平成22年から平成27年までの5年間で3,832人（18%）減少し、平成27年は17,435人となっており、認定農業者数も平成29年度末で1,859人と漸減しています。
- ・ 新規就農者数は、平成29年度は77人、平成25年度から平成29年度までの5年間で累計341人（平均68人/年）確保されており、就農の形態は法人等への雇用就農が増加しています。
一方、農業就業人口の減少に加え、65歳以上の割合は、平成22年の57.8%から5年間で3ポイント増え、高齢化が進んでいることから、多様な担い手の確保・育成を強化する必要があります。
- ・ 販売額3,000万円以上の経営体数は、平成22年から平成27年までの5年間で12経営体増え、平成27年は179経営体となっており、増加傾向にあります。
- ・ ものづくり産業の「カイゼン⁴」や作業管理ソフト等の情報通信技術（ICT）技術を導入し、生み出された時間や労力により、経営規模の拡大等に取り組む担い手が出てきています。
- ・ 担い手への農地利用集積面積は、平成29年度までに25,225ha、集積率56.8%となっており、農地集積にかかる制度事業の活用や農地整備事業との連携の強化などにより、更なる集積を進めていく必要があります。
- ・ 水田整備率（30a程度以上：平成27年度まで）は57.2%と、県平均（51.6%）を上回っているものの、全国平均（64.7%）より低く、農地の利用集積・集約化の加速や担い手の育成、水田フル活用等に向け、ほ場整備の一層の推進が必要です。
- ・ 耕地面積は44,410haで、県全体の29%を占め、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を有しています。キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど、県を代表する産地が形成され、

¹ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

² 農業生産工程管理（GAP）：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

³ 農村ビジネス：農村の地域資源を活用した、産直や農家レストラン、農家民泊などの取組。

⁴ カイゼン：作業効率向上や安全性確保などを目的に、主に製造業の生産現場で行われる問題解決の取組。

園芸作物の販売額が県全体の4割を占めています。

また、乳用牛飼育頭数が県全体の約半分を占める酪農地帯でもあり、米、園芸、畜産のバランスのとれた産地を形成しています。

- 管内の農畜産物の輸出は、りんどうのほか、平成29年にリンゴがタイ、ベトナムに加え、台湾に輸出されるなど、販路拡大の好機となっています。
- 基幹的な農業水利施設の多くが耐用年数を経過し、更新対策を進めてきたところですが、今後においても、水路やため池等の整備による安定的な農業用水の確保が必要となっています。
- 県央圏域の農地の74%を占める中山間地域の人口減少により、集落機能はもとより、多面的機能を有する農村資源の維持や生産活動の継続が困難になるおそれがあることから、担い手のみならず、兼業農家等を含めた地域住民が有する能力を最大限発揮し、活力ある農村づくりを進める必要があります。
- 中山間地域の集落等が、地域の目指す姿及びその実現に向けた取組等を定めた「地域ビジョン」を策定し、外部ボランティア等の参加・支援も得ながら地域の活性化を図る取組例が見られることから、引き続き、取組の拡大を図る必要があります。
- 中山間地域等直接支払交付金に係る協定が管内145地域（平成29年度）で締結されているほか、農地維持（共同）活動に係る多面的機能支払交付金が211組織、対象面積18,661ha（カバー率45%：平成29年度）に交付されるなど、地域協働による生産基盤や生活環境の保全活動が拡大しており、引き続き、取組の拡大に向けた啓発に努める必要があります。
- 農商工連携や生産者自身が加工・販売に取り組む6次産業化については、一部で取組が見られるものの、労働力の確保や販路等が課題であることから、ニーズに応じた支援を行う必要があります。
- グリーン・ツーリズム⁵交流人口は、東日本大震災津波の影響により、一旦大幅に減少したものの、その後は回復し、増加傾向となっています。

しかし、総合交流施設の改修に伴う休業や農林漁家レストランの廃業の影響により、平成29年度は110万人にとどまっています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 次世代の地域農業を担う経営体の育成

- 経営力・雇用力の高い持続可能な企業的経営体を育成するため、カイゼン及び情報通信技術（ICT）等革新技術の導入による経営の高度化や農地の集積・集約化による経営規模の拡大、高収益作物の導入、農畜産物の高付加価値化など所得向上に向けた取組を支援します。
- 次世代の担い手となる農業者を確保・育成するため、管内農業の魅力発信の強化による就農希望者の裾野拡大を図るとともに、就農前における生産・経営管理技術の習得に加え、就農後における早期経営自立に必要な機械・施設の導入など発展段階に応じた総合的な支援と併せ、円滑な経営継承に向けた支援体制の構築を進めます。
- 高齢化や規模拡大に伴う労働力不足解消のため、収穫・調製作業の効率化や外部化を加速させるとともに、他業種や関係機関と連携した人材募集・活用などの取組を支援し、女性・若者・障がい者など多様な働き手の確保を進めます。
- 女性の農業経営への参画を促進し、より創造力のある地域農業を展開するため、各ライフステージの女性が活躍できる環境の整備や農業法人等における女性の登用拡大などの取組を支援します。

⁵ グリーン・ツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態。

② 生産性・市場性の高い産地づくり

- ・ 水田のフル活用により所得向上を図るため、需要に応じた米生産を推進し、「銀河のしずく」の高品質安定生産等による産地化やGAPによる経営・作業改善に向けた取組を支援するとともに、低コスト・省力技術（高密度播種⁶、ドローン等による病虫害防除、情報通信技術（ICT）を活用したほ場・営農管理等）の導入、土地利用型野菜の導入、花き及び薬用作物等の高収益作物への転換と拡大、麦（もち性小麦含む）・大豆等の収量向上技術の導入を促進します。
- ・ 園芸産地力の向上を図るため、消費者や実需者のニーズに対応した多様な品目の生産、出荷期間の拡大等に取り組むとともに、環境制御機能を備えた施設整備や情報通信技術（ICT）等を活用した革新的技術の導入による生産性向上・省力化に向けた取組を支援します。
- ・ 酪農・肉用牛経営体の規模拡大による収益向上を図るため、畜舎や堆肥舎、草地・飼料畑など生産基盤の整備を推進するとともに、雌雄産み分け技術や分娩監視装置等先端技術の導入拡大など生産性向上に向けた取組を支援します。
- ・ 家畜の飼養管理や飼料生産などの省力化を図るため、キャトル・ブリーディング・ステーション⁷、哺育・育成センター⁸や飼料生産受託組織などの外部支援組織の育成・強化に取り組むとともに、粗飼料の広域流通を支援します。
- ・ 海外への販路拡大を希望する事業者を支援するため、県内で開催される海外展開向けの商談会を通じた県産農畜産物及び加工品等の商品力の強化や台湾などでの物産展の開催、輸出支援などに取り組みます。【再掲】
- ・ 家畜伝染病や野生鳥獣の被害から産地を守るため、防疫対策を徹底するとともに、電気さく設置や有害捕獲、追い払いや環境改善など地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の取組を支援します。
- ・ 産地の生産性向上や担い手への農地の集積・集約化の加速化に資するため、ほ場や用排水路・農道の整備、暗渠排水等による農地の高度利用及び集落営農の取組を支援するとともに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、施設管理者とともに、機能診断に基づく予防保全対策の検討や適時適切な補修、更新等を行います。
- ・ 災害に強い農村社会とするため、農業水利施設の計画的な整備とため池の適正管理の推進により農地や農業用施設の被害を未然に防止します。

③ 農村の地域活動の促進

- ・ 中山間地域の集落における地域活動の活性化を図るため、「地域ビジョン」の策定及び地域ビジョンに基づく取組を支援します。
- ・ 農地・農業用施設及び農村景観等の農村資源が持つ公益的機能について地域住民の理解醸成を図るとともに、地域協働で保全する活動を支援します。
- ・ 地域の農村資源等を活用した産直や農畜産物加工・起業等の農村ビジネスの振興を図るため、消費者ニーズを踏まえた販売戦略の策定・実践及び経営管理能力の向上等の取組を支援するほか、生産体制の整備や商品力強化等の取組を支援します。
- ・ 農村地域ならではの魅力の向上と理解促進を図るため、管内各市町や沿岸地域等との連携により、インバウンド⁹も視野に入れたグリーン・ツーリズムの受入体制強化の取組を支援す

⁶ 高密度播種：水稻育苗箱に高密度で播種することで、一枚の育苗箱でより多くの面積への移植が可能になり、資材費の削減や管理労力及び作業時間の低減などが期待される低コスト技術。

⁷ キャトル・ブリーディング・ステーション：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理する預託施設。農家は、牛を一定期間施設に預けることで、肉用牛生産に係る労力の軽減や飼養規模の拡大を図ることができるもの。

⁸ 哺育・育成センター：飼養管理の効率化や育成成績の向上などを図るため、生後10日前後の哺育時期から子牛を預かり、育成するセンター。

⁹ インバウンド：外国人が訪れてくる旅行

るほか、食に関する歴史、「食の匠」等の郷土食文化等の情報を内外に発信します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(農業者・生産者組織・JA・土地改良区等関係機関)

- ・雇用拡大
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組
- ・次世代の担い手の確保・育成
- ・農業資源の維持保全
- ・生産基盤整備の合意形成支援
- ・農畜産物の高付加価値化
- ・生産性向上・省力化に向けて指導
- ・農村ビジネスの取組
- ・外部委託導入
- ・農村の魅力向上
- ・輸出等による販路拡大
- ・農村都市交流

(市町)

- ・多様な担い手の確保・育成支援
- ・生産基盤整備の推進
- ・販路開拓支援
- ・野生鳥獣被害防止対策の取組支援
- ・農村ビジネス支援
- ・農村の魅力向上支援

【関連する計画】

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県農業振興地域整備基本方針(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県水田フル活用ビジョン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・いわての美味しいお米生産・販売戦略(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・岩手県野菜生産振興計画(仮称)(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・岩手県果樹農業振興計画(計画期間 平成27年度(2015年度)～2025年度)
- ・岩手県花き振興計画(仮称)(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・岩手県家畜及び鶏の改良増殖計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・希望郷いわての農業農村整備計画(計画期間 平成31年度(2019年度)～2022年度)
- ・いわて農業農村活性化推進ビジョン(計画期間 平成27年度(2015年度)～)

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

9 森林資源の循環利用促進ともうかる林業・木材産業の構築を進めます

(基本方向)

森林資源の循環利用に向けて、森林施業の集約化、路網¹の整備、低コスト林業の促進、高性能林業機械の導入支援を図るとともに、新規林業従事者や高度技能者等林業担い手の育成及び確保等に取り組みます。

また、地域材の利用促進を図るため、アカマツ材等の建材への利用や松くい虫被害材のチップ化、木質バイオマスのエネルギー利用等に取り組みます。

さらに、原木しいたけについては、原木の安定確保を図るとともに、担い手育成や輸出に取り組みます。

現状と課題

- ・ 平成27年度における県央圏域の民有林森林面積は約16万haとなっており、全県の約21%を占めています。
- ・ 県央圏域における針葉樹樹種別面積は、アカマツに次いでカラマツの占める割合が高く、また、県央圏域のカラマツ林の面積は、県全体の4割(平成27年度42.5%)を占めています。
- ・ 森林の有する木材生産機能、水源涵養機能及び地球温暖化防止機能等の多面的な機能を高度に発揮させるため、森林整備を計画的に進める必要があります。
- ・ 県央圏域の造林面積は、伐採面積の4割程度であることから、低コスト林業化を図りながら伐採跡地の再造林を促進する必要があります。
- ・ 広葉樹生産は、パルプ原木やしいたけ原木、木炭原木、薪、建材等多様な需要に応じていくため、豊富な広葉樹の活用とともに、更新を進めていく必要があります。
- ・ 県央圏域の森林組合では、作業班員の高齢化が進んでいたこと、大口需要先への供給対応が必要となっていたことなどから、盛岡地区の2組合が平成28年7月に広域合併して、盛岡広域森林組合が設立されました。
- ・ 県央圏域の林業従事者は、高齢化(平成28年 60歳以上42%)が進み、従事者数も減少(平成26年 512人→平成28年 435人)していることから、林業労働力を確保する必要があります。
- ・ 計画的な主伐、造林、間伐を進めるため、生産性の高い素材生産とともに造林を行う地域けん引型林業経営体²及び提案型集約化施業³を担う森林施業プランナー⁴の活動支援が必要となっています。
- ・ 平成12年度に紫波町において発生した松くい虫被害⁵は、その後、矢巾町、盛岡市及び滝沢市に被害が拡大し、当該市町は「松くい虫被害地域」となっており、未被害地域への被害拡

¹ 路網：林道、林業専用道、森林作業道から構成され、保育・素材生産等の施業を効率的に行うため林業で最も重要な生産基盤。

² 地域けん引型林業経営体：森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。

³ 提案型集約化施業：複数の森林所有者に対して、施業内容、必要経費、木材販売額等の収支を明らかにした見積を提示して、林地を集約化して施業すること。

⁴ 森林施業プランナー：森林経営計画を作成するとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託することのできる者。

⁵ 松くい虫：正式名称はマツ材線虫病。マツノマダラカミキリが媒介する体長1mm程度の線虫が、松の幹の中で増殖し、通水組織を破壊することにより、松が枯れる原因となる。

大を防ぐ必要があります。

- ・ ナラ枯れ被害⁶は、近隣市町村に発生してきており、未被害地域である県央圏域での侵入を警戒する必要があります。
- ・ 県央圏域では、大型製材工場が稼働しているほか、近接地域では、合板工場や木質バイオマス発電所が稼働しており、大口需要者に対し地域材を安定供給する体制が必要となっています。
- ・ 県央圏域の公共施設等では、地元産のスギ、カラマツ、アカマツが構造部材や内装材として使用されるなど、地域産材の活用事例が増えてきていますが、公共施設はもとより、新築住宅やマンションのリフォーム等における需要拡大を図るため、さらなる地域材のPRを行う必要があります。
- ・ カラマツ材は、地域ブランド材として主に首都圏に供給されており、引き続き、販売活動を支援する必要があります。また、アカマツ材については、需要が低迷していることから、内装材等住宅用部材の利用促進を図る必要があります。
- ・ 県央圏域の木質バイオマス利用機器は、公共施設等を中心に増加（平成27年度 33台→平成29年度 36台）しており、今後も、低炭素社会の実現に向けて、産業分野への導入を促進するとともに、木質燃料の安定供給体制の構築を図る必要があります。
- ・ 原木しいたけは、原発事故の影響を受け、全国的な原木不足により原木価格が上昇していること、生産者の減少や高齢化等（70代以上約4割）により生産量は減少傾向（平成26年度 221t→平成28年度 185t）にあります。
- ・ 県央圏域の原木生しいたけにおいては、都市近郊の立地を活かした周年栽培により、県内の約8割を生産しています。
- ・ 原木しいたけ産地の再生に向け、原木の安定確保、担い手の確保・育成を図るほか、原木しいたけ増産に向けた経営規模の拡大等により収益性の向上を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 森林資源の循環利用及び担い手の育成・確保

- ・ 市町及び森林組合等林業事業体と連携し、森林施業の集約化を図るとともに、林道や森林作業道等路網を整備し、生産基盤の強化を図ります。
- ・ 持続的な森林経営を図るため、伐採と造林の一貫作業システム⁷の普及やコンテナ苗⁸による植栽、カラマツ天然更新実証調査を進め、低コスト造林の促進を図ります。
- ・ 県央圏域の森林資源を適正に管理するため、森林経営計画作成等を通じて、森林組合等林業事業体への支援を推進します。
- ・ 県産漆の増産に向け、漆造林に取り組む森林所有者等を補助事業等により支援します。
- ・ 新規林業従事者等の雇用を促進するため、社会保険等の処遇改善の支援のほか、林福連携等による新たな労働力の開拓、労働強度の軽減のためのドローンの活用や林業用アシストスーツ⁹等新技術の導入、空調服等の普及を促進します。
- ・ 素材生産における生産性の向上を図るため、高性能林業機械の林業事業体への導入を支援します。
- ・ 松くい虫被害については、未被害地域への被害拡大を防ぐため、被害木の駆除のほか、樹

⁶ ナラ枯れ：ナラ類やシイ・カシ類の木を枯らす感染症で、ナラ菌と呼ばれるカビの一種が原因。

⁷ 一貫作業システム：素材生産で使用した機械をその後の地拵、植栽に活用し、伐採から植栽までを一連の作業として実行するシステム。

⁸ コンテナ苗：根巻きを防止できる容器（マルチキャビティーコンテナ）で育成した苗木。活着が良好で、植栽時期の幅が広いなどのメリットがあり、裸苗よりも短期間で生産可能。

⁹ 林業用アシストスーツ：林業従事者の歩行を支援する装置で、造林作業など急斜面を上り下りする際の肉体的な負担軽減が期待できる。

種転換や広葉樹林化を促進するとともに、各市町と連携し、被害材の利用促進にも取り組みます。

- ・ ナラ枯れ被害については、県央圏域への侵入を警戒するため、松くい虫等防除推進員等の巡視とともに、各市町と連携し、被害の監視に取り組みます。
- ・ 森林の有する公益的機能の維持・増進と山地災害の防災対策を推進するため、治山施設等を整備するほか、治山施設の点検結果に基づき治山施設個別施設計画を策定し、治山施設の長寿命化対策に取り組みます。
- ・ NPO等民間活動組織が実施する森林保全活動に対する支援を行うほか、「県民の森」及び「滝沢森林公園」について、県民の保健休養や森林体験学習の場として提供します。
- ・ 交流人口を増やすため、県央圏域の北部地域に豊富なカラマツ林の黄葉等の魅力を情報発信する取組を推進します。

② 地域材の利用促進

- ・ 各市町が策定した「公共建築物等木材利用推進方針」に基づく地域材利用について、市町と情報共有し、木材の利用を促進します。
- ・ アカマツ材の認知度の向上を図るため、公共施設等へQRコードを付した地域材製品等を設置するとともに、PR活動を通じ、住宅等の構造材や内装材等住宅部材への利用促進に取り組みます。
- ・ 商店街における店舗等の木質化の意向調査等を行い、地域材の利用促進につなげていきます。
- ・ 木質バイオマス燃料¹⁰として、利用が進んでいない松くい虫被害材のチップ化を促進します。
- ・ 民間企業への木質バイオマス利用機器の導入を普及啓発し、木質バイオマスの利活用を促進します。

③ 原木しいたけ産地の再生

- ・ 原木しいたけについては、原木等の放射性物質検査の徹底による安全・安心の確保や原木コネクター¹¹への原木増産助成等により原木の安定確保を支援します。
- ・ 経営規模の拡大等による収益の向上を図るため、栽培技術の勉強会の開催等による担い手の育成や県主催物産展への参加を通じて輸出の拡大を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹⁰ 木質バイオマス燃料：木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材などの木材由来の生物資源燃料。

¹¹ 原木コネクター：森林所有者（原木林所有者）としいたけ生産者をつなぐ原木の生産・供給に意欲的な地域の原木生産者。

県以外の主体に期待される行動

- (森林組合等林業事業体・木材加工事業体等)
- ・森林経営計画等に基づく適正な森林施業の実施
- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・森林施業の低コスト化
- ・経営基盤強化と雇用管理の改善等による担い手の育成・確保
- ・松くい虫防除作業の実施
- ・保安林制度の理解と遵守
- ・地域材やバイオマス燃料の安定供給の取組
- ・木質バイオマスボイラーの導入
- ・安全・安心なしいたけの生産
- (市町)
- ・森林施業の集約化と計画的な路網整備
- ・松くい虫防除事業の実施
- ・新たな森林管理システムの推進
- ・治山対策の実施に向けた地域合意の形成
- ・地域材安定供給の実行支援
- ・公共施設等への木材利用を推進
- ・木質バイオマスの利活用の促進、普及啓発
- ・しいたけの生産活動支援

【関連する計画】

- ・森林資源利用推進ビジョン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2020年度）
- ・林道整備事業中期実施計画（第3期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 平成25年度（2013年度）～2020年度）
- ・治山事業4箇年実施計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 平成25年度～平成30年度）

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

10 地域産業の特性に応じた産業人材の確保・育成とやりがいを持って働くことができる労働環境の整備を進めます

(基本方向)

市町や関係機関などと連携した各分野の産業振興施策の推進をはじめ、学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、地域産業を支える優れた人材の育成・確保を行います。

また、将来の県央圏域を担う若年者等の地域内就職と職場定着を促進するため、管内若年者の県内企業の認知度を向上させ、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などの勤労観の醸成を支援するとともに、関係機関などと一体となり、企業とのマッチングを支援します。

さらに、雇用の質や企業の魅力向上を図るため、県や関係機関の支援制度等に関する情報提供などにより、企業のワークライフバランス等の働き方改革を推進します。

現状と課題

- ・ 雇用情勢は、東日本大震災津波に関連した復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、平成30年3月の有効求人倍率は1.37倍と58か月連続の1倍台と、求人数が求職者数を上回る状況が続いていることから、企業の人材不足が深刻化しています。
また、平成26年度から平成29年度にかけて、県央圏域高卒就職者数及び管内就職者数が減少しているため、一層の人手不足が懸念され、人材確保が課題となっています。
- ・ 平成22年3月新規高卒者向け管内求人受理数は669件と落ち込みましたが、年々回復し、平成30年3月新規高卒者向け受理数は1,909件と過去10年間で最高となりました。
しかし、就職内定者のうち管内企業の内定者が占める割合は50～60%と低迷しており、関係機関と一体となった就職マッチング支援の重要性が高まっています。
- ・ 若年者等が地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、若年者等の定着支援に取り組んでいく必要があります。
- ・ 特別支援学校等に在籍する生徒が地域の中で自立し、社会参加できるよう、障がいのある生徒に対する理解促進に向けた取組と、地域の企業や関係機関との連携による支援を行っています。
- ・ 新規学卒者の1年目離職率は、平成26年度以降の15～16%台から、平成29年度は14%台と若干改善されていますが、引き続き定着率を上げるため、ワークライフバランス等の働き方改革の推進などによって、企業の魅力をさらに向上させていく必要があります。
- ・ 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、特色ある地域産業の成長と新たな雇用の創出につなげます。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域産業を支える人材の確保・育成

- ・ 地域の包括的な支援体制を支える医療、介護、福祉人材の育成・確保・定着を図るため、

修学資金貸付金の利用等の促進や労働環境や処遇の改善を図るほか、中学生を対象に進学・就職への動機付けを行うため出前講座等による啓発事業を実施します。【再掲（保健福祉）】

- ・ 建設業の担い手を育成・確保するため、情報通信技術（ICT）による建設現場の生産性向上や、休日の拡大等による働き方改革などを促進し、建設業における労働環境の改善等を支援します。【再掲（土木）】
- ・ 学術研究機関や産業支援機関、高等教育機関、市町、商工団体、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携により、第4次産業革命を担う人材の育成を支援します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 中堅人材を確保するため、首都圏等で開催している岩手IT県人会について、県南広域振興局と新たに連携した取組を進めていきます。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 大学等で行っているキャリア教育の講師のコーディネート等を行うことで、管内就職・定住の意識を高めます。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 観光施設や宿泊・飲食施設等における外国人対応や観光客のニーズに即した受入環境の向上を図るため、セミナー等の開催による観光人材の育成に取り組みます。【再掲（観光産業）】
- ・ 意欲ある若手事業者（生産者、食品製造業者及び飲食店等）による、6次産業化や農商工連携の自主的プロジェクトなど、ビジネス化に向けた取組を支援するとともに、セミナーの開催等を通じて次代を担う中核人材の育成に取り組みます。【再掲（食産業）】
- ・ 次世代の担い手となる農業者を確保・育成するため、管内農業の魅力発信の強化による就農希望者の裾野拡大を図るとともに、就農前における生産・経営管理技術の習得に加え、就農後における早期経営自立に必要な機械・施設の導入など発展段階に応じた総合的な支援と併せ、円滑な経営継承に向けた支援体制の構築を進めます。【再掲（農業）】
- ・ 高齢化や規模拡大に伴う労働力不足解消のため、収穫・調製作業の効率化や外部化を加速させるとともに、他業種や関係機関と連携した人材募集・活用などの取組を支援し、女性・若者・障がい者など多様な働き手の確保を進めます。【再掲（農業）】
- ・ 新規林業従事者等の雇用を促進するため、社会保険等の処遇改善の支援のほか、林福連携等による新たな労働力の開拓、労働強度の軽減のためのドローンの活用や林業用アシストスーツ等新技術の導入、空調服等の普及を促進します。【再掲（林業）】
- ・ 地域の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練法人に対し、適正な運営に関する指導及び支援を行います。

② 若年者等の就業支援と人材の確保

- ・ 就職を希望する高校生等の若年者に対し、関係機関と連携した就職ガイダンス開催などを通じ、管内若年者の管内企業に対する認知度を向上させ、様々な産業分野に係る職業観の醸成を行うとともに、地元企業とのマッチングを行い、本人の希望や適性に応じた就職ができるよう支援します。
- ・ 管内企業を紹介するガイドブックを作成し、管内高等学校へ設置するほか、ホームページに公開することで、地元企業の情報を広く発信し、地元企業の認知度向上及び人材確保を支援します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 人材育成・定着支援員を設置し、地元定着に効果的な情報を企業及び学校等の双方向へ提供します。【再掲（IT・ものづくり産業）】
- ・ 就職時のミスマッチを解消するため、管内の高等学校進路指導担当教員と就業支援員の情報交換会を開催して情報を共有し、就職支援に関するノウハウを高めます。
- ・ 管内高等学校の就職希望者に対し、高等学校の希望を確認しながら、生徒の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイス等により就職支援を行います。
- ・ 新卒者を採用した管内企業に対し、企業訪問等のなかで新卒者へのフォロー等を依頼する

ことにより、職場への定着を支援します。

- ・ 特別支援学校等に在籍する生徒の就職支援にあたっては、学校側に企業訪問で得た障がい者雇用情報を提供するとともに、学校や地域、企業との意見交換等を重ねながら、関係機関と連携し、一人ひとりの実情に合わせた支援を行います。
- ・ 国・市町や各産業分野の関係団体と連携し、管内へのU・Iターンに関する情報提供を行うほか、相談に応じることにより、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。
- ・ 各種の雇用助成制度などを活用し、若年者等の就業を支援します。

③ 企業における雇用・労働環境整備の促進

- ・ 雇用の維持、無期転換ルール¹の適正な運用による非正規労働者の正社員転換・待遇改善、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。
- ・ 企業訪問を通じて、県や関係機関の支援制度や認定制度について情報提供することにより、ワークライフバランスなどの働き方改革を推進します。
- ・ 事業所を対象とした「健康づくりチャレンジ事業」や健康に関する出前講座などの実施により、働き盛り世代の生活習慣病予防の取組を強化するとともに、事業所の「健康経営」の取組を支援します。【再掲（保健福祉）】

④ 多様な雇用の場の確保と就労に向けた支援

- ・ 市町や関係機関などと連携して、企業誘致に関わる優遇措置を活用しながら、IT産業やものづくり産業などの企業集積を促進します。また、新事業に挑戦する事業者の取組や起業家の育成支援により、新たな雇用の場の創出につなげます。
- ・ 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、特色ある地域産業の成長と新たな雇用の創出につなげます。
- ・ 生活の中で生きにくさを感じている人が、早期に各種福祉サービス等の包括的な支援を受けられるよう、地域住民や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度による住居確保や家計改善の支援等を行うとともに、就労を通して自分らしく社会参加（ワーキング・インクルージョン）できるようにするための中間的就労の場の確保など新たな社会資源創出の支援を行います。【再掲（保健福祉）】

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（企業）

- ・ 雇用の維持・拡大
- ・ 労働環境の確保・改善
- ・ 働き方改革の促進
- ・ 人材の育成・確保
- ・ 採用力の強化
- ・ 障がい者の一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実・

（公共職業安定所）

¹ 無期転換ルール：「改正労働契約法」（平成 25 年 4 月 1 日施行）により、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルール。

- 法制度の周知・監督指導
- 助成制度等による支援
- 人材の育成・確保と若年者の就業支援
(市町)
- 各分野における雇用創出
- 企業への要請、意識啓発
- 離職者等の生活支援
- 人材の確保と若年者等の就業支援

Ⅱ IT産業などの集積や豊富な農林資源を生かし、競争力の高い魅力のある産業が展開している地域

11 産業経済活動を支える交通ネットワークを整えます

(基本方向)

産業経済活動を支援するための道路や、北上川流域における県央圏域内外の交流・連携を担う道路整備などを推進するとともに、沿岸地域の復興・振興を支える地域高規格道路¹の整備を進めるなど、交通ネットワークの形成・強化を図ります。

また、地域医療を支えるため、医療機関への広域的な救急搬送ルートなどの整備を推進します。

現状と課題

- ・ 観光地へのアクセス改善や物流の効率化により産業振興を支援するとともに、救急医療や災害時の円滑な救援活動に資するため、スマートインターチェンジ²の整備が進んでいます。
- ・ 北上川流域は、産業集積圏域としての社会資本整備が求められています。
- ・ 沿岸へ繋がる国道106号などの路線は、内陸部から沿岸部への緊急輸送道路として、災害に強い交通ネットワークの構築が求められており、国道106号については高規格化が進められています。
- ・ 新たな国道4号盛岡南道路の計画検討が進められています。
- ・ 県央圏域北部の幹線道路整備が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 物流・交流ネットワークの整備

- ・ 産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道4号盛岡南道路が具体化されるよう国に働きかけていきます。
- ・ 国道281号や国道282号など県央圏域内外との交流を促進する広域ネットワークの整備を進めます。

② 沿岸地域の復興・振興を支える道路の整備

- ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路³(国道106号(地域高規格道路))及び復興支援道路⁴(国道281号)の整備を進めます。

③ 医療機関への救急搬送ルートの整備

- ・ 地域医療を支援するため、広域的な救急搬送を支える道路整備(国道106号、国道281号、一般県道大ケ生徳田線「徳田橋」)を推進します。

¹ 地域高規格道路：高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。県央圏域内では、宮古盛岡横断道路(国道106号等)が事業化され、盛岡秋田道路(国道46号)が計画路線として指定されている。

² スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済む。

³ 復興道路：三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県央圏域内では宮古盛岡横断道路が指定されている。

⁴ 復興支援道路：内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県央圏域内では、国道281号、国道340号、国道396号、国道455号が指定されている。

- ・ 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジ及び周辺道路の整備を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 国が管理する一般国道などの交通ネットワークの整備
- ・ 復興道路の整備
- ・ 国道の高規格化
- ・ 国道の緊急搬送ルート of 整備

(高速道路株式会社)

- ・ スマートインターチェンジの整備

(市町)

- ・ 一般国道や県道等の整備に連携した市町道の整備
- ・ 市町道の緊急搬送ルート of 整備
- ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン

—地域振興プラン（仮称）—

県南広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月

岩手県



目 次

県南広域振興圏

はじめに ----- 1

**I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて
健やかにいきいきと暮らせる地域 ----- 3**

- 1 健やかに安心して暮らせる地域社会をつくれます ----- 5
- 2 快適で安全・安心な生活環境をつくれます ----- 10
- 3 一人ひとりがいきいきと生活できるコミュニティをつくれます ----- 14

**II 世界に誇れる産業の集積を進め、
岩手で育った人材が地元で働き定着する地域 ----- 17**

- 4 ものづくり産業の集積を進め、競争力を高めます ----- 19
- 5 ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境づくりと
人材育成による地元定着を促進します ----- 22

**III 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ
多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域 ----- 25**

- 6 地域の魅力の発信による交流を広げます ----- 27
- 7 食産業のネットワークを活用し交流人口の拡大を図ります ----- 31
- 8 文化芸術を活かした地域づくりを進めます ----- 34

**IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が
収益性の高い農林業を実践する地域 ----- 37**

- 9 企業的経営体を中心となった収益性の高い産地の形成と
協働・連携による農村地域の活性化を進めます ----- 39
- 10 森林資源の循環利用により、林業・木材産業を振興します ----- 42

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが必要です。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マネーフエスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

人とのつながり、県南圏域の産業集積や農林業、多様な地域資源を生かしながら、暮らしと産業が調和し、世界に向け岩手の未来を切り拓く地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域

質の高い医療介護サービスを提供できる体制の構築や、災害に強く安全・安心な生活を支える社会資本の整備・維持管理、関係団体との連携による環境保全の取組を進めます。

また、国際リニアコライダー（ILC）の実現などによる国際化を見据えた生活環境の整備や、地域の担い手による魅力ある地域づくりなどを進めます。

Ⅱ 世界に誇れる産業の集積を進め、岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

地域企業の技術力と競争力の向上などによる一層の産業集積の推進や、地域の伝統産業の振興を図るとともに、関係機関や団体との連携により、県南圏域の産業を支える県内外の人材が地域に定着するよう、人材の確保・育成・定着の取組を進めます。

Ⅲ 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

観光地域づくり推進法人（DMO）などの関係団体と連携し、世界遺産「平泉の文化遺産」などの歴史文化や食文化などの地域の魅力を発信し、観光の振興を図るとともに、国内外からの観光客やビジネス客の受入れのためのホスピタリティ向上の取組を進めます。

Ⅳ 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が収益性の高い農林業を実践する地域

企業的経営体を中心となった効率的な生産やブランド力強化の取組の促進により、収益性の高い産地形成を進めるとともに、農村への多様なニーズに対応しながら、活力ある地域づくりを進めます。

また、林業の担い手の育成・確保や先進的な技術を導入した低コスト林業による森林資源の循環利用を進めるとともに、特産林産物のブランド力の回復と販路拡大に取り組みます。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

I 多様な交流が生まれ、 一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域

質の高い医療介護サービスを提供できる体制の構築や、災害に強く安全・安心な生活を支える社会資本の整備・維持管理、関係団体との連携による環境保全の取組を進めます。

また、国際リニアコライダー（ILC）の実現などによる国際化を見据えた生活環境の整備や、地域の担い手による魅力ある地域づくりなどを進めます。

指標項目

- ① がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数[10万人当たり]
 - ② 自殺者数[10万人当たり]
 - ③ 訪問診療を受けた患者数
 - ④ 要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合
 - ⑤ グループホームの利用者数
 - ⑥ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証件数
 - ⑦ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
 - ⑧ 食中毒患者数[10万人当たり]
 - ⑨ 緊急輸送道路等の耐震化橋梁割合
 - ⑩ 河川整備延長
 - ⑪ 県外からの移住・定住者数
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 健やかに安心して暮らせる地域社会をつくります	① 事業所等と連携した心と体の健康づくりの推進
	② 地域と連携したスポーツへの参加機運の醸成
	③ 地域医療の確保充実と医療と介護等の連携体制の推進
	④ 地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 障がい者の自立活動の支援
	⑥ 「i-サポ奥州」の利用促進などを通じた結婚支援対策の推進
	⑦ 子育てしやすい環境の整備
2 快適で安全・安心な生活環境をつくります	① 地球温暖化防止に向けた取組の支援
	② 循環型社会の構築に向けた廃棄物対策の推進
	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進
	④ 野生鳥獣等の適正な保護管理
	⑤ 人と動物が共生する社会の実現に向けた取組
	⑥ 食の安全と安心の取組の推進
	⑦ 災害に強い道路ネットワークの構築
	⑧ ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策及び危機管理対策
	⑨ 安全な通行、歩行者の安全確保のための道路整備の推進
	⑩ 衛生的で快適な生活環境の確保
3 一人ひとりがいきいきと生活できるコミュニティをつくります	① 国際リニアコライダー（ILC）関係者等と住民が共に安心して暮らせる環境の整備
	② 持続的な地域コミュニティづくりと人材育成・活躍支援
	③ 移住・定住の促進

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて 健やかにいきいきと暮らせる地域

1 健やかに安心して暮らせる地域社会をつくります

(基本方向)

(健康づくり)

住民が、心と体の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、健康に関する知識の普及を図るとともに、職場や地域においては、心の不調の早期発見、生活習慣病の発症予防や重症化(再発)予防につながる体制づくりを市町など関係機関と連携し推進します。

また、若年期からの適正な食生活習慣と運動習慣の定着に向けて、健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。

スポーツを通じた健康増進を図るため、関係機関・団体と連携し、スポーツ活動への参画に向けた取組を推進します。

(医療)

地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化と連携や医療と介護の連携体制の整備などに取り組むとともに、妊産婦が安心して出産できるよう、周産期医療における医療機関間の診療連携体制の充実強化を図ります。

自然災害や新興感染症などに円滑に対応していくため、健康危機に対する管理体制を関係機関・団体と構築します。

(福祉)

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続できるよう、市町等と連携し、地域の実情に応じた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを提供する体制づくりを支援します。

地域における障がい者の自立支援を進めるため、市町の障がい者地域自立支援協議会などのネットワークを生かし、障がい福祉サービス基盤の整備が着実に進むよう支援します。

また、就労継続支援事業者と農業者等との連携による障がい者それぞれの特性に応じた多様な作業の確保や工賃向上に係る取組を支援します。

(子育て)

地域で結婚、子育てをするという希望がかなえられるよう、関係機関と連携し、結婚希望者に対する出会いの機会の提供等の取組を支援します。

また、地域のなかで安心して子育てができるよう、市町と連携し、保育サービスの拡充等の取組を支援するほか、地域の企業等による子育てしやすい環境づくりを促進するなど、社会全体で出産、子育てを支援する地域づくりを推進します。

現状と課題

(健康づくり)

- ・ 県南圏域のがん、脳血管疾患及び心疾患年齢調整死亡率は、全国と比較し高位にあること

から、県民自らが意識して生活習慣の改善等に取り組むとともに、事業所においても主体的に健康づくりに取り組むなど、働き盛り世代に対する生活習慣予防対策を推進していく必要があります。

- ・ 本県の学齢期の肥満者割合は、全国値より高いことから、若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策を一層推進していく必要があります。
- ・ 県南圏域の自殺死亡率は、全国と比較し高位にあり、特に働き盛りの年代の自殺者数が多くなっていますが、県が策定した「自殺対策アクションプラン」のほか、自殺対策基本法の改正に基づき、市町村においても「自殺対策計画」を策定することから、地域全体で総合的な自殺対策を推進する体制を整備する必要があります。
- ・ スポーツの振興、様々な世代を対象としたスポーツを通じた健康づくりなど多様な活動が行われており、生涯にわたるスポーツ活動の定着に向け、住民のスポーツへの参加機会の提供や住民間の交流促進を図る必要があります。

(医療)

- ・ 高齢化が進む中、医療・介護需要の増大と疾病構造の変化が予測されることから、県が策定した「岩手県地域医療構想」に基づき、限られた医療・介護資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、医療と介護の連携による必要なサービスが確保される体制の整備を図っていく必要があります。
- ・ 県南圏域の分娩取扱医療機関数は減少傾向にありますが、近年増加傾向にあるハイリスクの妊産婦等への適正な対応が求められていることから、限られた医療資源の中で、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療を提供する必要があります。
- ・ 大規模な自然災害や事故災害の発生に伴い、多数の負傷者が医療機関に集中することが懸念されます。

また、新型インフルエンザなどの新興感染症は、多数の健康被害とこれに伴う社会生活の混乱が懸念されることから、こうした健康危機管理に円滑に対応していくために、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。

(福祉)

- ・ 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、在宅生活を支え、多くの高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、あらゆる資源を活用した支援体制を構築していくとともに、高齢者自らが介護予防の担い手として、地域の中で社会的な役割を持ち、生きがいつくりや介護予防に向けた取組を促進していく必要があります。
- ・ 障がい者支援施設等を退所し地域での生活を希望する方の主な地域生活の場となるグループホーム等が不足しているため、それらを整備していく必要があります。
- ・ 県においては、就労継続支援事業者と農業者等との連携による商品開発や受託作業の多様化に向けた取組を支援していますが、障がい者が、地域で希望する暮らしを実現するためには、こうした取組の拡充を図るなどし、福祉的就労の賃金である工賃を更に向上させていく必要があります。

(子育て)

- ・ 未婚化、晩婚化が進んでいることから、岩手で、結婚、子育てをするという希望がかなえ

られるよう、結婚サポートセンター「i-サポ奥州」や、市町、関係団体と連携のうえ、結婚支援に向けた取組を促進していく必要があります。

- ・ 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証企業数は、平成30年4月末現在、県全体で51社、県南圏域では34社となっていますが、仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を図るためにも、更なる制度の普及啓発を推進していく必要があります。

また、共働き世帯は増加しており、保育の場の確保等の子育て支援サービスを充実させていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 事業所等と連携した心と体の健康づくりの推進

- ・ 市町、関係団体と連携し、事業所への出前講座等により、働き盛り年代を中心に運動習慣の定着、禁煙及び効果的な受動喫煙防止、望ましい食生活習慣、メンタルヘルスケア等に関する普及啓発を進め、生活習慣病の発症予防やメンタルヘルスケアの向上に向けた取組を推進します。
- ・ 生活習慣病の早期発見、重症化予防につなげるため、医療保険者が実施する特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を支援します。
- ・ 幼稚園、保育所（園）等への出前講座や特定給食施設への指導を通じて、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進や運動習慣の定着を図るなど、若年期からの健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。
- ・ 関係機関、団体と連携のうえ、自殺対策に向けたライフスタイルの確立等やうつ病等に関する正しい理解の普及啓発を推進し、地域や職場内での見守りを図るため、ゲートキーパー¹の養成等を促進するとともに、ハイリスク者の早期発見、適切な支援、遺族ケアなど、総合的な取組を推進します。

② 地域と連携したスポーツへの参加機運の醸成

- ・ 生涯を通じて、気軽にスポーツに親しみ、参加することができるよう、市町と連携してスポーツを通じた健康づくりに資する情報を積極的に発信し、スポーツへの参加機運の醸成を図ります。

③ 地域医療の確保充実と医療と介護等の連携体制の推進

- ・ 医療関係者等との協議の場を通じて、患者のニーズに応じて高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される病床機能の分化と連携や、医療と介護の連携を図ります。
- ・ 妊娠と出産に対する妊婦の不安が軽減できるよう、妊娠リスクに応じた医療機関の役割分担や緊急搬送時の受入に係る周産期医療体制の連携強化に取り組みます。
- ・ 大規模災害が発生した場合に、医療救護や関係機関における情報伝達などが円滑に行われるよう災害医療訓練を実施します。

また、新興感染症に対応するため、医療機関の受入等の体制整備や実地訓練などを実施します。

¹ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

④ 地域包括ケアシステムの構築

- ・ 高齢者が、住み慣れた地域や在宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市町等が中心となって推進する医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的かつ切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築や情報通信技術（ICT）の活用による医療機関や介護事業所等との情報共有及び相互連携に向けた取組を支援します。

⑤ 障がい者の自立活動の支援

- ・ 障がい者への理解を促進するとともに、障がいがあっても自分の望む生活を送ることができるよう、グループホームなどの障がい福祉サービスの充実や適切な地域生活支援事業の実施など、市町の地域自立支援協議会の取組を支援します。
- ・ 就労継続支援事業所と農業者等との連携により商品開発や受託作業の多様化を促すなど、障がい者の働く場の拡大を図るとともに、就労継続支援事業所等で組織するネットワークによる共同販売会や販路拡大などの取組を支援し、障がい者の工賃向上を促進します。
また、障がい者の一般就労の希望に対応するため、障がい者就労・生活支援センターの取組を支援します。

⑥ 「i-サポ奥州」の利用促進などを通じた結婚支援対策の推進

- ・ 結婚サポートセンター「i-サポ奥州」が実施する結婚希望者へのマッチング支援と各地域の結婚支援団体等が実施する出会いの場を創出する取組が、共に成婚につながるよう、市町や関係団体との連絡会議等の開催を通じて、情報の共有化を図るなどの支援を行います。

⑦ 子育てしやすい環境の整備

- ・ 市町による保育サービスの充実及び子育て世代の多様な保育ニーズに対応する取組を支援するとともに、仕事と子育てを両立しやすい職場環境や地域社会が形成されるよう、事業所等への訪問を通じて、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充等に努めます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(健康づくり)

(住民、住民団体、事業所、総合型地域スポーツクラブ等)

- ・ 特定健診・特定保健指導の受診
- ・ スポーツ・レクリエーションへの積極的な参加
- ・ 事業所における従業員への健診・指導の受診勧奨と受診体制整備
- ・ 事業所における生活習慣病や自殺対策に関する正しい知識の普及啓発
- ・ ゲートキーパー養成研修の受講
- ・ スポーツへの参加機会の提供

(市町)

- ・ 特定健診・特定保健指導の受診勧奨及び普及啓発
- ・ 生活習慣やこころの健康の重要性についての普及啓発
- ・ 相談窓口等の充実・実施、住民への積極的な普及啓発

- ・自殺対策に係るゲートキーパーの養成
- ・スポーツ・レクリエーション活動への参加促進
- (医療)
- (医療機関)
- ・良質な医療サービスの提供
- ・不足する病床機能の確保及び介護サービス等との連携強化
- ・周産期医療に係る役割分担と連携の推進
- ・災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加
- (住民、住民団体、事業所など)
- ・医療や介護に対する理解の増進
- ・災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加
- (市町)
- ・在宅医療や訪問看護などの提供体制の構築
- ・災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加
- (福祉)
- (住民)
- ・高齢者、障がい者への理解と配慮
- ・高齢者や障がい者の積極的な社会参加
- ・民生児童委員による見守りなど
- (事業者・関係団体等)
- ・多職種協働による医療と介護の連携
- ・介護保険、障がい福祉サービスの適切な提供
- ・障がい者の地域生活や工賃向上の支援
- (市町等)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型サービスなどの充実
- ・障がい者の地域生活支援
- ・自立支援協議会の設置・運営
- (子育て)
- (住民)
- ・結婚支援事業等への参画
- ・子育て家庭への理解と配慮
- (事業者・関係団体等)
- ・結婚希望者のマッチング支援等
- ・児童福祉サービスの適切な提供
- ・子育てにやさしい企業等認証の取得、子育て応援の店の協賛
- (市町等)
- ・結婚希望者への施策の支援
- ・多様な保育ニーズを踏まえた子ども子育て支援施策の展開

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて健やかにいきいきと暮らせる地域

2 快適で安全・安心な生活環境をつくります

(基本方向)

(環境保全等)

事業者における地球温暖化防止の取組支援や、官民連携による省エネや節電等のライフスタイルの意識啓発に取り組みます。

廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用のいわゆる3R¹を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理指導と不法投棄対策の取組を進めます。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、行政、NPO、事業者、住民等の協働連携による生物多様性の保全や環境保全の取組を推進します。

住民の健康と自然環境保全の基本である水環境の保全に取り組みます。

捕獲の担い手の育成や確保に努め、有害捕獲を一層強化し、野生鳥獣による自然生態系や農林業及び人身への被害防止対策を推進します。

人と動物が共生する社会の実現に向けて動物愛護思想の普及に努め、動物の生命尊重の機運醸成の取組を推進します。

食品を介した健康被害の発生の予防に努め、食の安全と安心の取組を推進します。

(社会資本整備等)

災害に強く信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路の防災機能の強化と計画的な維持管理を推進します。

激甚化、頻発化する洪水や土砂災害から生命や財産を守るため、人口や資産が集積している区間や近年の被害実績のある区間のハード対策を重点的に推進します。また、施設では守りきれない洪水や火山噴火等に対し、警戒・避難体制等のソフト施策の充実強化を推進します。

冬期間の安全で円滑な通行を確保するため、除雪を考慮した道路整備や、通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、歩道の整備を推進します。

人口減少等の影響を考慮しながら、地域の実情に合った污水处理施設の整備を推進します。

現状と課題

(環境保全等)

- ・ 県南圏域では、地球温暖化防止対策を積極的に行っている事業所として「いわて地球環境にやさしい事業所」²に認定された事業所が全県の48.8%（平成29年度 100社）を占め、環境

¹ 3R : Reduce (リデュース: 廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース: 再使用)、Recycle (リサイクル: 再生利用) の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (= 循環型社会) をつくろうとするもの。

² いわて地球環境にやさしい事業所: 地球温暖化を防止するための施策の推進を図るための制度で、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を岩手県が認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とするもの。

に関する取組が活発に行われており、事業者による地球温暖化防止対策の取組を更に推進する必要があります。

- ・ 県南圏域では、産業廃棄物の発生量が81万トンと岩手県内の29%（平成27年度）を占めることから、産業廃棄物処理業者や排出事業者に対する3Rの取組を促進するとともに、指導の徹底により、産業廃棄物の不適正処理防止の取組を推進する必要があります。
- ・ 生物多様性の保全や環境保全に積極的に取り組む団体や企業がある一方、高齢化や担い手不足などにより、活動の停滞が懸念される団体も見られることから、行政、NPO事業者、住民等が連携して自然保護や環境保全の取組について理解を深め、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく取組を推進する必要があります。
- ・ 北上川中流域の河川水質は、おおむね良好に維持されていますが、汚水処理施設整備による生活排水対策や工場等からの排水対策を進め、適正な水質を維持する必要があります。
- ・ ニホンジカの個体数の増加やイノシシの生息範囲の拡大により、自然生態系への影響や農林業被害が拡大しているほか、ツキノワグマの人里への出没や人身被害が発生していることから、広域的な野生鳥獣被害対策が求められています。

更に、捕獲の担い手が減少・高齢化しており、新たな狩猟者の確保が必要です。

- ・ 平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正以来、終生飼養など飼い主の責務の普及啓発を強化したことにより、犬や猫の引取頭数は減少していますが、一方で多頭飼育や猫への無責任な餌やりによる迷惑事例の増加に対する取組が必要です。
- ・ カンピロバクターやノロウイルスを原因とする食中毒など、食品に起因する健康被害が依然として発生していることから、HACCPの普及など食品業者による自主衛生管理の推進とより積極的な保健所指導が必要です。

（社会資本整備等）

- ・ 東日本大震災津波や、平成28年台風第10号災害を教訓として、災害時における避難・救援活動等において、緊急輸送道路等の確実な通行を確保する必要があります。
また、橋梁等については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施していますが、今後、更に老朽化が進む道路や橋、河川施設などの社会資本が増加することから、計画的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を一層進める必要があります。
- ・ 全国的に局部的豪雨や台風による大規模な洪水や土砂災害が頻繁に発生しており、住民が安心して生活できる環境を構築していく必要があります。
- ・ 通学中の児童が交通事故に遭う事例が全国的に多発している中、通学路における県南圏域の歩道整備率は、平成29年度末で78.2%にとどまっていることから、児童等の歩行者の安全確保のため、歩道の整備を一層進めていく必要があります。
- ・ 下水道をはじめとする汚水処理施設の整備が進んでいますが、平成29年度末の県南圏域の汚水処理人口普及率は79.6%で、県平均の80.8%よりやや低いことから、今後も引き続き、整備を進めていく必要があります。
- ・ 国内外において鳥インフルエンザが発生しており、県内においても発生する恐れがあることから、その対策に取り組む必要があります。
- ・ 本県の活火山のうち常時観測火山である栗駒山については、平成27年に「栗駒山火山防災協議会」が設置され、同協議会により平成30年3月に「栗駒山ハザードマップ」が作成・配布されたところであり、引き続き、関係機関との連携を図り、防災対策に取り組む必要があ

ります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地球温暖化防止に向けた取組の支援

- ・ 多量排出事業者における地球温暖化対策計画の策定支援及び「いわて地球環境にやさしい事業所」認定の普及拡大とエコスタッフの養成を通じて、事業者における地球温暖化対策の取組を支援します。
- ・ 県民や事業者、行政が連携した地域ぐるみの省エネルギー活動や節電対策を推進するとともに、エコドライブ等の身近な実践活動の普及を図ります。

② 循環型地域社会の構築に向けた廃棄物対策の推進

- ・ 産業廃棄物処理業者や排出事業者への説明会の開催等を通じて、3Rに関する取組を促進するとともに、廃棄物の適正処理指導や、警察等関係機関と連携した合同パトロールや情報共有などにより不法投棄対策に取り組めます。

③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進

- ・ NPO、事業者、住民等のそれぞれが実施する生物多様性の保全、環境保全活動についての取組の共有化を図り、多様な主体が連携した地域全体での環境保全活動の活性化を促進し、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく人づくりへの取組を支援します。
- ・ 工場等への立入指導や排水の検査を実施し、事業場排水の適正化を図ります。

④ 野生鳥獣等の適正な保護管理

- ・ 市町等関係機関と連携し、ニホンジカなどの有害鳥獣の駆除等の広域的な取組やツキノワグマの人里への出没原因の検証等に基づく駆除対策に取り組むとともに、個体数管理に大きな役割を担う人材の育成を推進します。

⑤ 人と動物が共生する社会の実現に向けた取組

- ・ 飼い主のいない犬や猫の譲渡に向けた取組や、飼い主への指導、関係団体との協働による動物愛護事業に取り組めます。

⑥ 食の安全と安心の取組の推進

- ・ 関係機関との協働の取組、より積極的な保健所指導などにより、食品事業者に対するHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に取り組めます。

⑦ 災害に強い道路ネットワークの構築

- ・ 橋梁の耐震補強や法面防災点検等の結果を踏まえた対策など、緊急輸送道路の防災機能強化を推進します。

⑧ ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策及び危機管理対策

- ・ ハード対策として、河川改修による治水安全度の向上と河道掘削や立ち木伐採による河川の流下能力の確保を推進します。
- ・ ソフト施策として、水位周知河川、浸水想定区域の指定、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。
- ・ 自然災害や鳥インフルエンザ等の発生に備え、関係機関等と連携した取組を推進します。
- ・ 火山防災対策に係る関係機関との情報共有や連携強化を推進します。

⑨ 安全な通行、歩行者の安全確保のための道路整備の推進

- ・ 通学路を中心とした歩道の整備を推進します。

⑩ 衛生的で快適な生活環境の確保

- ・ いわて汚水処理ビジョン 2017 に基づき汚水処理施設の整備を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(環境保全等)

(住民・事業者・NPO等)

- ・ 省エネ、節電等の地球温暖化防止活動及び地球温暖化対策の取組
- ・ 行政との協働による自然保護活動の取組
- ・ 有害鳥獣被害対策への協力
- ・ ごみの減量化、産業廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル、適正処理
- ・ 住民、事業者、NPOとの連携による環境保全活動の取組
- ・ 工場排水対策の取組
- ・ 食品の自主衛生管理の推進

(市町)

- ・ 地球温暖化対策の普及啓発
- ・ ごみの減量化、再利用、リサイクルに係る普及啓発と情報提供
- ・ 一般廃棄物収集運搬・処理業の許認可事務及び適正処理の推進
- ・ 協働による自然保護活動、環境保全活動の取組支援、住民等への普及啓発等
- ・ 生活排水対策の推進
- ・ 有害鳥獣被害対策の推進
- ・ 動物愛護に関する住民への情報提供

(社会資本整備等)

(市町)

- ・ 効率的・効果的な維持管理の実施
- ・ 道路や河川など維持管理における住民協働の推進
- ・ 警戒避難体制の整備
- ・ 総合防災拠点施設の整備
- ・ 橋梁耐震対策の推進
- ・ 歩行環境の整備
- ・ 汚水処理施設の整備と接続の促進

(国)

- ・ 効率的・効果的な維持管理の実施
- ・ 北上川の河川改修、一関遊水地事業の整備

I 多様な交流が生まれ、一人ひとりが生涯を通じて 健やかにいきいきと暮らせる地域

3 一人ひとりがいきいきと生活できるコミュニティをつくり ます

(基本方向)

国際リニアコライダー（ILC）実現を契機とした地域の国際化を見据え、ILC関係者が地域コミュニティの一員として安心して暮らせるよう、受入態勢整備を進めます。

魅力と活力ある持続可能な地域社会の形成を進めるため、多様な主体が活躍する機会の提供等により、県民一人ひとりが地域の担い手として活躍できるよう取り組むとともに、住民やNPO法人等の多様な主体による地域コミュニティづくりや、市町と県との連携又は市町間の連携などによる広域的な課題への取組を進めます。

現状と課題

- ・ 国際リニアコライダー（ILC）については、平成30年に政府が誘致決定の判断をするものと見込まれており、経済への波及、イノベーションの促進、関連人口の増加、国際化の進展等が期待されています。
- ・ 国の地方創生の政策に呼応し、県ではふるさと振興総合戦略を、市町においても地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域の特性を生かした各種取組を進めています。
また、地域の共通の課題を解決するため、定住自立圏構想に基づく市町間連携の取組や、隣県の市町等と広域で連携する取組が行われています。
- ・ 県南圏域における人口は、平成29年479,881人（平成27年487,549人）、対27年対比1.6%減少しており、また、老年人口割合は、平成29年32.9%で、全県の31.7%を上回っています。
人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティ機能の低下や担い手不足が懸念されており、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に取り組む必要があります。
- ・ 地域の人口減少傾向が進む中で、市町と連携したU・Iターンの対策が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 国際リニアコライダー（ILC）関係者等と住民が共に安心して暮らせる環境の整備

- ・ 外国人研究者とその家族が安心して生活できるよう、居住環境や生活における各種手続きの円滑化などの受入態勢整備を進めます。
- ・ 市町や国際交流団体と連携しながら、国際リニアコライダー（ILC）実現後の地域の発展イメージや多様な文化・生活習慣の違いについて、住民への理解促進を図ります。
- ・ 市町や関係団体との連携により、住民への国際リニアコライダー（ILC）の普及啓発を進めます。

② 持続的な地域コミュニティづくりと人材育成・活躍支援

- ・ 住民等による自主的な地域課題解決の取組や地域協働による地域づくりを進める市町の取組を支援するとともに、市町を超えた広域的な課題解決の取組を推進します。
- ・ 多様な文化芸術活動を活かした地域づくりを進めるため、伝統文化・伝統芸能などの魅力発信や文化芸術とふれあう機会の創出に取り組みます。
- ・ 持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、市町が実施する地域内交通の利用促進等の取組を支援します。
- ・ 地域コミュニティを担う人材を育成するため、住民や地域おこし協力隊などの情報交換や意識啓発のためのつながりを作る場を提供し、自主的活動を支援します。

③ 移住・定住の促進

- ・ 市町と連携し、移住相談会等を通じて県南圏域の魅力を発信することにより、頻繁な県南圏域への訪問、二地域居住などの関係人口¹の拡大を図り、移住・定住につながる取組を推進します。
- ・ 移住者が安心して移住し、活躍できる環境を整備するため、市町と連携したサポート体制の整備に取り組みます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・ 国際リニアコライダー（I L C）関係者等の受入
- ・ 地域コミュニティ活動への参画
- ・ 地域運営組織活動への参画
- ・ 文化芸術活動への参画
- ・ 公共交通の積極的な利用

(団体・企業)

- ・ 国際リニアコライダー（I L C）普及啓発活動への協力
- ・ 地域コミュニティの課題解決に向けた取組の実施
- ・ 雇用の場の提供
- ・ 労働環境の整備

(市町)

- ・ 国際リニアコライダー（I L C）普及啓発活動の実施
- ・ 国際リニアコライダー（I L C）関係者等の受入態勢整備
- ・ 文化芸術活動を通じた地域づくりの推進
- ・ 地域内公共交通を確保する取組の実施
- ・ 地域コミュニティの活性化、担い手育成
- ・ 移住・定住等、関係人口づくりの推進

¹ 関係人口：自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援するような人たちの総称。

【振興施策の基本方向】

Ⅱ 世界に誇れる産業の集積を進め、 岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

地域企業の技術力と競争向上などによる一層の産業集積や、地域の伝統産業の振興を図るとともに、関係機関や団体との連携により、圏域の産業を支える県内外の人材が地域に定着するよう、人材の確保・育成・定着の取組を進めます。

指標項目

- ① ものづくり関連分野の製造品出荷額
 - ② 東北地域ものづくり関連分野の製造品出荷額における県南地域のシェア
 - ③ 高卒者の圏域内就職率
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
4 ものづくり産業の集積を進め、競争力を高めます	① 地域企業の技術力向上及び技術革新を含めた生産性向上の支援
	② 自動車・半導体関連産業への一層の参入促進及び国際リニアコライダー（ILC）の関連技術や第4次産業革命（IoT等）の新技术を活用した取組の支援
	③ 伝統産業の魅力発信
	④ 産業を振興する道路整備の推進
5 ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境づくりと人材育成による地元定着を促進します	① 人材確保に向けた地域企業や事業所の魅力向上
	② 若者の職業意識、地元志向の醸成
	③ 地域企業の理解促進や高校生の資格取得支援
	④ 企業を支える人材の育成
	⑤ 移住・定住の促進（再掲）

Ⅱ 世界に誇れる産業の集積を進め、 岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

4 ものづくり産業の集積を進め、競争力を高めます

(基本方向)

世界に通用する技術力・競争力を持ったものづくり産業を支える人材の確保・育成のため、北上川流域ものづくりネットワークや大学等の教育機関などと連携し、企業をけん引する能力の高い人材の育成の取組を支援します。

地域企業の競争力強化を図るため、ものづくり産業の技術力の強化やQCD（品質、コスト、納期）水準の向上の取組を支援するとともに、産業の更なる集積を図るため、自動車や半導体関連産業などへの新規参入や取引拡大などの取組を進めます。

新たな産業の形成や生産性の向上を図るため、産学官連携により国際リニアコライダー（ILC）の関連技術や第4次産業革命（IoT等）の新技术を活用した取組を支援します。また、次世代自動車関連の研究開発を図るため、高度技術者の育成の取組を支援します。

南部鉄器等の伝統産業の振興を図るため、若手の経営者や工芸家等の育成や技術の継承、伝統の技術を生かした新商品開発の支援、商品力やブランドなどの「強み」を生かした販売機会の創出やあらゆる機会を利用した魅力の発信に取り組みます。

工業製品等の輸送の利便性を向上させ産業振興を支援するため、工業団地が集積する内陸部と港湾等を結ぶ路線など、物流の基盤となる道路整備を推進します。

現状と課題

- ・ ものづくり産業分野においては、自動車産業をはじめとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の82.0%、事業所数が68.3%、従業員数が74.7%を占め、本県「ものづくり産業」のけん引役を担っています。
- ・ 県内立地企業の地元調達率は十分ではないことから、地域企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力の向上などのものづくり基盤技術の強化や、地域におけるサプライチェーンの構築が求められています。
- ・ 地域企業の競争力強化を図りながら、これまでの自動車や半導体関連産業に加え、産学官連携により国際リニアコライダー（ILC）の関連技術や第4次産業革命（IoT等）の新技术を活用した取組、立地環境や交通インフラの整備等を進め、ものづくり基盤を更に強化していく必要があります。
- ・ 国が伝統工芸品に指定する南部鉄器、岩谷堂箆笥及び秀衡塗については、近年、生活スタイルの変化等により国内消費が低迷し減少傾向が続いています。また、伝統産業の従事者の減少や高齢化が進んでいることから、若手の工芸家や職人の育成を図り、伝統産業を将来にわたって支え継承していく人づくりに取り組む必要があります。
- ・ 復興道路の整備が進み、県内に縦横2軸の高規格道路ネットワークが形成されています。

- ・ スマートインターチェンジやアクセス道路の整備も進んでいることから、これらのネットワークを生かし、広域的な物流の効率化や生産性の向上につながる道路整備が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域企業の技術力向上及び技術革新を含めた生産性向上の支援

- ・ 企業の技術者層を対象としたQCD能力向上や経営者及び管理者層を対象としたマネジメント力の向上のための研修を実施するほか、技術革新による高度技術者の育成など企業のニーズや課題を踏まえた研修などを実施し、地域企業の競争力強化を図ります。

② 自動車・半導体関連産業への一層の参入促進及び国際リニアコライダー（ILC）の関連技術や第4次産業革命（IoT等）の新技术を活用した取組の支援

- ・ 企業間のマッチングやグループ化による共同受注などに向けた支援を通じ、自動車や半導体関連産業などの本県中核産業への新規参入や、これらの産業における企業間の取引拡大を図るとともに、県南圏域の完成品メーカーなどを中心としたサプライチェーンの構築に取り組みます。
- ・ 産学官が連携した地域企業を対象としたセミナー開催や個別支援などにより、国際リニアコライダー（ILC）の関連技術や第4次産業革命（IoT等）の新技术を活用した取組及び地域企業による新技术の導入事例の横展開を図ります。

③ 伝統産業の魅力発信

- ・ 伝統産業を支える若手経営者や工芸家、職人の育成を図るとともに、伝統産業に関わる事業者のネットワークである「いわて県南エリア伝統工芸協議会」の活動を支援します。
- ・ 県南圏域におけるものづくり現場を見学・体験できる「オープンファクトリー五感市」の開催を支援し、これまで築いてきた商品力やブランドの強みを生かしながら販路の拡大や新商品開発を支援するとともに、伝統工芸の魅力発信に取り組みます。

④ 産業を振興する道路整備の推進

- ・ 工業団地が集積する内陸部と港湾等を結ぶアクセス道路などの広域的な物流の効率化につながる道路整備や内陸部の工業・物流団地間相互やインターチェンジを結び、生産性の向上につながる道路整備を推進します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（企業、事業者等）

- ・ 集積関連産業への参入、取引拡大
- ・ 後継者・ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用
- ・ 伝統工芸の継承、新商品の開発、販路拡大 など

（教育機関、産業支援機関）

- ・ 産学官連携によるものづくり人材の育成
- ・ ものづくり企業への技術力強化支援、産業支援機能の強化

- ・ 伝統工芸実習等への学生派遣 など

(国)

- ・ 国道4号の整備 など

(市町)

- ・ 産業支援機関との連携による人材育成
- ・ 企業誘致活動の推進
- ・ 企業立地環境の整備促進、各種優遇制度の適用
- ・ 伝統産業関連事業者が行う販路拡大等への支援
- ・ 市町道やスマートインターチェンジの整備 など

Ⅱ 世界に誇れる産業の集積を進め、 岩手で育った人材が地元で働き定着する地域

5 ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる 環境づくりと人材育成による地元定着を促進します

(基本方向)

安定的な雇用の確保と、ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる雇用・労働環境の整備を促進し、地域の産業人材の確保・育成・定着を図るため、企業・事業所における働き方改革や人材育成の取組を支援します。

地域企業についての理解促進や働くことへの意識醸成のための小・中学生を対象としたキャリア教育を実施するとともに、ものづくり産業を支える人材の育成に向けた高校生から社会人までの技術及び技能の向上に資する取組を実施します。

また、高校生、大学生、教員、保護者等に対する地域企業等についての理解促進の取組と魅力発信を行い、若者の県内就職を促進します。

多くの方が活躍できる社会の実現と人材確保のため、県と関係機関が連携し、あらゆる働く意欲のある人の就業促進や地元定着を支援するとともに、県外からの就職希望者等に向けた南いわての暮らしや仕事についての情報発信を行います。

現状と課題

- ・ 自動車・半導体関連の活況や企業立地・業務拡大等を受け、平成28年5月以降、県南圏域の有効求人倍率は1倍を超えており、多くの業種で人手不足が深刻化しています。
- ・ 新規高卒者の地域企業への就職率は微増傾向にありますが、生徒数が減少傾向にあることから、管内就職率の向上及び離職率の低減のため、地域企業に対する理解を深める必要があります。
- ・ 地域企業が新規高卒者に求める職業意識・資質等と新規高卒者の実態に乖離が見られることから、職業意識の醸成や企業ニーズに対応した人材を育成する必要があります。
- ・ 本県における平成28年の年間総実労働時間は全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況であり、長時間労働の是正、仕事と生活の両立、多様で柔軟な働き方の実現等の働き方改革の取組が必要です。
- ・ 本県における女性の有業率及び育児中の女性の有業率は、全国に比べ高い状況ですが、出産や育児のため離職した者の割合は全国平均を超えており、仕事と子育てを両立できる労働環境の整備が必要です。
- ・ 本県の「希望者全員が65歳まで働ける企業」の割合は87.5%で全国1位（平成29年度）ですが、引き続き、働く意欲のある高齢者が活躍できるような雇用・就業環境の整備が必要です。
- ・ 民間企業における障がい者の実雇用率（平成29年（2017年） 県全体）は、2.16%となり、2年連続で法定雇用率（2.0%）を上回りましたが、平成30年（2018年）4月から法定雇用率

が2.2%に引き上げられ、2021年4月までに更に引き上げとなることから、引き続き、障がい者の雇用機会を拡大する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 人材確保に向けた地域企業や事業所の魅力向上

- ・ 雇用の質の向上と安定的な雇用を拡充するため、正規雇用の拡大や長時間労働の是正などの働き方改革の取組や労働条件の改善等について、産業関係団体や企業に要請します。
- ・ 仕事と子育て、介護等との両立や年齢、性別、障がいの有無を問わず、全ての人が働きやすい環境づくりを推進するため、支援制度や認証制度等の周知や勉強会・セミナー等の開催により、ライフスタイルに応じた新しい働き方や仕事と生活が調和した働きやすい労働環境の整備を促進します。
- ・ 地域企業が希望する人材を確保するため、「いわて県南広域企業ガイド」の高等学校等への設置やホームページでの周知により、就職希望者に地域企業のきめ細かな情報を提供し、企業の採用活動を支援します。
- ・ 地域企業の採用力向上に向けて、採用活動に役に立つ手法や、それぞれの地域企業の特色や魅力を発信するノウハウや機会を提供していきます。

② 若者の職業意識、地元志向の醸成

- ・ 事業所訪問による企業情報の収集や、就職後の新規高卒採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者の就職や職場定着を支援します。
- ・ 人材育成・定着支援員や岩手県地域産業高度化支援センターとの連携により、ものづくり産業等の高度な技術・技能を有する人材の育成と新卒者等のものづくり企業への就職と定着の取組を強化します。
- ・ 就業支援員による就職ガイダンスやキャリア教育サポーターの活用による小中学生、高校生向けの出前授業等のキャリア教育を実施し、若者の職業意識の醸成を図ります。
- ・ U・Iターン希望者に、移住イベントやU・Iターン相談窓口を通じて地域企業の情報や就職に役立つ情報を提供します。

③ 地域企業の理解促進や高校生の資格取得支援

- ・ 北上川流域ものづくりネットワークによる企業等との連携により、小中学生、高校生、教員を対象とした地域企業の工場見学や出前授業等の実施を支援し、地域企業についての理解促進を図ります。
- ・ 教員を対象とした企業見学会等の実施や保護者への企業情報の提供により、地域企業についての理解促進を図ります。
- ・ 工業高校生等を対象とした実技講習等の支援等により資格取得を支援し、産業構造の変化等に対応できる高い能力と柔軟性を持った人材の育成を図ります。
- ・ ものづくり分野を中心に、インターンシップや職場研修を支援し、体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成と活用を図ります。

④ 企業を支える人材の育成

- ・ 地域企業の生産性の向上を目的とした改善活動を推進するため、勉強会の開催や専門家等による取組支援を行い、企業を支える優れた人材の育成と企業力の向上を図ります。

⑤ 移住・定住の促進（再掲）

- ・ 市町と連携し、移住相談会等を通じて当圏域の魅力を発信することにより、頻繁な県南圏域への訪問、二地域居住などの関係人口¹の拡大を図り、移住・定住につながる取組を推進します。
- ・ 移住者が安心して移住し、活躍できる環境を整備するため、市町と連携したサポート体制の整備に取り組みます。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（企業・産業支援機関・団体等）

- ・ 安定的な雇用
- ・ 働き方改革の促進
- ・ ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境づくり
- ・ 企業等によるキャリア教育支援（インターンシップ、職場見学等の受入れ、出前授業の実施等）

- ・ キャリア教育サポーターへの参加
- ・ 技術力向上等の人材育成の推進

（公共職業安定所）

- ・ 求職者への職業紹介・職業訓練
- ・ 企業における雇用・労働環境整備への要請
- ・ 高校生等の就職支援
- ・ 各種助成制度等の周知
- ・ 離職者等の生活支援（雇用保険）

（学校）

- ・ キャリア教育の推進
- ・ 地元産業、企業の理解促進
- ・ 就職指導（生徒と企業のマッチング）

（市町）

- ・ 企業における雇用・労働環境整備への要請
- ・ 離職者や求職者の就業・生活支援
- ・ 小中学校生を対象とするキャリア教育の充実
- ・ 大学生のインターンシップや企業見学会の支援
- ・ 移住・定住等の施策の実施

¹ 関係人口：自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援するような人たちの総称。

【振興施策の基本方向】

Ⅲ 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ

多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

観光地域づくり推進法人（DMO）などの関係団体と連携し、世界遺産「平泉の文化遺産」などの歴史文化や食文化などの地域の魅力を発信し、観光の振興を図るとともに、国内外からの観光客やビジネス客の受入のためのホスピタリティー向上の取組を進めます。

指標項目

① 観光入込客数

② 食料品製造出荷額

③ 公立文化施設における催事数

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
6 地域の魅力の発信による交流を広げます	① 世界遺産「平泉の文化遺産」を核とした広域的な周遊・滞在型観光の促進
	② 国内外からの観光客、国際リニアコライダー（ILC）の研究者やビジネス客等の受入に係るホスピタリティー向上
	③ 教育機関や国際リニアコライダー（ILC）との連携による海外との相互交流の推進
	④ 地域と連携したスポーツツーリズムの振興
	⑤ 観光地へのアクセス向上や地域の魅力を高めるための道路整備の推進
7 食産業のネットワークを活用し交流人口の拡大を図ります	① 地域食材を生かした魅力的な地域づくりの支援と交流人口の拡大
	② 国内外への取引拡大の推進
	③ 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の推進

8 文化芸術を活かした地域づくりを進めます	① 伝統文化・伝統芸能・伝統工芸等の魅力発信
	② 文化芸術とふれあう機会の創出
	③ 地域の文化財や文化芸術活動の魅力を伝える人材の育成

Ⅲ 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ 多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

6 地域の魅力の発信による交流を広げます

(基本方向)

世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめとする歴史・文化や自然景観のみならず、食、伝統工芸、体験などの多彩な地域資源を総合的に活用し、広域的に周遊し滞在する、顧客満足度の高い観光を促進するとともに、地域消費の拡大などを通じて、観光を核とした地域づくりを推進します。

外国人観光客をはじめ、国内外から多くの人に訪れてもらうため、関係機関等と連携した観光情報の発信や、誘客活動を推進するとともに、地域を訪れる国内外からの観光客等の受入態勢を整備し、ホスピタリティーの向上を図ります。

生涯を通じて身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、地域資源を活用したスポーツ振興を図るとともに、スポーツツーリズムを通じた県内外の人々との交流拡大を支援します。

世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめとする観光地へのアクセス向上や広域観光、ラグビーワールドカップ2019™釜石開催等の機会を捉えたインバウンドに対応するため、地域間の交流・連携の基盤となる道路整備を推進します。

現状と課題

- ・ 平成29年の県南圏域の観光客入込数は1,147.4万人回と、ほぼ東日本大震災津波前（平成22年）の水準にあり横ばいで推移しています。
一方、宿泊者数は185.4万人泊となっており、平成23年の平泉の世界遺産登録や震災後の復興需要により一時増加しましたが、その後、減少傾向にあります。
そのため、周遊・滞在型の観光地づくりを進めるとともに、ビジネス需要の取り込みも図る必要があります。
- ・ 外国人観光客は県南圏域でも入込数は増加の一途をたどっている一方で、一部の市町で外国人宿泊客数が伸び悩んでいます。
そのため、入込の約6割を占める台湾や近年増加が著しい東アジア・豪州をはじめとした地域からの誘客を拡大するとともに、滞在を促す取組を進める必要があります。
- ・ 「平泉の文化遺産」は、平成23年6月に世界文化遺産として登録され、毎年多くの観光客が訪れていますが、日帰り観光客が大勢を占めていることから、平泉における滞在型観光に向けた取組を支援するとともに、平泉を核とした広域的な周遊・滞在型観光を推進する必要があります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019™釜石開催が本県を会場に開催されるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催されることから、これらの機会を捉えて国内外の誘客・交流等の取組を進めるとともに、受入態勢の整備やホスピタリティーの向上を図る必要があります。

- ・ 県南広域圏マラソン等連携事業により、県南圏域一体となったスポーツ振興が推進されており、交流人口の一層の拡大を図るために、市町が持つ多様なスポーツ資源を活用した取組を推進する必要があります。
- ・ ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS¹）などを通じて観光情報を収集・発信する人の割合が増加していることから、それらのツールを活用した地域の魅力の発信・拡散機能を強化する必要があります。
- ・ 国内人口が減少する中、高齢者、障がい者、乳幼児連れ家族などを新たな客層として取り込むとすることができるよう環境整備を推進する必要があります。
- ・ 平成30年4月に一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOが設立されたほか、遠野市においても遠野市観光推進協議会が設立されるなど、地域の観光全体をマネジメントする体制構築の機運が高まっていることから、観光事業者のみならず、関係事業者や住民が一体となった官民連携による観光地域づくりを進める必要があります。
- ・ 宮古・室蘭フェリーの就航、東北横断自動車道釜石秋田線などの交通インフラの整備や、花巻と台湾とを結ぶ国際定期便の就航など、交通ネットワークの整備が進んでいます。
県南圏域では、主要な観光地が点在することから、空港や駅からの二次交通の確保が求められます。
- ・ 既存の高規格道路等を有効活用し、観光地へのアクセス改善を図るためのスマートインターチェンジの整備が進んでいます。
観光客が平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を気軽に周遊することができるよう、道路などの社会資本整備を進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 世界遺産「平泉の文化遺産」を核とした広域的な周遊・滞在型観光の促進

- ・ 世界遺産「平泉の文化遺産」の価値を引き続き発信するとともに、県南圏域ならではの歴史・文化、自然などの観光資源の磨き上げや地域食材を生かした食や体験メニューの提供、民泊等による多様な宿泊ニーズへの対応などを通じて圏域全体の魅力を高め、平泉を核として広域的に周遊し滞在する観光を他圏域も視野に入れて促進します。
また、平泉世界遺産のPRキャラクター「ケロ平」を活用し、平泉及び県南圏域の認知度向上を図ります。
- ・ 外国人観光客に好まれる観光資源の把握を行い、外国人目線に立った情報発信・拡散を行うとともに、地域文化の理解促進に向けた体験型観光コンテンツの磨き上げや商品造成に向けた旅行会社への働きかけを行い、外国人観光客の誘客に向けた取組を更に推進します。
- ・ 県南圏域に立地する誘致企業の本社が多い中京圏等とのつながりを生かし、沿岸をはじめとした隣接する圏域と協力し、本県での企業等研修の実施や市民レベルでの交流を促進するとともに、ビジネス客による観光消費の拡大を図ります。
- ・ 世界遺産「平泉の文化遺産」の存在や沿岸地域との結節点に位置するという地理条件を生かし、沿岸をはじめとした隣接する圏域とも連携して、北海道や関東などからの教育旅行の誘致を図り、農家民泊や震災学習等を通じて、子どもたちの「生きる力」を涵養するとともに

¹ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

に、将来のリピーター獲得につなげていきます。

- ・ 一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOや遠野市観光推進協議会など、観光事業者のみならず、文化、食産業、農業、交通等の関係団体が一体となった観光地域づくりの取組を支援します。
- ・ いわて花巻空港や東北新幹線、東北自動車道などの高速交通網の整備や仙台空港との近接などの優位性を生かし、仙台や松島方面に来訪した観光客も視野に入れた誘客を促進します。
また、空港や駅から観光地へのアクセスを確保するため、バスやタクシーに加え、レンタカーやレンタサイクルなども含めた二次交通の整備に向けた取組を支援します。

② 国内外からの観光客、国際リニアコライダー（ILC）の研究者やビジネス客等の受入に係るホスピタリティー向上

- ・ 今後ますます増加することが予想される外国人観光客の受入等に対応するため、管内市町や関係機関とも役割分担と連携を図りながら、セミナーの開催等を通じて、ホスピタリティーの向上を図るとともに、外国人観光客の受入に対応できる知識やスキルを身に付けた観光人材を育成します。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の研究者、ビジネス客などを含む外国人が安心して快適に移動、滞在、観光することができるよう、観光・宿泊施設、飲食店におけるWi-Fi環境やトイレの洋式化の整備、多言語表記や分かりやすい表示の導入への支援や、外国人観光案内所の充実、手ぶら観光の取組などの受入環境整備を支援します。
- ・ 高齢者や障がいを持っている方、乳幼児連れ家族の方などが観光を楽しめるよう、ハード・ソフト両面からの受入態勢整備を図ります。

③ 教育機関や国際リニアコライダー（ILC）との連携による海外との相互交流の推進

- ・ 県内の生徒の国際感覚の醸成と将来的な交流人口の拡大を目的に、関係機関と連携した教育旅行現地商談会への参加や学校訪問により、台湾からの教育旅行を誘致するとともに、相互交流の促進を図ります。
- ・ 花巻－台湾間の国際定期便の利用促進に向けたアウトバウンドの推進を図るため、台湾の観光情報の発信による訪台促進やビジネス利用の拡大に向けた働きかけを行います。
- ・ 外国人研究者とその家族が安心して生活できるよう、居住環境や生活における各種手続きの円滑化などの受入態勢整備を進めます。（再掲）
- ・ 市町や国際交流団体と連携しながら、国際リニアコライダー（ILC）実現後の地域の発展イメージや多様な文化・生活習慣の違いについて、住民への理解促進を図ります。（再掲）

④ 地域と連携したスポーツツーリズムの振興

- ・ 地域の施設や豊かな自然を生かしたスポーツ資源と、マラソン、サイクリング、SUP²、スキー及びカヌーなどのスポーツアクティビティを組み合わせ、地域の魅力を体感するスポーツツーリズムの支援を図るとともに、地域の魅力を国内外に発信します。
- ・ 市町におけるラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致やホストタウン登録及びその関係国と地域との交流を支援するとともに、各大会のレガシーを継承し、スポーツツーリズムの拡充に取り組みます。
- ・ 教育研究機関等と連携し、県南圏域の人材や、施設・設備等のスポーツ資源を活用したス

² SUP：スタンドアップパドル・サーフィン（Stand up paddle surfing）の略称。浮力の強いサーフボードに立ち、パドルで漕ぐスポーツ

ポーツによる地域振興の取組を支援します。

- ・ 県南広域圏マラソン等連携事業を通じて、県と市町により構築されたスポーツの推進体制を生かし、県南圏域が一体となったスポーツによる地域の魅力づくりを支援します。

⑤ 観光地へのアクセス向上や地域の魅力を高めるための道路整備の推進

- ・ 高規格道路等を有効に活用し、県内各地の観光地を周遊する道路の整備を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(商工団体、観光事業者等)

- ・ ホスピタリティー向上、受入態勢の整備
- ・ 観光資源の磨き上げ、食や体験メニューの開発・提供
- ・ 地域資源を活用した旅行商品の造成
- ・ 情報発信力の強化
- ・ スポーツへの参加機会の提供 など

(市町、観光協会、DMO)

- ・ 地域の観光戦略の策定・マネジメント
- ・ 「平泉の文化遺産」の保存・活用推進
- ・ 各取組主体相互の連携・協働のコーディネート
- ・ 地域資源の発掘
- ・ 受入態勢の整備
- ・ 市町道やスマートインターチェンジの整備
- ・ スポーツ合宿等の誘致
- ・ 住民のスポーツ活動への参加促進 など

(国)

- ・ 国道4号の整備 など

Ⅲ 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ 多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

7 食産業のネットワークを活用し 交流人口の拡大を図ります

(基本方向)

「食と観光」の連携により、地域の魅力向上を図り、交流人口の増加を促進します。

国内外での取引拡大に向け、各マーケットでの販売活動に加え、地域食材の地域内流通や消費者のニーズに応じた販売方法に取り組む企業への支援を推進します。

競争力向上のため、南いわて食産業クラスター形成ネットワークを活用した企業の連携ビジネスの創出や人材育成を推進します。

現状と課題

- ・ 県南圏域では、一次産業と二次・三次産業との連携を目指し、産学官等からなる「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」が組織され、その会員数は平成20年度の設立時87から現在は360を超えており、今後、会員相互の連携による取組の更なる活発化が期待されます。
- ・ 県全体の食品製造業において、県南圏域の事業所数の割合は33%、従業員数の割合は31%、出荷額の割合は23%（平成28年度 837億円）を占め、他圏域に比べ事業規模が小さく、全国展開している中核企業が少ないため、企業力向上や販路拡大のための取組が必要です。
- ・ インターネット通販などの直接販売の市場規模は拡大傾向にあり、直接取引に取り組む事業者の拡大が期待されています。
- ・ インターネット通販の急成長による荷物取扱量の増大等により、物流大手の運賃が値上がり傾向にあり、混載等による食品物流の効率化に向けた取組が期待されています。
- ・ ホームページやSNSによる情報発信の手法が一般化する中、県南圏域で取り組んでいる事業者は一部に限られていることから、企業における情報発信スキルを持った人材の育成が必要です。
- ・ 県内や仙台、名古屋、東京、大阪、台湾での販路拡大に取り組んでおり、これらの取組を更に拡大していく必要があります。
特に、人口減少による国内マーケットの縮小を踏まえた海外市場の獲得に向け、各市場のニーズに応じた輸出の取組を推進する必要があります。
- ・ 県南圏域内には、行政と民間が一体となって地元の食文化を生かした商品開発や誘客活動に取り組んでいる地域があり、取組の波及が期待されます。
- ・ 県南圏域には、世界遺産「平泉の文化遺産」など県を代表する観光スポットがあり、三陸防災復興プロジェクト2019やラクビーワールドカップ2019TM釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピックなどの機会を通じて、今後、国内外から多くの方が県南圏域内を訪れることから、こうした機会を捉えた滞在時の買物需要の取り込みが求められます。
- ・ すべての食品等事業者に対し、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施

が制度化されたことから、その導入を支援することが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域食材を生かした魅力的な地域づくりの支援と交流人口の拡大

- ・ 交流人口の増加による地域への経済効果の拡大を図るため、地域の飲食店等と一体となり、地域の特色ある食材を切り口とした体験型のイベント開催や観光地と連携した情報発信等に取り組むなど、食と観光の連携による地域の魅力向上を図ります。
- ・ 世界遺産「平泉の文化遺産」への観光客をはじめ、三陸防災復興プロジェクト 2019 やラクビーワールドカップ 2019™ 釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外からの来訪者を対象とした、魅力ある土産品やメニューの開発を支援します。
- ・ 訪日外国人に対する日本の食文化、食習慣の理解促進を図るとともに、地域の飲食店によるおもてなし力向上の取組を支援します。

② 国内外への取引拡大の推進

- ・ 地域食材の輸出拡大を図るため、海外市場への展開に意欲を持つ事業者を対象とした商談スキルの向上支援などにより、輸出に取り組む事業者の拡大を促進します。
- ・ 地域の農産物やその加工食品等について、県全体で取り組んでいる県内、仙台、東京、名古屋、大阪での商談会を活用した販路開拓に加え、管内ものづくり企業とのつながりが深い中京圏における社員食堂での食材・メニュー提供や、近隣商圏である仙台圏での大手卸売企業主催展示会への出展等により、地域食材の取引拡大を促進します。
- ・ 地域食材の県南圏域内での取引拡大を図るため、事業者が連携して既存の物流網等を活用した地域内流通網を構築し、混載による流通費の低減を図る取組を支援します。
- ・ インターネット通販等による直接販売の取組を拡大するため、事業者の通販サイトの構築及び運用のスキル向上支援などにより、直接販売に取り組む事業者の拡大を促進します。
- ・ 地域の農畜産物の取引拡大を図るため、農畜産物の種類や出荷時期、生産量等の情報を集約し、食品卸売業や飲食業等のニーズに応じた食材提案に係る取組を推進します。

③ 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の推進

- ・ 県南圏域の食産業振興の基盤として、地域の生産者、食品企業、地域商社、高等学校・大学・試験研究機関、金融機関、行政機関等による連携体制をより一層充実させます。
- ・ 県内外の食産業のネットワークと連携し、事業者がお互いの経営資源を活用し、製造、開発、販売等に共同で取り組む連携ビジネス創出の推進体制を強化し、付加価値や生産性を高め、企業力強化を図ります。
- ・ 事業者への専門家派遣等により、情報発信力の強化や生産性向上など経営課題の解決等に向けた取組を支援します。
- ・ 研修会等の実施等により、事業者のHACCPに沿った衛生管理体制の導入を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(事業者、商工関係団体等)

- ・ 食産業ネットワークへの参画
- ・ 情報発信の強化、商品ブランドの確立
- ・ 相談会・研修会等への参加
- ・ 新商品やメニューの開発、国内外への販路拡大
- ・ 経営資源の連携によるビジネス創出
- ・ 経営基盤の強化、衛生管理体制の整備など

(市町)

- ・ 食産業ネットワークへの参画
- ・ 地域食材を生かした地域づくり
- ・ 地域主体の新たなビジネス展開
- ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援
- ・ 関係情報の提供、関係機関等の連携支援など

Ⅲ 世界遺産「平泉の文化遺産」をはじめ 多彩な魅力の発信により多くの人々が訪れる地域

8 文化芸術を活かした地域づくりを進めます

(基本方向)

世界遺産「平泉の文化遺産」を地域の財産として次世代に確実に継承していくために、その価値・理念の普及と県内外への魅力発信を推進します。

また、地域の伝統芸能や伝統工芸、歴史文化など次世代への継承に向けた取組を支援します。多様な文化芸術の創作活動へ参加・鑑賞できる機会の提供等を推進するため、文化芸術活動への支援や、従来の枠を超えた文化芸術の新たな魅力発信を推進します。

国内外の観光客等が地域の文化芸術に触れ、親しみを持つことができるよう、地域の文化財や文化芸術活動の魅力を伝える人材の育成を支援します。

現状と課題

- ・ 世界遺産「平泉の文化遺産」などの歴史遺産、地域で受け継がれてきた神楽・剣舞等の伝統芸能、南部鉄器・秀衡塗等の伝統工芸など、知名度の高い多様な文化資源が豊富であり、その価値の理解を深め、次世代へ受け継いでいくことが必要です。
- ・ 県南圏域各地で開催される芸術祭等で、数多くの文化芸術活動の発表や鑑賞が行われているほか、アール・ブリュット¹作品の魅力を発信する施設での創作活動、マンガやアニメなどをツールとした従来の文化の枠を超えた地域の魅力を伝える取組、民俗芸能や演舞団体、市町民劇など多様な文化芸術活動が生まれてきていることから、日常的に文化芸術に親しむ機会の一層の充実を図ることが必要です。
- ・ 「平泉の文化遺産」をはじめとして、県南圏域の観光地に、毎年多くの観光客が訪れていますが、ラグビーワールドカップ2019TM釜石開催や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催により、海外との交流が一層促進されることから、文化の魅力を深く理解し、伝える人材の育成が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 伝統文化・伝統芸能・伝統工芸等の魅力発信

- ・ 世界遺産「平泉の文化遺産」の価値に関する理解と関心を高め、遺産を確実に守り伝えるために、遺産の価値や魅力を発信するとともに、2021年に完成予定の「『平泉の文化遺産』ガイダンス施設(仮称)」が、世界遺産の価値を世界中に分かりやすく伝え、調査研究等の学術情報が集積する場としての利用に加え、観光周遊ルートや体験・学習の場として活用されるよう取り組みます。

¹ アール・ブリュット：生(き)の芸術と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術。

- ・ 県南圏域で受け継がれてきた神楽・剣舞等の伝統芸能等を守り、次世代に継承していくために、地域の伝統文化を支える住民や団体と連携し、県内外への伝統芸能の魅力発信に取り組みます。
- ・ これまで築いてきた伝統産業の商品力やブランドの強みを生かしながら、販路の拡大や新商品開発を促進するとともに、伝統工芸の魅力発信に取り組みます。(再掲)

② 文化芸術とふれあう機会の創出

- ・ 多様な文化芸術活動を活かした地域づくりを進めるため、伝統文化・伝統芸能などの魅力発信や文化芸術とふれあう機会の創出に取り組みます。(再掲)
- ・ 地域の特色を生かした文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術コーディネーター、文化施設など関係機関のネットワークの強化を図るとともに、文化芸術活動における企画調整力の向上のための研修会等を開催します。
- ・ アール・ブリュットへの関心を高め、作品や創作活動への理解が深められるよう、県南圏域の美術館、福祉関係機関等と連携しながら、講演会・ワークショップなどを開催します。
- ・ 県南圏域の多彩な魅力を伝えるツールとして、親しみやすいマンガやアニメなどを活用した交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取組を支援します。
- ・ 地域の文化芸術に親しみを感じ、行事等への参加意欲を醸成するために、多様な分野の文化芸術に関する情報について、「いわての文化情報大事典」のほか、地域の行政広報紙、生活情報誌等を活用し広く周知を図ります。

③ 地域の文化財や文化芸術活動の魅力を伝える人材の育成

- ・ 県南圏域の歴史文化及び伝統産業等の地域資源を学び、文化財や文化芸術活動を多言語でも伝えられるよう、地域通訳案内士や観光ガイドボランティア団体等と連携しながら、ボランティアガイド研修会等を開催し人材の育成を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民)

文化芸術活動への参加、理解

(文化芸術活動団体等)

- ・ 特色ある文化芸術活動の住民への提供
- ・ 住民への鑑賞機会の提供

(文化施設)

- ・ 鑑賞機会、活動場所、発表機会の提供

(企業・民間団体等)

- ・ 地域の文化芸術活動に対する支援
- ・ 文化芸術を活用した地域振興

(市町)

- ・ 地域文化の保存・伝承
- ・ 文化財等を活用した地域づくり
- ・ 地域資源の発掘

【振興施策の基本方向】

IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が 収益性の高い農林業を実践する地域

企業的経営体を中心となった効率的な生産やブランド力強化の取組の促進により、収益性の高い産地形成を進めるとともに、農村への多様なニーズに対応しながら、活力ある地域づくりを進めます。

また、林業の担い手の育成・確保や先進的な技術を導入した低コスト林業による森林資源の循環利用を進めるとともに、特用林産物のブランド力の回復と販路拡大に取り組みます。

指標項目

① 農業産出額

② 木材生産額

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
9 企業的経営体を中心となった収益性の高い産地の形成と協働・連携による農村地域の活性化を進めます	① 産地をけん引する企業的経営体の育成
	② 競争力の高い米産地の育成
	③ 園芸産地の生産構造の強化
	④ 畜産経営の生産性向上と規模拡大の促進
	⑤ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進
	⑥ 協働・連携による農村地域の保全・活性化
10 森林資源の循環利用により、林業・木材産業を振興します	① 森林・林業の理解促進やイメージアップによる担い手の育成・確保
	② 森林施業の集約化の促進や情報通信技術（ICT）の導入等による林業経営の効率化
	③ 低コスト林業の推進や未利用資源の有効利用による木材の安定供給
	④ 特用林産物の産地再生とブランド力の回復
	⑤ 地域に根ざした特用林産物の生産振興

IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が 収益性の高い農林業を実践する地域

9 企業の経営体を中心とした収益性の高い産地の 形成と協働・連携による農村地域の活性化を進めます

(基本方向)

地域農業をけん引する企業の経営体を育成するため、認定農業者等の経営力の向上や規模拡大の取組等を促進するとともに、ほ場整備等を契機として、農地の集積・集約化などによる効率的な地域営農体制の構築を支援するほか、将来の産地を担う新規就農者の確保・定着を図ります。

また、収益性の高い産地形成を進めるため、県オリジナル水稻新品種のブランド確立や、園芸・畜産の大規模経営体の育成、労働力の安定確保等を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物の生産や一層の高付加価値化に向けた6次産業化等を促進します。

更に、農村地域でのいきいきとした暮らしの継承に向け、小規模兼業農家も参加した地域ビジョン等の作成とその実現に向けた実践活動のほか、企業との協働・連携活動、都市住民等との交流など、農村資源の保全や活用による地域づくりの取組を促進します。

現状と課題

- ・ 「地域農業マスタープラン¹」は、県南圏域内の全ての地域で策定（177プラン）されており、このプランに基づく担い手育成や農地の集積・集約化等の地域の主体的な活動を促進することが必要です。
- ・ 認定農業者²（3,670経営体）については、経営改善計画の達成率が低い（36%）ことから、計画達成に向け、一層の規模拡大や生産性向上の取組を進めることが必要です。また、集落営農組織（366組織）については、法人化や多角化等の経営発展を促進することが必要です。
- ・ 新規就農者は、近年、90人前後で推移していますが、産地の維持には不十分であることから、更なる就農者の確保と、早期自立に向けた技術習得や経営の安定化を支援するとともに、農業法人への就農等も促しながら、地域農業の維持・発展を図ることが必要です。
- ・ 米については、県オリジナル水稻新品種の早期ブランド確立を図るとともに、ほ場整備による水田の大区画化や大規模機械化体系の確立等により、一層の低コスト化が必要です。
- ・ 園芸及び畜産については、産地の維持・拡大に向け、団地化の促進や労働力の確保、キャトルセンター³等の外部支援組織の活用等による担い手の経営規模拡大等が必要です。
- ・ 更なる収益向上に向けては、新たなブランド品目の育成や、6次産業化などによる高付加価値化の取組が必要です。
- ・ 農村地域では、高齢化や人口減少が進んでいるため、集落自らが将来のビジョン等を作成

¹ 地域農業マスタープラン：集落段階での話し合いに基づき、地域の中心となる個別経営体、集落営農組織への農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した計画で、市町村等が策定。

² 認定農業者：「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。

³ キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

しながら、地域住民等による農地等の保管理のほか、都市住民等との交流や企業との連携活動の促進により、地域活性化を進めていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 産地をけん引する企業の経営体の育成

- ・ 農地中間管理機構等と連携し、「地域農業マスタープラン」に位置づけられる中心経営体への農地の集積・集約化を加速化するとともに、スマート農業⁴の普及や、生産基盤の整備、機械・施設の導入支援等により、担い手の経営の効率化を図ります。
- ・ 認定農業者や集落営農組織等の法人化や多角化等の経営発展に向け、専門家と連携した個別重点指導や研修会を実施します。
- ・ 関係機関・団体が一体となった就農相談窓口機能の強化や、産地リーダー等と連携した効果的な技術・経営指導により、新規就農者の就農準備から就農後の早期自立を支援するほか、農業法人への就農促進に向けた情報発信やインターンシップの実施を支援します。

② 競争力の高い米産地の育成

- ・ 県オリジナル水稲新品種「金色の風」、「銀河のしずく」等の早期ブランド確立に向け、栽培研究会を中心とした高品質・良食味米の生産体制を強化するとともに、米小売業者や飲食店等と連携したPR活動等を通じて、多様なニーズに対応できる米産地の構築を図ります。
- ・ 直播、疎植等の低コスト技術の普及を促進するとともに、スマート農業技術の導入や水田の大区画化等により、水田農業の更なる低コスト化に取り組みます。

③ 園芸産地の生産構造の強化

- ・ 産地の中核を担う経営体の育成に向け、環境制御技術の導入等による生産性向上や、施設・機械の重点整備による新たな園芸団地の形成等により、担い手の経営規模拡大を促進します。また、農福連携の取組や農作業体験会の実施等を通じた労働力の安定確保体制の構築を支援します。
- ・ 果樹・花きの実需者ニーズに対応した安定出荷に向け、品種構成や作型の見直し、計画的な新改植等を促進します。

④ 畜産経営の生産性向上と規模拡大の促進

- ・ 肉用牛・酪農サポートチームを中心とした個別重点指導により、情報通信技術（ICT）等先端技術の導入定着や飼養管理方式の改善を促進し、担い手の生産性向上を図ります。
- ・ 肥育素牛等の繁殖センター整備や、キャトルセンター・公共牧場等の外部支援組織の強化と有効利用により、畜産経営の規模拡大を図ります。

⑤ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進

- ・ 「二子さといも」、「西わらび」等の新たな農畜産物ブランド力の向上に向け、関係機関・団体等と連携したPR・販売活動を展開するとともに、地理的表示保護制度（GI）の活用等による評価向上の取組を支援します。
- ・ 消費者や食品事業者等の食の安全・安心に対する信頼を確保し、農畜産物の評価向上を図るため、農業法人やJA生産部会における農業生産工程管理（GAP⁵）の認証取得を促進し

⁴ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代農業を指す。

⁵ GAP：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

ます。

- ・ 6次産業化に向けた加工技術や販路開拓に係る研修会等を開催するとともに、企業への委託加工等による商品開発支援や、産地直売施設の運営改善指導等により、所得向上に向けた高付加価値化を促進します。

⑥ 協働・連携による農村地域の保全・活性化

- ・ 多様なスタイルでいきいきと暮らせる中山間地域の実現に向け、小規模兼業農家も参加する「地域ビジョン」の策定と実践活動を支援するとともに、企業や都市住民等と農村との協働・連携活動の促進等により、農村地域の活性化を図ります。
- ・ 日本型直接支払制度を活用し、地域協働による農地・水路等の生産基盤の保全管理や、環境保全型農業の取組を支援するとともに、中山間地域の農地の維持に向け、農作業の省力化・軽労化に効果的なスマート農業技術の導入を図ります。
- ・ グリーン・ツーリズムや農泊の促進のほか、DMOとの連携などによる外国人観光客や国際リニアコライダー（ILC）の関係者等の受入態勢整備など、農村に対する多様なニーズへの対応を支援します。
- ・ ニホンジカ等有害鳥獣を寄せつけないための地域ぐるみの環境整備や、地元住民と猟友会の連携による効果的な駆除など、地域が主体となった総合的な鳥獣被害防止対策の取組を促進します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（生産者・農業団体等）

- ・ 「地域農業マスタープラン」や「地域ビジョン」等の作成・実践
- ・ スマート農業やGAPの取組実践
- ・ 安全・安心な農畜産物の安定生産と販売促進に向けた取組
- ・ 地域特産物の新たなブランド化に向けた生産拡大や販促活動
- ・ 6次産業化の取組実践
- ・ 日本型直接支払制度の活用等による農業生産基盤の維持保全

（市町）

- ・ 「地域農業マスタープラン」や「地域ビジョン」等の作成・実践支援
- ・ 認定農業者や集落営農組織等の経営改善や法人化への支援
- ・ 新規就農者の確保・定着に向けた支援体制の強化
- ・ 基盤整備や機械・施設等の導入に対する支援
- ・ 地域特産物の新たなブランド化に向けた生産拡大と更なる評価向上に向けた企画、支援
- ・ 都市住民や外国人旅行客等の受入態勢の整備
- ・ 日本型直接支払制度の活用支援
- ・ 鳥獣被害防止対策の取組や施設整備等に対する支援

IV 米・園芸・畜産や林業などの多様な経営体が 収益性の高い農林業を実践する地域

10 森林資源の循環利用により、林業・木材産業を振 興します

(基本方向)

担い手の育成・確保及び先進的な技術の導入や、低コスト林業による森林資源の循環利用を進めるとともに、特用林産物¹のブランド力の回復と販路拡大に取り組みます。

現状と課題

- ・ 県南圏域では、製材工場や大型合板工場、広葉樹材を原料とする製紙工場が立地し、木材の需要が高まっています。
また、木質バイオマス発電施設が本格稼働し、林地残材や松くい虫被害材等の未利用資源の有効利用が進みつつあることから、木材の安定供給を図っていく必要があります。
一方で、住宅着工戸数の減少とともに建築用材の需要は減少傾向にあることから、一般住宅のほか公共施設や非住宅等への木材利用の促進が必要です。
- ・ 木材需要の増大に伴う主伐面積が増加傾向にある中、再生林が低調であることから、一貫作業等による再生林等の低コスト林業を普及することにより、林業生産活動の持続性の確保が必要です。
- ・ 林業の担い手は高齢化、減少傾向にあることから、特に、若年層の育成・確保が必要です。また、森林の経営管理を行う人材の育成が課題となっています。
- ・ 県南圏域では、森林所有規模が零細なため、森林施業の集約化を促進し、所有者に代り効率的な林業経営を行う「意欲と能力のある林業経営体²」の育成・強化が必要です。
- ・ 素材生産現場では生産性の向上を図るため、高性能林業機械の導入が進むとともに、林業経営の効率化に向け、森林調査にドローンや航空レーザの活用が始まるなど、ICT化が進展しています。
- ・ 松くい虫被害対策では、一部を除き、ほぼ全域が高被害地化していることから、重要松林の保全と併せ、被害の拡大防止に向け樹種転換を促進する必要があります。
- ・ 「ナラ枯れ」被害については、花巻市と遠野市を除く市町で発生し、被害が継続・拡大していることから、被害防除のほか広葉樹林の伐採・更新（若返り）を進めることが必要となっています。
- ・ 県南圏域は、原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、西和賀町を除く5市2町の露地栽培原木しいたけが出荷制限を受け、平成29年度までに出荷制限が一部解除（広域管内で138名が解除）となったものの、安定した経営を取り戻せていないことから、引続き、生産者への支援を行っていく必要があります。

¹ 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭等、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。

² 意欲と能力のある林業経営体：森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。

- ・ 県南圏域では、風評被害により、市場での原木しいたけの評価が低い現状にあり、市場評価を回復するためには、生産量を拡大し、地元をはじめ、消費を拡大していく必要があります。
- ・ 地域資源を利用した新たな特用林産物振興として、林間畑わさびの栽培、漆林の造成など森林空間を有効活用できる複合経営作物に対する期待が高まっています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 森林・林業の理解促進やイメージアップによる担い手の育成・確保

- ・ 森林・林業への理解醸成や就労者確保のため、就職希望者や教育機関の就職指導者を対象に、森林・林業の現状を紹介する講座や現場体験を実施します。
- ・ 技術研修の開催等により、高い知識と技術を備えた現場技術者の育成・確保を支援します。

② 森林施業の集約化の促進や情報通信技術（ICT）の導入等による林業経営の効率化

- ・ 地域の林業経営を担う「意欲と能力のある林業経営体」の育成・強化を図るため、効率的な経営管理を行う人材の育成を支援します。
- ・ 効率的な林業経営を行うため、意欲と能力のある林業経営体や市町と連携し、森林施業の集約化を進め、森林経営計画の作成を支援します。
- ・ 森林施業の集約化に不可欠な境界確認や現況調査等の効率化を図るため、ドローンや情報通信技術（ICT）の活用を進めます。

③ 低コスト林業の推進や未利用資源の有効利用による木材の安定供給

- ・ 木材需要者への安定供給を図るため、林業・木材産業等関係者間の情報共有を進めます。また、建築用材等の需要を高めるため、関係者と連携した優良事例のPR等、公共施設や非住宅等への木材利用の促進に取り組みます。
- ・ 低コスト林業を進めるため、伐採から再造林を行う一貫作業、路網整備及び搬出技術の研修会を開催します。
- ・ 松くい虫の被害まん延地域における樹種転換により発生する被害材等未利用資源について、発電や熱等の木質バイオマスイネルギー等への有効利用を促進します。
- ・ 広葉樹材の有効利用とナラ枯れ被害防止を図るため、伐採・更新（若返り）を進めます。

④ 特用林産物の産地再生とブランド力の回復

- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、栽培管理指導により、生産者の出荷制限解除を支援するとともに、出荷前検査や原木供給体制の整備を進めます。
また、生産者等が行う共同生産や共同出荷、補助事業を活用した生産体制の整備を支援するとともに、後継者の育成に努めます。
- ・ 原木しいたけのブランド力を回復させるため、地元飲食店や企業等との連携による利用・販売促進活動により、地元消費に加え、首都圏等の大消費地への出荷・販売量を増やしていきます。

⑤ 地域に根ざした特用林産物の生産振興

- ・ 特用林産物の新たな産地を形成するため、林間畑わさびの栽培面積の拡大や漆林の造成を支援します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

(企業・森林組合等)

- ・ 林業労働力の確保・技能者の育成
- ・ 森林経営計画の策定・実行
- ・ 木材製品の品質向上と安定供給
- ・ 栽培技術指導、生産者指導等
- ・ 特用林産物の品質の向上、安全・安心の確保

(市町)

- ・ 市町村森林整備計画の策定、実行
- ・ 所有者が行う森林経営管理の支援
- ・ 森林の整備、保全
- ・ 路網の整備
- ・ 公共施設等への地域材の利用

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン

—地域振興プラン（仮称）—

沿岸広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月

岩手県



目次

沿岸広域振興圏

はじめに	1
------	---

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の 教訓が伝承されている、災害に強い地域	3
---	----------

1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	5
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	7

II 地域包括ケアシステムなどによる 安心して暮らせる活力のある地域	9
---	----------

3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで 安心な暮らしができる環境をつくれます	11
4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくれます	14
5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	17
6 安心して子どもを生み育てることができ、高齢者や障がい者が いきいきと、健やかに暮らせる社会をつくれます	20
7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	23
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる 活力あふれる地域をつくれます	26

III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する 産業が持続的に成長する地域	29
---	-----------

9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	31
10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくれます	34
11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により 水産業を盛んにします	37
12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします	40
13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします	44
14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした 観光産業を盛んにします	47
15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします	50

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マネーフレスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

東日本大震災津波からの復興を着実に進め、その教訓を発信し、新たな交通ネットワークや様々なつながりを生かした新しい三陸の創造により、国内外に開かれた交流拠点として岩手の魅力を高め、広げていく地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

II 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備などを進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

III 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の労働環境の向上に取り組みます。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

I 復興まちづくりが着実に進み、 東日本大震災津波の教訓が伝承されている、災害に強い地域

復興まちづくりを着実に進め、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策などの取組を通じ、災害に強い地域づくりを進めます。

指標項目

- ① 河川整備率
- ② 東日本大震災津波の復旧・復興事業の完成率
- ③ まちづくり（面整備）事業の完成率
- ④ 自主防災組織の組織率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を伝えます	① 復興まちづくりの基盤整備
	② 市町村が行う復興まちづくり事業の支援
	③ 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信
2 自然災害に強いまちづくりを進めます	① 災害に強い道路ネットワークの構築
	② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進
	③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波 教訓が伝承されている、災害に強い地域

1 復興まちづくりを進め、東日本大震災津波の教訓を 伝えます

(基本方向)

津波防災施設や復興道路¹などを整備するとともに、市町村に対して情報提供や助言を行い、復興まちづくり²を着実に進めます。

東日本大震災津波の発生から復興までの様々な経験や教訓等を次世代に伝承するとともに、効果的な情報発信を行い、国内外の防災・減災に貢献します。

現状と課題

- ・ 平成30年3月末に県が公表している「社会資本の復旧・復興ロードマップ」では、沿岸圏域における津波防災施設などの県事業は233箇所全てが着工済であり、約7割が完成しています。
- ・ また、土地区画整理事業などの市町村が行う復興まちづくりの面整備事業については、147地区のうち、99%で着工済であり、約8割が完成しています。
- ・ 防潮堤等の「津波防災施設」、津波防災を考慮した「まちづくり」、防災文化の醸成などの「ソフト対策」を組み合わせた「多重防災型まちづくり」が進められています。
- ・ 三陸のより良い復興の実現のために、引き続き市町村や国などと連携を図りながら、復興まちづくりの取組を進めていく必要があります。
- ・ 東日本大震災津波から8年が経過し、震災の記憶の風化が懸念されていることから、伝承施設の整備や震災津波関連資料の収集・保存・活用、いわての復興教育の推進などの取組を生かし、東日本大震災津波や復興の経験や教訓等を伝承するとともに、復興の姿を国内外に情報発信していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 復興まちづくりの基盤整備

- ・ 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、水門・陸こう自動閉鎖システムを備えた防潮堤等の津波防災施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保し、産業等の復興を支援する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路など沿岸圏域の縦軸・横軸となる高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進するとともに、復興道路等における交通支障箇所の解消、橋梁の耐震化、道路防災施設の整備を推進します。
また、市町村の復興まちづくりと一体となった道路整備を実施するため、浸水区域を回避する道路などの整備を推進します。

¹ 復興道路：三陸沿岸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等の総称であり、三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路が該当。なお、国は縦貫軸を「復興道路」、横断軸を「復興支援道路」として呼称している。

² 復興まちづくり：津波被災地域の失った社会機能全体を回復させ、暮らしや産業を以前の状態に戻すだけに留まらず、地域が本来あるべき姿を目指すまちづくりの取組

② 市町村が行う復興まちづくり事業の支援

- ・ 市町村が行う復興まちづくりの取組を促進するため、まちづくり連携道路³の整備を推進します。

また、会議の開催や現地視察などにより被災市町村及び国と事業推進上の課題を共有するとともに、市町村に対し必要な情報提供と助言を行います。

③ 東日本大震災津波の教訓の伝承と情報発信

- ・ 東日本大震災津波伝承館と県内外の伝承施設のネットワーク化や「いわて震災津波アーカイブ～希望～⁴」の活用促進を図り、いわての復興教育の推進や、各地の震災ガイドの交流促進や育成支援を行うとともに、地域の学校、行政、団体等が一体となり、東日本大震災津波の経験や教訓を地域防災に生かしながら次世代に伝承します。
- ・ 東日本大震災津波の発生から復興までの様々な経験や教訓、大学における研究成果等について、三陸防災復興プロジェクト2019の開催や、防災関係会議、三陸鉄道「震災学習列車」など様々な機会・手段を組み合わせ、効果的な情報発信を行います。

また、三陸防災復興プロジェクト2019の取組を生かし、東日本大震災津波の記憶と教訓を継続して発信していきます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 復興道路の整備
- ・ 高田松原津波復興祈念公園内における国営追悼・祈念施設（仮称）や重点道の駅「高田松原」の整備
- ・ 被災3県に整備する復興祈念公園等の震災関連施設の一体的な活用の推進
- ・ 東日本大震災津波の経験や教訓等の効果的な情報発信

(市町村)

- ・ 復興まちづくりの推進
- ・ 東日本大震災津波の経験や教訓を次世代に伝承するための取組
- ・ 東日本大震災津波の経験や教訓等の効果的な情報発信

(民間団体等)

- ・ 東日本大震災津波の経験や教訓を次世代に伝承するための取組
- ・ 復興の取組への理解や継続的な支援・参画

【関連する計画】

- ・ 高田松原津波復興祈念公園基本計画（平成27年8月策定）
- ・ 震災津波伝承施設展示等基本計画（平成28年6月策定）
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019基本計画（平成30年3月策定）

³ まちづくり連携道路：東日本大震災津波からの復興事業で整備する道路のうち、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体的な整備を推進する道路

⁴ いわて震災津波アーカイブ～希望～：東日本大震災津波の実態を正確に記録し、復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の防災活動等に生かすため、県が市町村、関係機関及び民間団体等から震災関連資料を収集のうえ2017年3月に構築し、インターネット上で公開しているシステム。

I 復興まちづくりが着実に進み、東日本大震災津波教訓が伝承されている、災害に強い地域

2 自然災害に強いまちづくりを進めます

(基本方向)

安全で信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路¹等における法面崩壊対策や橋梁耐震化などの防災機能の強化を推進します。

洪水や土砂災害に備え、河川改修や砂防堰堤の整備などのハード対策と、警戒・避難体制の充実強化などのソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進します。

東日本大震災津波等の経験・教訓を踏まえ、関係機関が連携・協力し、住民が自らの身を自ら守る意識の醸成、地域の安全を守る体制と実効的な防災体制の整備を進めます。

現状と課題

- 近年、局地的豪雨に伴う災害が全国的に増加傾向にあり、沿岸圏域でも平成28年台風第10号による豪雨災害では、国道106号、国道455号等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援物資の輸送や救急搬送等に支障が生じました。
特に沿岸圏域では、三陸海岸特有の急峻な地形により多くの危険箇所があることから、自然災害から地域を守るため河川改修や砂防堰堤などの整備が求められています。
また、洪水や土砂災害に備えるため、河川改修や砂防堰堤の整備等のハード対策に加えて、河川情報の提供等のソフト対策の推進が必要です。
- 沿岸圏域では、東日本大震災津波により被災した津波防災施設の復旧・整備や水門・陸閘自動閉鎖システムの整備が各地で進められています。
- 東日本大震災津波後の時間の経過に伴い住民の防災意識の低下が懸念されることから、沿岸圏域内の自主防災組織の組織率の向上を図るとともに、地域コミュニティ、県、市町村及び関係機関が連携した訓練などを継続的に実施し、自助、共助、公助²による総合的な防災体制を確保していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 災害に強い道路ネットワークの構築

- 高規格幹線道路³等を補完し、災害発生時における救援物資の輸送や救援活動が円滑に行えるよう、緊急輸送道路等の法面防災対策、橋梁耐震化、通行危険箇所やあい路の解消を推進します。

② 洪水・土砂災害対策や津波災害対策の推進

- 過去に洪水が発生したことのある箇所等の河川改修を優先的に進めるとともに、河道掘削

¹ 緊急輸送道路：災害発生直後の緊急輸送を円滑に行うために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びに防災拠点を相互に連絡する道路などが該当する。

² 自助、共助、公助：「自助」は自分や家族、「共助」は地域の共同体において身を守り助け合うことを指し、「公助」は行政や消防機関などによる公的な支援のことを指す。

³ 高規格幹線道路：「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことを指し、全国で約 14,000km の自動車交通網を形成する自動車専用道路。

や立木伐採を計画的に推進します。

- ・ 洪水発生時に住民の速やかな避難を促すため、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定を進め、市町村が行う洪水ハザードマップの作成を支援するとともに、河川の水位情報や防災情報等、洪水に係る情報提供の充実強化を図ります。
- ・ 土砂災害に備え、避難所、社会福祉施設、学校、病院などが立地する箇所や過去に被災したことのある箇所で、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設の整備に取り組みます。
また、土砂災害のおそれのある箇所を明らかにするとともに、土砂災害警戒区域の指定を推進し、市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成を支援します。
- ・ 津波による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る安全で安心なまちづくりを推進するため、水門・陸こう自動閉鎖システムを備えた防潮堤等の津波防災施設の復旧・整備を推進します。(再掲)

③ 「自助・共助・公助」を組み合わせた防災・減災対策の推進

- ・ 広報誌やマスコミ媒体などを活用した広報活動や小・中学校における防災教育の推進、住民に対する防災教育等を通じて正しい防災知識の普及と防災意識の向上を図ります。
- ・ 地域防災サポーター制度⁴を活用した地域コミュニティにおける防災教育や防災訓練等への支援、自主防災組織のリーダー研修会や活性化研修会などにより、自主防災組織の組織率向上や活性化を図ります。
- ・ 総合防災訓練の実施、地域防災計画の見直し、災害対応能力を強化するための研修の充実、広域的な防災体制の構築、防災担当者会議などにより、県や市町村の防災体制の向上を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施

(市町村)

- ・ 防災体制の整備、避難環境の整備、自主防災組織の育成強化等
- ・ 災害対応能力の向上のための実践的な訓練や各種研修の実施
- ・ ハザードマップの作成及び住民への周知

(住民)

- ・ 防災知識の習得や食料備蓄、地域の防災訓練への参加、自主防災組織等への参加
- ・ 津波からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加
- ・ 水防活動等への参加

(地域コミュニティ)

- ・ 自主防災組織の結成、避難訓練等の実施

【関連する計画】

- ・ 岩手県水防計画（計画期間 平成28年度～ ）
- ・ (仮) 岩手県道路防災事業計画（計画期間 2019年度～2025年度）
- ・ 岩手県地域防災計画（計画期間 昭和43年度～ ）
- ・ 岩手県国土強靱化地域計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

⁴ 地域防災サポーター制度：地域における防災研修会等の講師として、防災に関して様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員OB、自治体職員OB等）を登録する県の制度。

【振興施策の基本方向】

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる

安心して暮らせる活力のある地域

被災者一人ひとりに寄り添いながら、保健・医療・介護・福祉の連携体制の強化や健康づくりの推進、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるとともに、生活に密着した社会資本の整備を進めます。

また、スポーツや文化の振興により、住民の豊かな生活の向上や地域の活性化を促進します。

指標項目

- ① 汚水処理人口普及率
- ② 犬・猫の返還・譲渡率
- ③ 一般廃棄物の最終処分量
- ④ がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数[10万人当たり]
- ⑤ 成人の週1回以上のスポーツ実施率
- ⑥ 文化施設入場者数
- ⑦ 自殺者数[10万人当たり]
- ⑧ 災害公営住宅における自治会等組織割合
- ⑨ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
- ⑩ 地域医療情報ネットワークに登録している住民の割合
- ⑪ メタボリックシンドローム該当者・予備者の割合

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで安心な暮らしができる環境をつくります	① 被災者の健康づくりとこころのケア ② 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進
4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくります	① 食の安全・安心の確保 ② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理 ③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にする取組の推進 ④ 若者・女性の活躍推進及び地域づくり人材の育成支援
5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境の整備を進めます	① 自然環境の保全と活用の推進 ② 廃棄物減量化対策などによる循環型社会の構築 ③ 地球温暖化防止対策の推進
6 安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります	① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進 ② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進 ③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進 ④ 地域医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの推進
7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と健康づくりを進めます	① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化 ② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進 ③ こころのケア対策などによる自殺予防の推進
8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります	① ラグビーワールドカップ 2019 TM 釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進 ② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進 ③ 郷土芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

3 被災者一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかで 安心な暮らしができる環境をつくります

(基本方向)

応急仮設住宅から災害公営住宅への転居や自立再建など生活環境の変化に伴う被災者の体調不良に対して、生活習慣の改善、健康づくりとこころのケアを関係機関と連携して取り組みます。

また、被災者の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化のため、災害公営住宅等における自治会等の設立や運営を支援するなど、市町村、民間団体等と連携した取組を進めます。

現状と課題

- ・ 応急仮設住宅等の入居者は平成30年3月末現在で6,857人とピーク時（平成23年10月時点43,738人）の15.7%まで減少しており、応急仮設住宅等から恒久的住宅への移行が進む中、被災者には生活環境やコミュニティの変化に伴う心身の疲労、体力低下等の健康面の課題が生じています。
- ・ 平成24年4月に設置した岩手県こころのケアセンターでは、市町村や社会福祉協議会等と連携したこころのケア活動を実施していますが、平成29年度は延べ709件の専門医相談があり、今後も継続的なこころのケア活動が求められています。
- ・ また、復興に伴う生活環境の変化によるストレス等がこころの健康に悪影響を及ぼし、自殺リスクの増加が懸念されることから、市町村・関係機関・民間団体・ボランティアとの連携を強化し、自殺予防の取組を推進していく必要があります。
- ・ 既に入居が決まっている沿岸圏域の災害公営住宅150箇所のうち、平成30年度末で、その約8割において自治会等が組織されています。
- ・ 同じ地域で暮らす方々がお互いに支え合い、安心して生活するためには、地域コミュニティの形成や活性化が重要ですが、同じ地域の住民がまとまって移転するような防災集団移転促進事業の住宅団地に比べ、様々な地域からの住民が集まって入居する災害公営住宅の場合、応急仮設住宅などから恒久的住宅への移行期においては、新たなコミュニティの形成や活性化が難しい地域もあることから、県、市町村、民間団体等が連携して支援を行う必要があります。
- ・ 高齢者の多い災害公営住宅などでは、買い物や通院のための移動手段の確保が重要であり、市町村が行う地域公共交通対策の推進が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 被災者の健康づくりとこころのケア

- ・ 市町村や社会福祉協議会と連携のうえ、災害公営住宅や地区集会所などを会場とした健康づくり講座などを開催し、食生活などの生活習慣の改善と被災者と地区住民とコミュニティにおける健康づくりを支援します。
- ・ こころに不安、ストレスを抱えたり、孤立感などを感じている被災者等に対して、岩手県こころのケアセンターやいわてこどもケアセンターと連携し、こころのケアを行います。

- ・ 傾聴ボランティア等の養成・育成を通じて、被災者のこころに寄り添う取組を支援します。
- ・ 自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応する人材を研修会などにより育成するとともに、被災者支援連絡会議などを通じて市町村・社会福祉協議会・こころのケアセンター等との連携を図りながら自殺予防の普及・啓発を進め、こころの不調を抱えた方や引きこもりの方への必要な支援を推進します。

② 災害公営住宅等における新たなコミュニティの形成や活性化に向けた取組の促進

- ・ 被災地コミュニティ支援コーディネーター¹の配置により、災害公営住宅等におけるコミュニティ形成に必要なノウハウを市町村に提供するとともに、地域においてコミュニティ形成の調整役を担う人材の育成を図り、被災地のコミュニティ形成が円滑に進むよう市町村を支援します。
- ・ 県営災害公営住宅においては、コミュニティ形成支援員²を民間団体への委託により配置し、コミュニティ形成が円滑に進むよう、入居者の自治会等の設立に向けた取組を支援します。
- ・ 災害公営住宅等の自治会等が円滑に活動できるよう、役員等を対象とした研修会等を開催し、運営のためのノウハウ習得やネットワークづくりを支援します。
- ・ 災害公営住宅等におけるコミュニティ形成や活性化を支援するため、市町村や社会福祉協議会、NPOなどと連携し、住民相互が顔を合わせて交流するための様々なイベントの開催などを支援することにより、交流促進や地域コミュニティへの参画に向けた機運醸成を図ります。
- ・ 災害公営住宅等の恒久的な住宅に移行後もお互いに支え合いながら安心して暮らせる生活環境が確保されるよう、被災者の住宅再建や再建後の安定した生活に向けた支援や相談対応を実施します。
- ・ 災害公営住宅等における被災者間や被災者と地元住民などとの連携・交流の場づくりなど、NPOが行う地域課題解決に向けた地域コミュニティの再生や活性化のための取組を支援します。

また、三陸防災復興プロジェクト2019を契機として、復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かした住民の交流機会の拡大や生きがいを促進することによって、コミュニティの活性化を図ります。

- ・ 災害公営住宅などにおける住民の円滑な移動を確保するため、地域公共交通会議への参画などを通じ、市町村による地域公共交通確保の取組を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民)

- ・ 健康相談、健康づくり講座等への参加、日常の健康づくりの取組
- ・ 地域コミュニティ活動への参画

(市町村)

- ・ 個別健康相談、健康講話、運動教室
- ・ 自治会等単位の健康づくり活動の支援

¹ 被災地コミュニティ支援コーディネーター：市町村が行うコミュニティ形成の取組を支援するため、県が民間団体に委託し配置しているもので、災害公営住宅の入居者交流会の企画・運営から自治会等の形成に向けた取組までの一連の流れを市町村及び地域のキーパーソンと協働で実施し、実践を通じたコーディネートのノウハウの提供や、地域のキーパーソンの育成等を行っている。

² コミュニティ形成支援員：県営災害公営住宅の入居者が円滑なコミュニティを形成することにより、引きこもりや孤立などを解消するとともに、様々な課題を入居者間で解決していける体制を構築できるよう、県が民間団体に委託して配置しているもので、県営住宅の指定管理者と一体となってコミュニティ形成に関する相談対応、入居者交流会や相談会の実施などの支援を実施している。

- ・被災者健康支援ネットワーク会議開催
- ・災害公営住宅等の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化の支援
(民間団体等)
- ・ボランティアによる余暇活動支援
- ・社会福祉協議会によるサロン活動
- ・民生・児童委員による見守り活動
- ・災害公営住宅等の新たな住環境におけるコミュニティ形成や活性化の支援

【関連する計画】

- ・健康いわて21（第2次）・圏域別(宮古・釜石・大船渡)プラン
(計画期間 平成26年度(2014年度)～2022年度)
- ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別(宮古・釜石・大船渡)プラン
(計画期間 平成27年度～平成30年度)

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

4 安心して快適な生活環境と活力ある地域社会をつくり ます

(基本方向)

食の安全・安心の確保を図るため、食品の製造・加工、流通の各段階における監視・指導などを行います。

衛生的で快適な暮らしを実現するため、汚水処理施設などの整備を進めるとともに、橋梁やトンネル等の社会資本の老朽化などに対応した計画的な維持管理や住民との協働による維持管理を推進します。

また、動物のいのちを大切にす社会の実現を目指し、動物譲渡などの取組を通じて動物愛護思想の普及を図ります。

さらに、次代を担う若者や女性をはじめとする住民一人ひとりが地域のけん引役として地域に新たな活力と魅力を創り出す取組を推進します。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域内では、飲食店などにおいて食中毒が毎年発生しており、食品を製造する事業者などに対する監視・指導を強化するとともに、住民の食の安全性等に対する関心を一層高める必要があります。
- ・ 下水道をはじめとする汚水処理施設の整備は着実に進展しているものの、沿岸圏域内における汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末で県全体の 80.8%を下回る 70.7%にとどまっており、汚水処理施設などの社会資本の整備を進めていく必要があります。
- ・ 沿岸圏域は車両のすれ違い困難な箇所が多く、通行の安全を確保するため、待避所設置や路肩拡幅などを進めていく必要があります。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備された橋梁やトンネルなど社会資本の老朽化が進行するとともに、復旧・復興工事の完成に伴い社会資本が増加していることから、これらの計画的な維持管理が必要です。
- ・ 沿岸圏域内では、保健所が引き取った犬・猫の殺処分数が減少傾向にあるものの、いまなお殺処分せざるを得ない事例が続いていることから、動物のいのちを大切にす社会を実現するため、動物愛護の取組を進める必要があります。
- ・ 東日本大震災津波後、「新しいまちづくり」が進む中、震災を契機に沿岸圏域外から多くの若者や女性が被災地の復興と活性化のため移住し、斬新な視点と積極性溢れる行動力により、地域に新たな活力と魅力を創りだしています。

人口減少、少子高齢化が進む沿岸被災地において、復興の先を見据えた活力ある地域づくりを進めるためには、次代を担う若者や女性が地域のけん引役として、多方面で活躍できる環境づくりを進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 食の安全・安心の確保

- ・ 食品表示法に基づく食品表示について、事業者を対象とした研修会の開催などにより正しい知識の普及を図るとともに、食品表示についての県民理解の増進などを通じ、食品に対する信頼の向上を図ります。
- ・ 食品の製造、加工、調理、販売等に携わる食品関連事業者に対し、食品衛生法に基づく監視・指導及び収去検査¹を行うとともに、弁当・仕出し屋や各種食品製造業などの重点対象施設²に対しては岩手版HACCP³の普及・啓発を推進するなど、岩手版HACCPからHACCP義務化への円滑な移行に向けた支援に取り組めます。

② 生活の利便性向上につながる社会資本の整備と計画的な維持管理

- ・ 地域の実情に応じて、公共下水道や漁業・農業集落排水施設、浄化槽施設の整備を促進するとともに、狭隘道路箇所への待避所設置など、生活に密着した道路環境の整備を推進します。
- ・ 橋梁やトンネルなどの機能維持のため、計画的な維持管理を行うとともに、地域の道路や河川・海岸等の草刈や清掃等の維持管理について住民協働の取組を推進します。

③ 動物愛護思想の普及と動物のいのちを大切にす取組の推進

- ・ 住民を対象とした講習会の開催等を通じて、動物愛護思想や動物の適切な管理方法に関する普及・啓発を推進します。
- ・ 国・地方自治体・関係団体等による動物愛護週間行事の取組に加え、地元動物愛護団体との協働による動物とのふれあいイベント等を通じて、動物愛護思想の普及・啓発を進めます。
- ・ 保健所が引き取った犬・猫の情報の積極的な発信などにより、新たな飼主への譲渡を推進します。

④ 若者・女性の活躍推進及び地域づくり人材の育成支援

- ・ 沿岸圏域の若者・女性が地域で一層活躍できるよう、若者・女性の参画のもと、子育て環境や住環境、働く場など若者・女性を取巻く環境の改善を図る戦略の検討を行い、企業内の託児所の設置・運営や空き家を活用した地域づくりなど、戦略を踏まえたモデル的取組を展開し、若者や女性がより一層力を発揮できる地域づくりを進めます。
- ・ 若者や女性をはじめとした住民の主體的な活動を促進するための地域づくり団体の育成と東日本大震災津波を契機とした県内外とのつながりを生かした人材の交流を推進するとともに、将来の地域づくりを担う市町村の若手職員等を対象とした、政策形成能力の向上を図る研修会を開催します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹ 収去検査：食品衛生法に基づき、必要最少量の食品等を無償で持ち帰り、食品の安全性を確認する検査。

² 重点対象施設：飲食店営業の仕出し屋、弁当屋、旅館・ホテルのほか、乳製品製造業、魚肉ねり製品製造業、缶詰びん詰め食品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業、加工業の乳処理業、集乳業及び食肉処理業を営む施設。

³ 岩手版 HACCP：「HACCP」はHazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。食品衛生管理の国際的な手法である HACCP 本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCP の考え方に基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、温度管理を中心とする、食品衛生管理の重要管理点を県が予め示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行なうなどの衛生管理の実践を促す、本県独自の取り組み。

県以外の主体に期待される行動

【食の安全・安心】

(住民)

- ・ 食に関する正しい知識の習得

(食品関連事業者)

- ・ HACCPを踏まえた衛生管理に基づく安全な食品の提供
- ・ 食品表示法を遵守した食品の正しい情報の提供

【汚水処理施設、社会資本の整備と維持管理】

(住民)

- ・ 汚水処理施設（浄化槽）の一層の導入
- ・ 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理
- ・ 道路や河川の草刈等における県等との協働

(市町村)

- ・ 市町村による汚水処理施設（下水道、漁業・農業集落排水）の整備
- ・ 汚水処理施設整備（浄化槽）の支援
- ・ 市町村が管理する社会資本の整備と維持管理

(国)

- ・ 国が管理する社会資本の整備と維持管理

(建設業)

- ・ 国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理

【動物愛護】

(住民)

- ・ 動物の適正管理
- ・ 動物の命を大切にする行動
- ・ ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組

(市町村)

- ・ ペットを原因とした住民トラブルなど、地域課題に対する解決に向けた取組
- ・ 動物譲渡推進のための保健所との連携

(関係団体)

- ・ 動物譲渡推進及び動物愛護思想の普及・啓発の取組

【若者・女性の活躍推進】

(住民)

- ・ 地域づくりへの積極的な参加

(市町村)

- ・ 若者・女性の活躍に向けた支援等

【関連する計画】

- ・ 岩手県食の安全安心推進計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県動物愛護管理推進計画（計画期間 平成26年度（2014年度）～2023年度）
- ・ いわて汚水処理ビジョン2017（計画期間 平成30年度（2018年度）～2025年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

5 良好な自然環境の保全・活用と持続可能な生活環境 の整備を進めます

(基本方向)

優れた自然環境、地域資源を活用した環境団体等の取組への支援や公共用水域の保全など、自然との共生に向けた取組を推進します。

沿岸圏域の良好な水環境の確保に向け、公共用水域の水質状況の把握に努めるとともに、汚水の排出源となる事業所などの監視・指導の一層の強化を図ります。

ごみの減量化やリサイクルの促進など、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量削減に向けた対策への事業者や住民の理解向上を図ります。

現状と課題

- 沿岸圏域内の環境団体の中には、震災の影響などにより活動が未だ休止・低迷状態の団体が多く、NPO等と連携した活動の活性化や次代の活動を担う人づくりなど、活動再開に向けた支援が必要です。
- また、三陸復興国立公園や早池峰国立公園など優れた自然環境を有する沿岸圏域では、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイル等の地域資源を活用した自然との共生への意識向上などのほか、工場排水や生活排水の対策による水環境の保全など、優れた環境を守り次代に引き継ぐための取組が求められています。
- 沿岸圏域における一人1日当たりごみ排出量は、平成28年度893gと県平均の921gを下回っているものの、県平均を上回り増加傾向が続く市町村もあります。
- 「平成29年県の施策に関する県民意識調査」において、ごみ減量化の行動に努めている沿岸圏域住民の割合は72.5%であり、リサイクルやごみの分別収集への協力、リターナブル容器¹や詰替え商品の利用など、3R²等の環境施策への理解が浸透しています。
- 近年、気温の長期的上昇や豪雨被害の増加など、気候変動による環境の変化への懸念が世界的に広がっていることから、地球温暖化防止に向け、エコライフの実践に係る普及啓発や市町村の防災拠点への再生可能エネルギー導入の促進など、住民や事業者など様々な主体による温室効果ガス排出量削減のための取組を支援・推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 自然環境の保全と活用の推進

- NPO等の団体が行う環境保全活動や希少野生動植物の保護活動を支援するとともに、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルを活用した環境学習などの活動を推進します。

¹ リターナブル容器：中身を消費した後の容器を販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄し再び使用する容器。

² 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

- ・ 休止・低迷状態にある環境団体に対し、環境学習活動の委託や情報交換会の開催などを通じて、団体活動活性化に向けた取組を推進します。
- ・ 河川や海域などの公共用水域の水質監視や工場・事業場等に対する排水の監視・指導を強化するなど、環境基準の達成・維持に向けた取組を推進します。

② 廃棄物減量化対策などによる循環型社会の構築

- ・ 一般廃棄物削減に向けて、市町村との連携のもと、マイバックの使用の推進、プラスチックなどのワンウェイ容器³・包装の削減等、家庭ごみを中心としたごみ減量化に向けた取組への支援や、3Rの普及・啓発に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物処理事業者等への廃棄物の適正処理の監視・指導を一層強化します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

- ・ 市町村が進める公民館等の防災拠点施設等への再生可能エネルギーシステムの導入を支援します。
- ・ 『いわて地球環境にやさしい事業所認定制度⁴』、『エコスタッフ養成セミナー』への事業者の参加や、『地球温暖化防ごう隊⁵』への小中学校の参加を促進するとともに、各種研修等を通じて温室効果ガス排出削減の普及啓発と機運醸成に取り組みます。
- ・ 未利用間伐材等の活用のため、木質バイオマス関連施設へのバイオマスチップなどの安定的な供給を支援するとともに、木質バイオマスコーディネーターなどの派遣により、木質バイオマス利用施設の導入を支援します。(再掲)

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(住民、NPO等環境団体)

- ・ 環境学習や各種環境保全活動への参加
- ・ ごみの減量化やリサイクル活動の取組の実践
- ・ 行政と連携した環境保全活動の取組
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入や省エネ、節電行動の取組

(事業者)

- ・ 産業廃棄物の適正処理、発生抑制及びリサイクル推進の取組

(市町村)

- ・ 地域の実情に即した環境保全活動の推進
- ・ 3Rや再生可能エネルギー等に係る普及啓発

【関連する計画】

- ・ 岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・ 第二次岩手県循環型社会形成推進計画（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）
- ・ 釜石・大槌地域流域ビジョン（計画期間 2019年度～2028年度）
- ・ 宮古・下閉伊地域流域ビジョン（計画期間 平成30年度（2018年度）～2024年度）
- ・ 大船渡湾水環境保全計画（計画期間 平成26年度（2014年度）～2023年度）

³ ワンウェイ容器：1回使用された後、ごみまたは資源として回収される容器。スチール缶、ペットボトル等。（リターナブル容器の反対語）

⁴ いわて地球環境にやさしい事業所認定制度：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とした制度。

⁵ 地球温暖化防ごう隊：小学生を『地球温暖化を防ごう隊員』に任命し、家庭でできる身近な節電等の取組を通じて地球温暖化防止に対する意識を高める取組。

- ・気仙川流域基本計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・大船渡市三陸町地域流域基本計画（計画期間 2019年度～2023年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

6 安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がい者がいきいきと、健やかに暮らせる社会をつくります

(基本方向)

結婚を望む男女の出会いの場づくりや子育てしやすい環境づくりに向け、地域における支援体制の充実強化に取り組みます。

また、高齢者や障がい者の社会参加、生活支援体制の充実強化に取り組むとともに、介護予防サービスの確保・充実及び保健・医療・介護・福祉が一体となった地域連携を推進します。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域では、平均初婚年齢が上昇しているなど未婚化、晩婚化が進み、平成28年の合計特殊出生率は、1.59と依然として低い水準にとどまっていることから、住民が安心して家庭を持ち子どもを産み育てることができる環境の整備を図るとともに、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成が必要です。
- ・ 沿岸圏域は、高齢化率が県平均を上回っており、介護を要する高齢者の増加がさらに見込まれるため、高齢者が生きがいを感じながら、健康で安心して暮らせる社会の構築が必要です。
- ・ 障がい者の高齢化が進んでおり、高齢化の進展に伴う身体、知的、精神それぞれの障がい特性に応じた支援が必要とされているほか、障がい者が必要なサービスを受けながら希望する地域で安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等による相談支援・生活支援体制の充実が必要です。
- ・ 住民が生涯にわたり自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療、介護、福祉サービスなど、日常生活に必要な支援が一体的に提供される包括ケア体制の構築が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 結婚支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

- ・ 結婚を望む若者男女に出会いの機会を提供するため、各種婚活イベントの情報発信や“いきいき岩手”結婚サポートセンター¹を周知し、会員登録を推進します。
- ・ 医療保険が適用されない特定不妊治療を受ける夫婦に対し、特定不妊治療助成事業²の制度周知と利用しやすい環境づくりを、市町村と連携しながら進めます。
- ・ 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村への設置を促進します。
- ・ 社会全体で子育てを支援する機運の醸成に向け、企業等による「いわて子育て応援の店³」

¹ “いきいき岩手”結婚サポートセンター：結婚を望む若者に出会いの機会を提供する会員登録制のお見合いや、婚活イベント情報の発信等を行う

² 特定不妊治療助成事業：高額な医療費を要する、不妊治療の費用の一部を助成する事業

³ いわて子育て応援の店：子ども連れの家庭や妊娠中の方を対象として、商品購入代金の割引など子育てに関するさまざまなサービスを提供する店

協賛店を拡充します。

② 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の推進

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持ちながら生活できるよう、社会参加活動を通じた健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- ・ 高齢者が、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態とならないよう予防を図るほか、要介護状態等からの自立支援や寝たきりなどの重度化防止の取組を推進します。
- ・ 認知症になっても安心して生活することができるよう、成年後見制度⁴の利用を促進します。また、認知症の人やその家族を支援するため「認知症サポーター⁵」や「認知症の人と家族の会」などの普及・啓発を行います。

③ 障がい者の自立支援や社会参加の促進

- ・ 市町村の相談支援体制や障がい福祉サービス事業者等による就労・生活支援体制等の充実を図るとともに、障害者支援施設等に入所又は入院している障がい者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、障がい者自立支援協議会の活動を通じて、地域での受け入れ体制整備等を進めます。
- ・ 「ユニバーサルデザイン⁶」について、事業者、地域住民等による取組や学校での啓発活動を進めるほか、バリアフリー施設等をホームページ上で紹介している「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」の充実や「ひとにやさしい駐車場制度⁷」の普及啓発を行います。

④ 地域医療と介護をつなぐ情報ネットワークを活用した、保健・医療・介護・福祉が一体となった地域包括ケアシステム⁸の推進

- ・ 沿岸圏域で運用されている地域医療情報ネットワーク⁹への地域住民の参画を促進し、保健・医療・介護・福祉日常の生活など必要とするサービスが身近な地域で一体的かつ切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進します。
- ・ 医療と介護をつなぐ情報ネットワークを高齢者や障がい者支援、子育て支援などに広げていくことにより「共に生きる社会づくり」を推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町村等)

- ・ 若者の結婚支援
- ・ 子育て応援センターの設置、運営
- ・ 子育て世代包括支援センター¹⁰の設置、運営
- ・ 認知症啓発活動の実施・認知症サポーターの養成
- ・ 成年後見センターの設置・市民後見人¹¹の育成

⁴ 成年後見制度：判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理又は行為を補助する者を選任する制度。

⁵ 認知症サポーター：地域の住民や企業の従業員、学生などで認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方

⁶ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

⁷ ひとにやさしい駐車場制度：県と施設管理者が協定を締結し、障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な方に県が利用証を交付することにより、障がい者駐車区画の適正利用を促進するための制度

⁸ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

⁹ 地域医療情報ネットワーク：病院や診療所、介護事業所、薬局などの医療関係機関等で、患者の診療内容や検査結果、処方されている薬などの情報を共有することにより効率の良い医療を提供することを目的としたシステム（釜石地域は「OKはまゆりネット」、宮古地域は「みやこサーモンケアネット」、大船渡地域は「未来かなえネット」）

¹⁰ 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う機関（母子保健法により、設置は市町村の努力義務として法的に位置づけられている。）

¹¹ 市民後見人：成年後見人等として、必要な知識を有する一般市民の中から家庭裁判所が選任する方

- ・ 障がい者自立支援協議会の運営
- ・ 施設設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
(事業者等)
- ・ “いきいき岩手” 結婚サポートセンター「i-サポ」の運営
- ・ 認知症の啓発活動への参加
- ・ 障がい者自立支援協議会への参画
- ・ 「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
- ・ 医療情報ネットワークへの参画
(住民)
- ・ ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
- ・ 医療情報ネットワークへの参加

【関連する計画】

- ・ いわて子どもプラン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2019年度）
- ・ いわていきいきプラン（計画期間 平成30年度（2018年度）～2020年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

7 安心して健やかに暮らせる地域医療の確保と 健康づくりを進めます。

(基本方向)

医療を必要とする住民が安心して医療を受けることのできる体制の構築に向け、医療・介護人材の確保・育成を図るほか、情報通信技術（ICT¹）を活用した医療・介護を始めとする関係者の情報連携等の強化に取り組みます。

地域や関係機関・団体との連携を強化し、働き盛り年代の生活習慣の改善と高齢者の健康・体力づくりを図るとともに、健康づくりが実践しやすい環境整備を推進します。

宮古・釜石・大船渡地域自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村、関係機関団体との連携による、普及啓発・相談対応・人材養成等の効果的な自殺対策を推進します。

現状と課題

- 沿岸圏域では、医療従事者数が全国平均や県平均を大きく下回るなど人材不足が顕著となっているほか、医療提供施設数は東日本大震災以前と比べて減少しており、安定的な地域医療の提供のため人材の確保・育成などに取り組むことが必要です。
- 沿岸圏域では情報通信技術（ICT）を活用した地域医療情報ネットワーク²が県内でもいち早く導入されて活用が始まっています。
- 東日本大震災津波や平成28年台風第10号での経験などを教訓として大規模災害の発生に備えた医療提供体制を構築することが必要です。
- 沿岸圏域では、65歳未満の働き盛り年代のがん・脳卒中・心疾患等の生活習慣病による死亡率が特に高く、「岩手県沿岸地域脳卒中患者状況調査（平成27年度～平成29年度実施）」においても、脳卒中を発症した65歳未満の男性に食生活、運動習慣、喫煙、飲酒等の課題が多く見られることから、働き盛り年代の生活習慣の改善及び健康づくりを図ることが必要です。
- また、沿岸圏域の高齢化率は平成29年には県平均31.9%を大きく上回る36.7%となっており、今後、要介護（要支援）認定率の増加が見込まれていることから、フレイル³（虚弱な生活状態）予防を軸とした高齢者の健康と体力の維持増進を図る必要があります。
- さらには、地域全体で健康に配慮した食事の提供や気軽に運動できる機会、場所の提供等、健康づくりを実践しやすい環境の整備が必要です。
- 沿岸圏域の人口10万人当たりの自殺死亡数は、平成20年の36.3人をピークに年々減少し、平成28年では、21.5人と県平均22.8人を下回っています。
年齢別に見ると、男性では40～60歳代の働き盛り年代、女性では70歳以上の高齢者に多い現状にあります。
- 東日本大震災津波からの復興に伴う生活環境の変化によるストレス等がこころの健康に影響

¹ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。

² 地域医療情報ネットワーク：地域における医療機関等間で必要な情報連携を進めることを目指して構築されるICTを活用したネットワーク。

³ フレイル：加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態。

を与え、自殺リスクの増加が懸念されることから、市町村・関係機関・民間団体の連携を強化し、自殺予防の取組を推進していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 医療・介護人材の確保・育成や保健・医療・介護・福祉の連携強化

- ・ 医療・介護人材の確保に向け、福祉人材センター、看護人材バンク等と連携して、多様な就業ニーズに応じた短時間勤務等の導入により人材の確保を支援します。
また、生徒を対象とした医療・介護職紹介セミナー等により意識啓発を推進します。
- ・ 福祉人材センター、ナース人材バンク等と連携し、多様な就業ニーズに応じた短時間勤務（プチ勤務）等の導入により医療・介護人材の確保を支援します。
また、学生を対象とした医療・介護職紹介セミナー等により進学へ意識啓発を推進します。
- ・ 地域医療情報ネットワークや在宅医療連携拠点⁴等による関係者間医療機関・介護事業所などにおける連携の強化を支援するとともに、研修会により人材育成を図り、保健・医療・介護・福祉の切れ目のない提供体制の構築を推進します。
- ・ 地震や津波、洪水等の自然災害や大規模な事故発生時に的確に対応できるよう、災害医療訓練の実施により関係機関の連携体制を強化するなど、災害医療提供体制の構築を推進します。

② 食生活の改善や運動習慣の定着などによる生活習慣病の予防と高齢者の健康づくりの推進

- ・ 血管年齢計等の機器を活用した体験型出前講座やランチタイム健康チェック、健康チャレンジマッチ⁵等の健康経営⁶支援により、働き盛り年代の生活習慣改善を推進します。
- ・ 減塩弁当提供店、外食栄養成分表示店の拡大を図るとともに、運動場所の情報収集やウォーキングコースの設定などにより、日常生活の中で健康づくりを実践しやすい環境の整備を図ります。
- ・ 市町村や労働安全衛生関係団体・高齢福祉関係団体等との連携事業や、食生活改善及び運動普及のボランティア等を対象とした研修会と活動検討会を開催し、関係機関やボランティアによる地域住民への生活習慣改善普及活動を支援します。
- ・ 生涯に渡って元気に暮らすことができる食事と運動の手立てについて、講演会やキャンペーン活動による普及啓発を実施し、高齢期のフレイル予防を推進します。

③ こころのケア対策などによる自殺予防の推進

- ・ 働き盛り年代を対象に健康出前講座等を実施し、こころの健康に関する知識、相談窓口の周知などを図るとともに、事業所単位でのメンタルヘルスの取組を支援します。
- ・ こころの健康講演会、傾聴ボランティア⁷等の育成を通じ、住民一人ひとりが周囲の方のこころの不調に気づき、互いに見守りながら、地域で支え合う取組を推進します。
- ・ 健康・生活相談支援担当者などが、自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切に対応するスキルを向上するとともに、相談支援実務者連絡会等を通じ、市町村・医療機関・社会福祉団体・商工会議所など関係団体との連携強化を図り、自殺予防の普及啓発等の取組を推進します。

（工程表と指標は最終案に記載）

⁴ 在宅医療連携拠点：在宅医療に必要な連携を担う拠点として在宅療養支援診療所や市町村などに設置されるもの。

⁵ 健康チャレンジマッチ：従業員の歩行数や体脂肪率等の健康づくりの成果を企業対抗で競う取組。

⁶ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

⁷ 傾聴ボランティア：地域住民の悩みや不安に耳を傾け、寄り添うボランティア活動を行う者

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・在宅医療連携拠点の設置
- ・地域医療情報ネットワーク運営支援
- ・特定保健指導等の個別健康相談、健康講座
- ・食・運動普及ボランティアの養成・育成
- ・運動施設、ウォーキングコースの設定、紹介
- ・こころの健康講演会の開催
- ・ゲートキーパーの養成・育成
- ・庁内の自殺対策ネットワークの構築

(地域住民)

- ・生活習慣改善、こころと体の健康づくり

(企業・関係機関・関係団体)

- ・地域医療情報連携ネットワーク運営
- ・各医療機関における医師確保の取組
- ・企業における健康経営、自殺予防の取組
- ・施設、職場、飲食店等での受動喫煙防止
- ・健康的な食事・弁当等の提供や食品開発
- ・地域傾聴活動等の実施

【関連する計画】

- ・岩手県保健医療計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2023年度）
- ・健康いわて21（第2次）・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン
（計画期間 平成26年度（2014年度）～2022年度）
- ・岩手県自殺対策アクションプラン・圏域別（宮古・釜石・大船渡）プラン
（計画期間 平成27年度～平成30年度）

Ⅱ 地域包括ケアシステムなどによる安心して暮らせる 活力のある地域

8 スポーツ・文化を楽しみ、一人ひとりが豊かな生活を送ることができる活力あふれる地域をつくります

(基本方向)

希望郷いわて国体・いわて大会及びラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催などのレガシーを地域づくりに生かすため、住民が身近にスポーツに親しむことができるような環境整備に取り組みます。

釜石鶴住居復興スタジアムなどの施設を活用したスポーツツーリズムなどを展開し、県内外との交流人口の拡大による地域振興を推進します。

地域の郷土芸能や文化芸術活動などの文化資源に親しむ機会を提供し、その価値や多彩な魅力を発信するとともに、これに携わる人材の育成等を支援します。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域は、新日鐵釜石ラグビー部の日本選手権7連覇（昭和54年～昭和60年）とその歴史を引き継ぐ釜石シーウェイブスR F Cの活躍など、全国に誇れるラグビー文化が継承されているとともに、宮古サーモン・ハーフマラソン大会、釜石はまゆりトライアスロン大会や大船渡ポートサイドマラソン大会など、様々なスポーツ大会が各地域に根付いています。また、希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーなどを通じ、スポーツが地域に活力を与えている土壌が形成されており、これらの強みをスポーツ振興や地域づくりに生かしていくことが必要です。
- ・ 釜石地域においては、世界文化遺産である「橋野鉄鉱山」をはじめ、長い近代製鉄の歴史と豊富な産業資産があり、これらを活用し、地域固有の鉄の文化を学び、発信することにより、地域の活性化につなげることが必要です。
- ・ 神楽、虎舞、権現舞やスネカなどの郷土芸能は、県内外からの多くのファンを惹きつける一方、被災地からの住居移転などによるコミュニティの分散や少子高齢化による後継者の減少などにより郷土芸能活動の継続が懸念されており、活動の承継と団体間の交流促進などに取り組んでいく必要があります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催などの大型イベントの際に、国内外から多くの来客が期待されているところであり、三陸地域のスポーツ資源や文化資源の魅力を伝えていく好機が訪れています。
特に、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催は、地域とスポーツが結びつく国際的な大規模スポーツプロジェクトであり、スポーツによる地方創生の取組につなげていくことが必要です。
- ・ また、釜石鶴住居復興スタジアムや夢アリーナたかたなどのスポーツ施設を活用し沿岸圏域でのスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致、スポーツツーリズムの展開などによる地域振興に取り組む必要があります。

- ・ 世代を越えて誰もが気軽にスポーツに参加できる機会や文化芸術活動に親しむ機会を創出するとともに、それらを支える人材を育成する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、住民が生涯にわたりスポーツに親しむ取組の推進

- ・ スポーツを活用した地域振興を推進するため「(仮称) さんりく振興・スポーツ・コンソーシアム」¹を設置し、ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催を契機とした国内外との交流拡大やスポーツ資源の拡充・強化、スポーツ参画機運の高まりを、沿岸地域のさらなるスポーツ振興につなげます。
- ・ 一人ひとりの競技レベルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツに参画できるスポーツ環境等の向上に取り組み、スポーツ活動の裾野を拡大します。

② 教育や健康、交流などスポーツの持つ多面的機能を生かした地域活性化の取組の推進

- ・ スポーツの力による地域活性化を推進するため、「(仮称) さんりく振興・スポーツ・コンソーシアム」により、ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催の成果を生かした経済活力の向上と地域づくりにむけた取組を検討し、展開します。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019™釜石開催による国際的大型スポーツイベント開催で得られた成果を地域振興に生かすとともに、釜石鵜住居復興スタジアムなどの沿岸圏域内施設やスポーツイベントなどの資源を活用し、スポーツツーリズムを推進します。
- ・ スポーツを「する、みる、支える、知る」といった多様な関わり方を学ぶ機会の充実を図るほか、地域におけるスポーツによる健康づくり活動への積極的な参加により、健康増進や生きがいづくりを推進します。

③ 郷土芸能や若者の創意あふれる文化芸術活動など、地域の多様な文化や芸術活動を生かした地域活性化の取組の推進

- ・ 地域の財産である世界文化遺産「橋野鉄鉱山」をはじめとする文化資源の魅力や価値、地域の文化芸術情報を発信するとともに、地域の多様な文化や郷土芸能の保存・伝承・活動の支援に取り組みます。
また、国内外の地域との文化交流を促進します。
- ・ 郷土芸能をはじめ文化芸術に触れる機会や交流の場を創出するとともに、これらに携わる人材の育成や若者の創意工夫による多様な文化芸術活動を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

<p>○スポーツ (スポーツ関係団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツに親しむ機会の提供 ・ 地域スポーツ活動の推進 ・ スポーツへの参加機会の提供 ・ 指導者の資質向上 (市町村・市町村教育委員会) ・ スポーツを活かした健康づくり、地域づくり、地域活性化の推進 	<p>○文化 (文化芸術活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化に親しむ機会の提供 ・ 住民への鑑賞機会、活動場所、発表機会の支援 (市町村・市町村教育委員会) ・ 芸術文化を活かした地域づくり、地域活性化の推進 ・ 地域文化の保存・伝承
--	---

¹ コンソーシアム：共同体、共同事業体等を意味し、複数の団体・法人・個人などが集まって組織するもの

- ・ スポーツツーリズムの推進
- ・ スポーツ推進委員の育成と活用
- ・ スポーツイベント等の開催
(スポーツ施設)
- ・ スポーツ実施機会の提供

- ・ 郷土芸能後継者の確保と育成
- ・ 文化財等を活用した地域づくりの推進
(文化施設)
- ・ 鑑賞機会の提供
- ・ 活動場所、成果発表機会の提供

【関連する計画】

- ・ (仮称) 岩手県スポーツ推進計画 (計画期間 2019年度～2023年度)
- ・ 岩手県文化芸術振興指針 (平成27年度 (2015年度) ～2019年度)

【振興施策の基本方向】

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、 地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、東日本大震災津波からの復興を契機としたつながりや新しい交通ネットワークなどを活用し、生産性と付加価値が高い地域産業を育成するとともに、地域に住む人々の労働環境の向上に取り組めます。

指標項目

- ① 従業者一人当たり製造品出荷額
 - ② 港湾取扱貨物量
 - ③ 高卒者の圏域内就職率
 - ④ 「いわて女性活躍企業等認定」、「いわて子育てにやさしい企業等認定」企業数
 - ⑤ 1経営体当たり養殖生産額
 - ⑥ 農業産出額
 - ⑦ 林業産出額
 - ⑧ 観光客延べ宿泊者数
 - ⑨ 外国人観光客延べ宿泊者数
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます	① 中小企業の実産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成
	② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業やものづくり産業等の企業経営力の強化
	③ 三陸地域の産業を担う人材の育成
	④ 東日本大震災津波後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進

10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくりま す	① キャリア教育による若者の定着や、U・Iターン、起 業支援などによる移住・定住の促進
	② 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促 進
11 漁業生産量の回復や水産物 の高付加価値化により水産業 を盛んにします	① 漁業の生産量回復・生産性向上支援
	② 漁業担い手の確保・育成支援
	③ 水産物の付加価値向上・販路拡大支援
	④ 漁港等の整備推進
12 地域特性を生かした生産 性・収益性の高い農業を盛んに します	① 地域農業を担う経営体の育成
	② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上
	③ 特色ある農産物を生かした6次産業化や集落活動への 支援
13 豊かな森林資源を生かした 林業・木材産業を盛んにします	① 意欲と能力のある経営体の育成と計画的な森林整備
	② 地域材利活用の促進
	③ 特用林産物の産地力向上
14 多様な資源と新たな交通ネ ットワークを生かした観光産 業を盛んにします	① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地 域づくりの推進
	② 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカ ップ 2019 TM 釜石開催を契機とした情報発信力の強化や受 入態勢の充実
	③ 内陸地域や東北・北海道と三陸地域を結び、外国人観 光客も視野に入れた広域観光の推進
15 整備が進む社会基盤を産業 振興に生かします	① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化
	② 物流の高度化に向けた港湾機能の強化とポートセール スの推進

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

9 生産性と付加価値の高いものづくり産業等を育てます

(基本方向)

沿岸圏域におけるものづくり産業等が、カイゼン活動による生産性の向上や、最新技術の活用、経営革新の推進に取り組むとともに、次代を担う若手経営者や現場リーダー等の人材育成により経営力を強化し、高い付加価値を生み出す産業へと成長するよう支援します。

また、新たに整備された道路、港湾等の交通ネットワークを活用し、ビジネス拡大に取り組む事業者を支援します。

現状と課題

- 沿岸圏域では、平成29年度末で、東日本大震災津波により被災した事業者の84%が事業を再開し、工業統計調査の製造品出荷額においても震災前の水準を回復するなど、なりわいの再生が着実に進展しています。
- 一方、人口減少や復興需要による求人拡大等を背景に労働力不足が顕著となっており、ものづくり産業等においては、人材の確保とともに、省力化設備の導入や生産工程の見直しなど生産性の向上を図ることにより、労働力不足に対応する必要があります。
- また、中小企業においては、計画的な人材育成を行うことが困難な企業もあることから、現場リーダーなど生産の中核を担う人材や将来の後継者等の育成について、支援する必要があります。
- さらに、被災した事業者の課題としては、「顧客・取引先の減少」、「業績の悪化」、「雇用・労働力の確保」、「後継者の不在」などが挙げられており、加えて、震災後の不漁等による水産加工原料の不足なども課題となっています。
- こうした中、例えば、コネクタ製造の分野においては、自動車用部品の製造に新たに参入するなど、新分野・新事業に取り組み、成長が期待される事業者も現れています。また、震災復興後、県外大手企業のCSR活動や地域おこし活動等を通して、新商品開発や販路創出に取り組む事業者も現れています。
- 復興道路等や港湾などの整備が進んでおり、これらを組み合わせることにより輸送時間の短縮や物流コストの低減が可能となるなど、県内はもとより首都圏等への販路開拓の機会が拡大しています。
- 沿岸圏域の建設業では、就業者の高齢化が進み、今後10年で大量離職が見込まれる一方、若年層の割合が低いことから、担い手の不足とそれに伴う技術力や生産性の低下が懸念されています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 中小企業の生産性と付加価値の向上による競争力の高いものづくり産業等の育成

- 中小企業による生産効率向上等のため、カイゼン活動の導入を促進するとともに、地域の

モデルとなるカイゼンのリーディング企業を育成し、沿岸圏域全体へのカイゼン活動の定着化につなげます。

- ・ 国の補助制度の活用等により生産現場への省人化設備の導入を支援し、一層の生産性向上を図ります。

② 最新技術の活用や経営革新などによる水産加工業やものづくり産業等の企業経営力の強化

- ・ 水産加工業をはじめとするものづくり産業等の企業経営力を強化するため、事業計画の立案等により経営方針を明確化・具体化し、人工知能（A I）・I o T等による最新技術の導入や経営革新による新規事業の展開、経営管理手法の向上などに取り組むよう支援します。
- ・ 地域産業を維持・拡大するため、特徴的な技術や優れた生産能力を持つ企業などの円滑な事業承継を支援します。
- ・ 企業間連携による施設の共同化、協業化により、生産能力等の強化や効率化を促進し、地域産業の競争力向上を図ります。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 やラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機に、専門家派遣などの支援により商業者、宿泊業者等の多言語対応、会計のキャッシュレス化などを促進します。
- ・ 建設業の生産性の向上を図るため、県発注工事における i-Construction¹を活用した取組を支援します。

③ 三陸地域の産業を担う人材の育成

- ・ 社会経済環境の変化に対応した安定的・持続的な企業経営や円滑な事業承継を支援するため、後継者等を対象とした研修や若手経営者等の連携・交流を促進します。
- ・ ものづくり産業等における次世代の現場リーダーの育成のため、生産や営業等のマネジメント能力の向上を支援します。
- ・ 小中高生向けに企業見学会の開催や企業情報の発信等を行い、沿岸圏域内企業への理解の促進を図るとともに、就業後のライフプラン形成を支援するなど多様なキャリア教育を展開します。【再掲】
- ・ 建設業の担い手を持続的・安定的に確保するため、週休 2 日モデル工事の導入など、働きやすく、新規就業が促進される労働環境の整備を支援します。

④ 東日本大震災津波後の企業間のつながりや新たな交通ネットワークを生かした販路拡大と事業展開の促進

- ・ 震災後、県外大手企業の C S R 活動や様々な団体による現地支援等で得られた関係を生かし、新商品開発や販路創出等に取り組む企業の事業展開を支援します。
- ・ 復興道路や宮古・室蘭フェリー、釜石港外貿ダイレクト航路などの新たな交通ネットワークの優位性を生かしたポートセールスや、混載物流等新たな物流システムの構築支援、首都圏企業等とのビジネスマッチングを進めるなど、企業の販路拡大と競争力の強化を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(事業者)

- ・ カイゼンの導入・定着
- ・ 省人化設備の導入

¹ i-Construction : 調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで全ての建設生産プロセスで情報通信技術 (ICT) 等を活用することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。

- ・事業計画の立案・策定
- ・新規事業への取組
- ・後継者の確保・育成
- ・企業間連携の取組
- ・販路開拓・拡大の取組
(建設企業)
- ・建設業の担い手の確保・育成
(産業支援機関等)
- ・生産性向上への助言・指導
- ・事業計画の立案・策定支援
- ・経営管理手法の向上支援
- ・商談会等の開催
- ・経営人材、後継者の育成支援
(市町村)
- ・技術導入による税制優遇
- ・起業希望者への支援
- ・販路開拓、拡大の支援
- ・企業間連携等の支援

【関連する計画】

- ・岩手県中小企業振興基本計画（計画期間 2019年度～2022年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

10 働く場の創出と地域に就業・定着できる環境をつくります

(基本方向)

沿岸圏域に住む小中高生の地元企業等への就業意識を高め、若者の地域への定着を促進するとともに、復興支援に伴う交流人口の拡大など、他地域との繋がりを生かし、多様な人材の就業・移住を促します。

女性、高齢者を含む求職者が自らの能力を生かして希望する職に就き、仕事と生活が調和し、健康で安心して働き続けることができるよう、事業者による職場環境の整備や、多様な雇用の場づくりの取組を促します。

現状と課題

- 沿岸圏域においては、平成24年7月以来、有効求人倍率が1倍を超えて推移し、製造業や小売・サービス業などで、労働力不足の状況が続いています。
- 平成29年度の高卒卒業生は、62.4%が進学のため、13.4%が就職のため沿岸圏域外へ転出しています。
就職者については、沿岸圏域内に就職した人の割合が震災前の約40%から震災後約50%に上昇しており、こうした若者の地元への就職意識をさらに高めるため、地元企業への理解を深めるなどの取組が必要となっています。
- また、平成26年度の高卒卒業生のうち、就職後3年以内に離職した人の割合は、全国で40.8%、県内では41.3%となっており、早期離職防止のための取組が必要となっています。
- 地元高卒者の沿岸圏域内就職とともに、沿岸圏域外に転出した人材のUターン就職や、復興支援などにより地域に転入してきた人材などへの定住化の働きかけが重要です。
- 女性や高齢者の中には、働く意欲を持ちながら子育て等の家庭の事情や年齢的な制約から就業していない人もいることから、女性や高齢者が働きやすい雇用の仕組みづくりが必要となっています。

県が取り組む具体的な推進方策

- ① キャリア教育による若者の定着や、U・Iターン、起業支援などによる移住・定住の促進
 - 小中高生に、職業別のライフプランを情報提供するほか、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育により職業や産業、地元企業への理解を促進します。
 - 沿岸圏域内から県外への進学者等に対してアプリ等によるふるさとの就業、暮らしの情報提供を行い、沿岸圏域内への就職の働きかけを強化します。
 - U・Iターン就職を促進するため、若者派遣事業に取り組むNPOと連携し、沿岸圏域の企業と首都圏の学生等とのマッチングによる就業支援に取り組みます。

また、地域おこし協力隊¹など地域に転入してきた人材の定住を促進するため、起業希望者に対する事業計画作成等の伴走支援や就業支援に取り組みます。

- ・ 農業においては、新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定・実践支援に取り組みます。また、新規就農者の定着に向け、国の支援制度等を活用し初期経営の安定化を図ります。【再掲】
- ・ 林業においては、林業技能者²の養成・確保や林業就業者の技能の向上など、地域における人材育成の取組を通じ、新規就業者の確保を進めます。【一部再掲】
- ・ 水産業においては、新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の掘り起こしや育成、就業希望者の受入れ体制の整備を促進します。【再掲】
- ・ 建設業の担い手を持続的・安定的に確保するため、週休2日モデル工事の導入など、働きやすい労働環境の整備を促進します。【再掲】
- ・ 早期離職を防ぐため、高校生に対し、就職を希望する職種等の把握と、希望に合う企業情報の提供など、学校と連携した就業支援や、就業後の企業訪問等によるフォローアップに取り組みます。
- ・ 沿岸圏域内の国や市町村等の行政機関等と連携し、地域企業の労働環境の実態把握や雇用情勢の共有化を図り、企業に対して安全で働きやすい職場環境づくりや、円滑な人材確保を支援します。

② 潜在的な労働力の掘り起こしや多様な形態の就業の促進

- ・ 女性や高齢者などの多様な就業ニーズに応じた、暮らしと仕事が調和した働きやすい職場環境づくりを進めるため、超短時間勤務（プチ勤務）やダブルワーク等の導入・展開を図ります。
- ・ 高齢者等の体力や認知力など、自らの能力に応じた就業意欲向上に取り組み、潜在的な労働力の掘り起こしを図ります。
- ・ 仕事と子育ての両立支援や、職場環境の改善等に取り組む企業を拡大するため、「いわて女性活躍認定企業等」³や、「いわて子育てにやさしい企業等」の認定⁴取得支援に取り組みます。
また、認証企業等の優良事例の情報発信による沿岸圏域内全体への取組の普及・拡大を図ります。
- ・ 国の補助制度の活用等により、ものづくり産業等の生産現場への省人化設備の導入を支援します。【再掲】

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（事業者）

- ・ 雇用の維持、拡大
- ・ 良好な労働環境の確保
- ・ 人材の育成、確保

（建設企業）

¹ 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってほしい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度

² 林業技能者：林業に必要な知識と技術を身につけた者（林業作業士研修修了者、フォレストマネージャなど）

³ 「いわて女性活躍認定企業等」の認定：女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定する制度

⁴ 「いわて子育てにやさしい企業等」の認定：仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰する制度

- ・建設業の担い手の確保・育成
(学校・ジョブカフェ等)
- ・若者の雇用支援
- ・U・Iターン希望者の支援
(国・市町村)
- ・助成制度等による支援
- ・潜在的労働力の掘り起こし
- ・多様な就業形態の導入
- ・U・Iターン者の定住支援

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

11 漁業生産量の回復や水産物の高付加価値化により水産業を盛んにします

(基本方向)

東日本大震災津波の被害等により減少した漁業生産量の回復・向上を図るため、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むとともに、中核的漁業経営体¹の育成や新規就業者の確保など漁業担い手の確保・育成に取り組めます。

また、漁業者と水産加工業者の収益向上を図るため、水産物の付加価値向上と販路拡大を促進し、競争力のある産地づくりを推進します。

併せて、災害に強く、効率的に漁労作業ができる漁港施設などを整備し、漁業就労環境の向上を図ります。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域の基幹産業である水産業は、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けましたが、漁船や養殖施設、漁港などの生産基盤は漁業者等の要望に基づく復旧・整備がほぼ完了しています。
- ・ 一方、漁業経営体の減少やサケ等主要魚種の漁獲不振などにより、沿岸圏域の漁業生産量は震災前の約半分程度まで減少しており、養殖業の生産性向上やサケ等の資源回復などに取り組むことにより、漁業生産量の回復・向上を図る必要があります。
- ・ 沿岸圏域の沿海地区漁業協同組合の正組合員数は、平成30年3月末現在で1,343人と10年前（平成20年3月末現在 2,261人）と比べて41%減少しており、高齢化の進行に伴い今後も減少が続くと見込まれることから、次代を担う意欲ある漁業担い手の確保・育成に取り組む必要があります。
- ・ また、水産加工業では原料の不足や高騰、労働力不足などが課題となる一方で、新たな交通ネットワークが整備されるなど販路拡大の好機が訪れていることから、水産物の付加価値向上や交流人口の拡大などを進め、産地としての競争力を高めていく必要があります。
- ・ 加えて、近年は台風等の自然災害が大規模化し、頻度も増していることから、漁港施設などの防災力の強化を図るとともに、漁業者の高齢化などに対応した施設整備を推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 漁業の生産量回復・生産性向上支援

- ・ ワカメ等養殖業の生産量回復を図るため、省力化機器の導入などによる生産性向上や規模拡大を促進するとともに、漁業者間の連携強化等による漁場の効率的な利用、新しい研究成

¹ 中核的漁業経営体：年間販売額1千万円以上の経営体

果の活用などによる地域特性に応じた生産技術や養殖種目の導入などを進めます。また、漁業生産の共同・協業化や漁協による自営養殖、水産加工業者等との連携など新たな生産体制の構築に取り組みます。

- ・ 安定的な種苗生産・放流の実施や放流効果の向上など増殖事業²を推進し、サケ・アワビなどの資源回復を図るとともに、水産資源を持続的に利用できるよう適正な資源管理³や漁場環境の適切な保全・管理に取り組みます。

② 漁業担い手の確保・育成支援

- ・ 次代を担う意欲ある漁業担い手を確保・育成するため、規模拡大等による所得の向上や「いわて水産アカデミー」と連携した人材の育成など、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体の育成に取り組みます。
- ・ 新規漁業就業者を確保するため、地域漁業の魅力発信や漁業体験の受入れ、地元での体験学習の実施など就業希望者の掘り起こしや育成に取り組むとともに、市町村や関係団体と連携して就業希望者の受入れ体制の整備を図り、その定着を促進します。

③ 水産物の付加価値向上・販路拡大支援

- ・ 安全・安心で高品質な水産物を提供する競争力のある産地づくりを推進するため、衛生品質管理の高度化を促進するとともに、漁業者や漁協女性部等による6次産業化や交流人口の拡大、流通・加工事業者と連携した地域水産物のブランド化などの取組を支援します。
- ・ 水産加工事業者の新商品開発や新たな交通ネットワークを活用した販路開拓を促進するとともに、魚種転換などによる加工原料の確保に向けた取組、働きやすい職場づくりなど人材の確保に向けた取組などを支援します。

④ 漁港等の整備推進

- ・ 防災力の強化と漁業者の高齢化及び水産物の安定供給などへの対応を図るため、耐震・耐津波性の向上や浮棧橋等の整備など安全で効率的に漁業生産活動ができる漁港施設の整備や、漁港泊地を活用した増養殖事業の展開などを進めるとともに、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画⁴の策定と計画に基づく保守管理を行います。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・ 養殖業の生産性向上等の取組
- ・ サケ等種苗放流、適正な漁場管理
- ・ 新規就業者の受入れ・育成
- ・ 衛生品質管理の高度化
- ・ 6次産業化・ブランド化等の取組
- ・ 新商品開発、販路開拓、人材確保

(市町村)

- ・ サケ等種苗放流の支援
- ・ 新規就業者への支援
- ・ 高度衛生品質管理地域づくりの推進

² 増殖事業：資源の維持・増大を図るため、種苗を移殖・放流したり、産卵場や育成場等を造成・管理する事業

³ 資源管理：資源の保全・回復を図るため、漁船の隻数や漁獲量を制限したり、禁漁期を設けるなどの国や都道府県による公的規制や漁業者による自主的な取組

⁴ 機能保全計画：漁港施設（岸壁、防波堤等）の長寿命化を図るための改修計画

- ・ブランド化等に向けた地域連携の促進
- ・販路開拓等の支援、廻来船の誘致
- ・漁港等の整備・機能保全

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

12 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業を盛んにします

(基本方向)

生産基盤の復旧を進めるとともに、再生農地における営農組織や核となる経営体の育成、新規就農者の確保などに取り組みます。

園芸産地の確立や高品質な畜産物の安定生産に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進します。

特色ある農産物の供給体制の強化や6次産業化の取組、地域資源の発掘・活用などの集落活動を支援します。

現状と課題

【経営体の育成】

- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被害からの復旧に伴い整備された再生農地では、営農組織の設立による新たな農業が開始されています。
- ・ 農業者の減少・高齢化が進み、担い手育成や労力確保への影響が深刻な状況となっています。

【産地力向上】

(農産園芸)

- ・ 小規模経営体が多い状況にある中で、近年、施設野菜や露地野菜、県オリジナル水稲品種「銀河のしずく」の生産拡大の動きが見られます。
- ・ 復興道路等の整備により、大消費地への輸送時間・コストが大幅に低減し、農産物の流通環境が飛躍的に向上しています。

(畜産)

- ・ 養豚、養鶏は沿岸圏域の農業産出額の約5割を占めており、増加傾向にあります。一方、肉用牛・乳用牛は、ともに小規模経営体を中心に飼養戸数・頭数が減少しています。

(鳥獣被害対策)

- ・ 鳥獣被害が拡大している地域もあり、また従来のニホンジカのほか、新たにイノシシなどの侵入が見られることから、被害防止対策の強化が求められています。

【農村地域の活性化】

- ・ 沿岸圏域の特色ある農産物の大夢りんご、ゆず、甲子柿などは、生産・供給体制が脆弱であり、県内外における認知度は低い状況にあります。
- ・ 特色ある農産物の加工品開発や産直などでの販売、醸造用ぶどう・ワイン生産などの取組が進みつつあり、大規模イベントの開催による来訪者の増加等を契機として、これらの取組の一層の強化が求められています。
- ・ 沿岸圏域の集落において、いわて農業農村活性化推進地域ビジョン¹（以下、「活性化ビジ

¹ いわて農業農村活性化推進地域ビジョン：集落単位で農業を核とした地域のめざす姿とその実現に向けた取組等について地域住民が話し合いにより作成する計画。

ョン」という。)の策定が進められています。

- ・ 農業・農村は、農業生産活動等を通じて多面的機能^{2**2}を発揮しており、それを守り、伝承するための地域協働の活動が行われています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域農業を担う経営体の育成

- ・ 再生農地における営農組織の経営安定化のため、水稻や大豆などの生産性向上に向けた取組や高収益作物の導入、経営能力向上を支援します。
- ・ 経営再開マスタープラン³などを踏まえ、プランなどに中心経営体として位置付けられた農業者等の規模拡大や生産性向上を図るため、農地の集積・集約化やほ場整備の推進、機械・施設の整備、情報通信技術（ICT）など先端技術の導入、作業の効率化（カイゼン）などを進めます。
- ・ 新規就農者を確保するため、就農志向者の掘り起こしや就農計画の策定等の支援に取り組みます。
また、その定着に向け、初期経営の安定化を図ります。

② 地域特性を生かした農畜産物の産地力向上

(農産園芸)

- ・ 施設野菜（トマト、いちご等）については、周年出荷体制の確立による生産拡大に向けて、大規模ハウスなどによる栽培や環境（温度・CO₂等）制御などの先端技術の導入を進めます。
- ・ 露地野菜（ブロッコリー、ピーマン、きゅうり等）については、規模拡大や10a当たりの収量向上などによる生産拡大に向けて、作期拡大や作業の機械化、労力確保対策などの取組を支援します。
- ・ 「銀河のしずく」や地場企業等の需要に応じた酒米、そばなどの品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行います。

(畜産)

- ・ 養豚・養鶏農家の経営安定に向け、畜産物の価格安定対策の実施や、飼養衛生管理基準の遵守、家畜伝染病の監視・通報体制の強化に取り組みます。
- ・ 和牛（黒毛+短角）繁殖農家の規模拡大や繁殖・育成技術の向上に向け、規模拡大を志向する農家を対象として牛舎の整備支援や飼養管理技術の研修会などを行います。
- ・ 乳用牛の飼養管理技術の向上や省力化、生乳生産能力の向上に向け、技術習得のための研修会等を開催します。
- ・ 粗飼料の安定供給と低コスト化に向け、草地の肥培管理⁴やノイバラの駆除などによる公共牧場の機能強化、コントラクター⁵の育成を支援するとともに、活用を推進します。

(鳥獣害対策)

- ・ 野生鳥獣被害の防止に向け、個体数の適正管理のためのニホンジカ等の有害鳥獣捕獲や、農作物等を守る侵入防止柵の設置支援に加え、地域住民が参加した追い払い、放任果樹の除去などの地域ぐるみでの対策や新たな獣種対策を推進します。

² 農業・農村が有する多面的機能：農業が担っている「食料供給」の役割に加え、その生産活動を通じて農村地域で維持・発揮されている「国土の保全」、「水源の涵（かん）養」、「生物多様性の保全」、「良好な景観の形成」、「文化の継承」等の様々な機能のこと。

³ 経営再開マスタープラン：東日本大震災の津波被災の沿岸圏域内8市町村において、農業の復興を実現し、その発展を図るための設計図として、集落・地域が抱える「人と農地の問題」解決のため、農家や新規就農者・参入者による話し合いと関係機関による検討を経て策定する計画のこと。

⁴ 草地の肥培管理：牧草の生産性を上げるため、草種、気候、土壌条件などに応じて肥料などの散布作業を行うこと。

⁵ コントラクター：労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

③ 特色ある農産物を生かした6次産業化や集落活動への支援

- ・ 大夢りんごや北限のゆず、甲子柿、醸造用ぶどう・ワインの高品質安定生産や加工品の開発に加え、産直などでの販売促進や菓子店・飲食店等での利用促進に向けた活動を支援します。また、新たな販路開拓に向け、県内のほか首都圏などでの各種イベントへの出展、販売などを支援します。
- ・ 県内外からの来訪者に喜ばれるお土産品や料理メニューづくりに向け、産直などにおける商品改良を進めます。
- ・ 地域の活性化に向けて、郷土食や祭りなど、集落ならではの資源を活用した交流人口の拡大や情報発信など、活性化ビジョンに基づく集落活動を支援します。
- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払制度⁶の普及・啓発を進め、地域協働による農地・水路などの保全活動の取組拡大を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・ 経営再開マスタープラン等の実践
- ・ 栽培技術の習得と経営改善の実践
- ・ 高品質な農畜産物の生産・拡大
- ・ 鳥獣被害対策の実施
- ・ 新商品の開発・販路拡大
- ・ 活性化ビジョンの策定・実践
- ・ 農村資源の維持・保全活動

(市町村)

- ・ 経営再開マスタープラン等の策定や実践支援
- ・ 担い手の確保・育成支援
- ・ 鳥獣被害対策の実施支援
- ・ 機械・施設導入の支援
- ・ 農地中間管理事業の活用支援
- ・ 6次産業化の実践支援
- ・ 日本型直接支払制度の活用支援

⁶ 日本型直接支払制度

国の「多面的機能支払制度」、「中山間地域等直接支払制度」及び「環境保全型農業直接支払制度」の3事業の総称で、平成27年度から法制化され、恒久的な事業として取り組まれている。

(1) 多面的機能支払制度

農業・農村は、洪水防止や自然環境・生態系の保全などの役割（多面的機能）を果たしていることから、これらの機能が十分に発揮されるよう、ほ場周辺の草刈のほか、水路の泥上げや補修・補強などを住民が共同で行う活動に対し交付金が交付される。

(2) 中山間地域等直接支払制度

平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な農地について、集落等が維持・管理する協定をつくり、これに基づき5年以上継続して農業生産活動等の作業が行われることを条件に交付金が集落等に支払われる。

(3) 環境保全型農業直接支払制度

農業の生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業に取り組んでいる人に、対象面積に面積当たり単価を乗じた金額が交付される。

【関連する計画】

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・ 岩手県農業振興地域整備基本方針(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・ 岩手県水田フル活用ビジョン(計画期間 平成29年度(2017年度)～2020年度)
- ・ いわての美味しいお米生産・販売戦略(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・ 岩手県野菜産地成長ビジョン(計画期間 平成26年度～平成30年度)
- ・ 岩手県果樹農業振興計画(計画期間 平成28年度(平成30年度)～2025年度)
- ・ 岩手県花き振興計画(計画期間 平成27年度～平成30年度)
- ・ 岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画(計画期間 平成28年度(2016年度)～2025年度)
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画(計画期間 平成21年度～平成30年度)

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

13 豊かな森林資源を生かした林業・木材産業を盛んにします

(基本方向)

林業就業者及び造林面積を確保するため、意欲と能力のある経営体を育成するとともに、森林の持つ様々な機能を持続的に発揮させるため、低コストかつ計画的な森林整備に取り組みます。

また、豊かな森林資源を生かした付加価値の高い木材産業を展開するため、地域材の利活用を促進します。

地域特性を生かした原木しいたけなどの特用林産物の生産振興や販売の促進など産地力の向上に取り組みます。

現状と課題

- ・ 沿岸圏域の林業就業者は高齢化が進むとともに、就業者数¹も、減少傾向となっています。新規就業を促進するためにも、就業者を雇用する森林組合など林業経営体の育成が必要です。
- ・ 森林資源の利用期を迎え伐採が進む中、沿岸圏域の造林面積は減少傾向となっています。また、森林管理の基盤となる森林経営計画の認定面積や路網開設延長は、県の平均をやや下回っています。気象災害、山火事及び森林病虫獣害の発生による森林の被害は増加しています。
- ・ 沿岸圏域には合板・集成材・プレカットなどの大型木材加工施設が立地しています。一方で、復興の進展及び少子高齢化の進行などにより住宅着工戸数は減少し、木材需要が鈍化すると予測されています。
- ・ 沿岸圏域は森林面積の55%を広葉樹が占めていますが、その用途は主に製紙用チップとなっています。
- ・ 沿岸圏域及び隣接する圏域に、大型バイオマス発電施設や木質バイオマス利用施設が稼働しています。
- ・ 原木乾しいたけの生産が再開され、市場価格は震災前とほぼ同水準に回復していますが、沿岸圏域南部の市町では、原子力発電所事故の影響により露地栽培原木しいたけなどに国の出荷制限指示が継続しています。
- ・ 沿岸圏域の特産物である畑わさびは、関係業者からの引き合いが高まっています。また、高次加工施設が整備されています。

¹ 林業就業者数：1年間において造林・保育、木材生産等の森林施業に60日以上従事した者

県が取り組む具体的な推進方策

① 意欲と能力のある経営体の育成と計画的な森林整備

- ・ 意欲と能力のある林業経営体の育成を図るため、新たな林業技能者²の確保・養成や林業就業者の技能の向上など、地域における人材育成の取組を支援します。
- ・ 森林の持つ様々な機能や林業について地域住民などの理解を醸成するため、事業者などが行う情報発信や、小中高校生に対する森林・林業体験教育活動を支援します。
- ・ 将来にわたる一定の木材資源を確保するため、一貫作業システム³などの低コスト造林⁴の取組を支援します。
- ・ 低コストな林業を進め、持続的な森林経営を促進するため、森林経営計画の作成による施業の集約化⁵、林道などの開設及び情報通信技術（ICT）を活用した森林調査などの取組を支援します。
- ・ 森林の持つ様々な機能を発揮させるため、管理が不十分な森林や治山施設の整備、森林病虫害対策への支援を進めるとともに、新たな森林経営管理制度⁶の運用による森林の適切な管理に向けた取組を支援します。

② 地域材利活用の促進

- ・ 木材利用を一層進めるため、公共建築物などの木材利用に関する新たな技術情報の提供を行います。
- ・ 地域材の品質向上などのため、CLT⁷の製造や乾燥製材品などのJAS取得に必要な技術指導などを促進します。
- ・ 地域材のさらなる利用拡大を図るため、県内外の市場などへのPRや地域の森林・木材流通団体が進める森林認証の取得や活用に向けた取組を支援します。
- ・ 広葉樹のさらなる用途拡大のため、製紙用チップ向けのほか建材や家具などの製品開発の取組を促進します。
- ・ 木質バイオマス関連施設へ未利用間伐材などを安定的に供給する体制の構築を支援するとともに、木質バイオマスコーディネーターなどの派遣により、木質バイオマス利用施設の導入を支援します。

③ 特用林産物⁸の産地力向上

- ・ 原木しいたけの産地再生のため、技術力が高く意欲のある担い手の育成や消費者向けのPR活動などの取組を支援します。
- ・ 原木しいたけの生産環境整備や適切な栽培管理指導、安全な原木の確保に向けた取組を進めます。また、原木しいたけなどの出荷制限解除のため、放射性物質検査を継続します。
- ・ 畑わさびへのニーズに対応できる生産体制の確立に向けて、生産規模の拡大など産地力向上に向けた取組を支援します。また、タケノコなどその他特用林産物の生産振興を支援します。

² 林業技能者：林業に必要な知識と技術を身につけた者（林業作業士研修修了者、フォレストマネージャなど）。

³ 一貫作業システム：伐採に使う高性能林業機械などを利用して、伐採から植栽に向けた林地の整理までを一連の作業として効率的に行い、造林コストの縮減を図る作業体系のこと。

⁴ 低コスト造林：造林コストの縮減のため林野庁等で実証・普及を進めている造林技術。主な技術として、一貫作業システム、下刈り回数削減など。

⁵ 施業の集約化：森林を育成するために行う造林、下刈り、間伐などの作業や森林作業路の開設を効率的に行うため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめること。

⁶ 新たな森林経営管理制度：適切な経営管理が行われていない森林（手入れ不足、所有者不明、境界不明確など）を市町村が仲介役となって、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、森林の適切な管理を進める制度。平成30年（2018年）5月に成立した「森林経営管理法」に基づき、2019年4月から施行。

⁷ CLT：Cross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用。

⁸ 特用林産物：きのこ類、山菜類、木炭など、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(森林所有者、企業、事業者など)

- ・ 所有森林の管理経営
- ・ 森林・林業の理解醸成に向けた取組の実施
- ・ 森林経営計画の作成
- ・ 就労条件の改善、林業就業者の確保、林業技能者の育成
- ・ 森林施業の集約化、森林整備の実施
- ・ 松くい虫、ナラ枯れ被害対策に係る樹種転換、広葉樹の若返りの実施
- ・ 木材製品の品質向上と安定供給
- ・ 地域内連携による地域材流通
- ・ 特用林産物の品質向上
- ・ 特用林産物の安全・安心の確保

(市町村)

- ・ 市町村森林整備計画の策定・実行
- ・ 森林・林業の理解醸成に向けた情報発信
- ・ 森林経営計画の認定
- ・ 森林環境譲与税の活用による新たな森林管理制度の実行
- ・ 松くい虫、ナラ枯れ被害対策の実施
- ・ 地域材の利活用の推進
- ・ 路網の整備・維持管理
- ・ 特用林産物の生産振興

【関連する計画】

- ・ 森林資源利用推進ビジョン（計画期間 平成27年度（2015年度）～2020年度）
- ・ 林道整備事業中期実施計画（第3期）（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・ 特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（計画期間 平成25年度（2013年度）～2020年度）
- ・ 治山事業4箇年実施計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・ いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（計画期間 平成25年度～平成30年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、 新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引 する産業が持続的に成長する地域

14 多様な資源と新たな交通ネットワークを生かした観 光産業を盛んにします

(基本方向)

地域資源の活用や観光客受入態勢の強化など、復興の先を見据えた魅力あふれる観光地域づくりを進めます。

また、三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの好機や新たな交通ネットワークを生かした国内外からの誘客を促進するとともに、三陸の魅力と旅行に必要な現地情報などの情報発信やインバウンドも視野に入れた広域観光ルートづくりなどにより、沿岸圏域の観光力を強化し、観光産業の振興を図ります。

現状と課題

- 平成 29 年の沿岸圏域の観光入込客数は、震災前の平成 22 年の約 7 割となっています。
また、三陸を訪れる観光客は県内・隣県からまた、日帰りが共に約 8 割を占める一方で、4 回以上来訪するリピーターが約 7 割となっています。
- 観光客のニーズは、ショッピングなどの「モノ消費」から体験型観光などを楽しむ「コト消費」に変化するなど多様化しており、より多くの観光客を沿岸圏域に呼び込むためには、世界遺産橋野鉄鉾山や三陸ジオパークをはじめ、沿岸圏域の暮らしや自然、歴史、文化などの地域特性を生かし、国内外の観光客ニーズに合わせた魅力的な観光地域づくりが必要です。
特に、復興のシンボルとして高い知名度を持つ三陸鉄道は、観光資源として大きな魅力を持っており、その活用を更に図っていく必要があります。
また、観光情報の入手方法も多様化しており、これに対応したきめ細かい情報発信が求められています。
- 復興道路等の高速道路網の延伸などにより、沿岸各都市間や内陸との移動時間が大幅に短縮されることに加え、宮古・室蘭フェリーの就航や国内及び外航クルーズの増加、いわて花巻空港の国際航空路線の拡充により、沿岸圏域が広域の地域と結ばれ、交流人口が拡大するチャンスを迎えています。
特に、本県初のフェリー航路で結ばれた北海道については、平成 29 年 6 月に、沿岸広域振興局と北海道胆振総合振興局との間で連携協定を結び、交流を進めています。
- 本県の訪日外国人観光客が増加する中、沿岸圏域の訪日外国人観光客入込数は、平成 29 年では県全体の 3.3%にとどまっています。
一方、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019TM釜石開催、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などの大型イベントを契機として、国内観光客のみならず多くの外国人観光客が訪れることが期待されています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域資源と新たな交通ネットワークを生かした観光地域づくりの推進

- ・ 地域が一体となって旅行者を受け入れる観光地域づくりを推進するため、三陸DMO¹センターと連携しながら、地域資源の活用や掘り起こし、磨き上げを行うとともに、「売れる観光商品」の開発主体となる地域DMOの設立と活動を支援します。
- ・ 防災復興プロジェクト2019での取組や県や沿線市町村等で構成する岩手県三陸鉄道強化促進協議会の活動などを通じ、三陸鉄道を利用した企画列車や旅行商品の造成などを支援します。
- ・ 三陸地域の恵みや災害からの復興など沿岸地域における生き方を次世代や他の地域の人たちと共有するため、ジオツーリズムを推進します。
- ・ 震災遺構等を活用した震災ツーリズムや、スポーツ資源等を活用したスポーツツーリズムなどを推進します。
- ・ 一層の誘客促進を図るため、復興道路や一貫運行される三陸鉄道、宮古・室蘭フェリーやいわて花巻空港の国際航空路線などの新たな交通ネットワークを生かした広域観光の取組を推進します。

② 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催を契機とした情報発信力の強化や受入態勢の充実

- ・ 沿岸圏域への宿泊者数の増加を図るため、三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの大型イベントによる誘客好機を生かし、市町村や関係団体、三陸DMOセンター、地域DMOと連携し、旅行商品造成を支援します。
- ・ 旅行会社等へのプロモーションやSNSなど多様な機会や手段を活用し、旅行に必要な現地情報をいつでも、どこでも入手しやすい形で分かりやすく発信し、国内外からの誘客を促進します。
- ・ 国内外からの観光客受入態勢の強化を図るため、ホテル等宿泊施設や商店街等における顧客サービスのレベルアップやキャッシュレス決済の導入等を支援します。

③ 内陸地域や東北・北海道と三陸地域を結び、外国人観光客も視野に入れた広域観光の推進

- ・ 国内外からの誘客を促進するため、県内陸地域はもとより東北各県や北海道などと連携し、一体的な広域観光ルートづくりを進めるとともに、様々なメディアを組み合わせた情報発信を推進します。
- ・ 観光誘客に関し共通のターゲットやテーマを持つ県外自治体等との連携により、効果的な情報発信の機会を創出するなど、情報発信の強化を図ります。
- ・ 訪日外国人観光客の快適で円滑な移動と滞在を図るため、案内板やウェブサイトなどの多言語化を進めるとともに、宿泊施設や飲食店、商店街等の多言語化やキャッシュレス化を支援します。

(工程表と指標は最終案に記載)

¹ DMO: Destination Marketing/Management Organization の略。観光地域づくり推進法人。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり等を地域で主体となつて行う観光地づくりの推進主体。

県以外の主体に期待される行動

(商工団体、観光事業者等)

- ・新しい交通ネットワークの利活用
- ・観光振興による地域経済の活性化
- ・大型イベントによる誘客好機を活かした観光客受入態勢強化
(市町村、観光協会、地域 DMO)
- ・地域 DMO の設立
- ・地域の特性を活かした観光地域づくり
- ・魅力的な旅行商品の造成
- ・地域の観光事業者や住民との緊密な連携による観光施策の推進
- ・観光施策を推進する人材の育成

【関連する計画】

- ・みちのく岩手観光立県基本計画（計画期間 2019年度～2023年度）

Ⅲ 豊富な地域資源や復興により整備された産業基盤、新たな交通ネットワークを生かし、地域経済をけん引する産業が持続的に成長する地域

15 整備が進む社会基盤を産業振興に生かします

(基本方向)

物流の効率化など生産性の向上を図るため、沿岸圏域の産業振興に資する道路整備や港湾施設の機能拡充、利用促進に取り組みます。

また、新たな交通ネットワークを生かした広域観光や外国人観光客の受入を視野に入れた社会資本の整備、利活用を進めます。

現状と課題

- ・ 平成30年度末には東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通するなど、内陸と港湾を結ぶ高規格道路等の整備が進展しています。
- ・ 復興道路等の整備の進展により沿岸圏域とより広域の地域を結ぶ交通体系が整備され、利便性が向上することにより交流人口の拡大が期待されています。
- ・ 三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019TM釜石開催などの大型イベントを契機として、国内外から多くの観光客が訪れることが期待されています。
- ・ 復興道路等の整備の進展、釜石港のガントリークレーンの供用開始（平成29年9月）や外貿定期コンテナ航路の開設（平成29年11月）など、沿岸圏域を取り巻く物流機能が大きく進展したことにより、平成29年度の沿岸圏域の港湾取扱貨物量は、被災前と比べて約104%増加しています。
- ・ 平成30年6月に宮古港と室蘭港を結ぶ定期フェリー航路が開設し、北海道や首都圏と本県を結ぶ観光・物流の拠点として宮古港の役割が期待されています。
- ・ 本県が建設候補地として選定されている国際リニアコライダー（ILC¹）の県内誘致が実現した際は、大型部品の陸揚げ等の物流拠点として大船渡港など県内港湾の活用が期待されています。
- ・ 沿岸圏域のクルーズ船の寄港回数は、平成29年は7隻、平成30年は11隻となっています。また、10万tを超える外航クルーズ船が寄港するなど、本県港湾へのクルーズ船寄港の動きが活発化しています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 新たな交通ネットワークによる産業競争力の強化

- ・ 沿岸圏域の産業競争力を強化するため、内陸部と港湾を結ぶ道路、港湾などの物流拠点から復興道路等へのアクセス道路など、物流の基盤となる道路整備の推進と活用を図ります。
- ・ 観光客の利便性向上を図るため、主要な観光地を結ぶ道路の隘路区間を解消するなど、観

¹ ILC：International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

光地へのアクセス性を向上する道路整備の推進と活用を図ります。

- ・ 今後、増加が見込まれる外国人観光客の円滑な受入に向けて、案内標識等へのナンバリング²や外国語表記を推進します。

② 物流の高度化に向けた港湾機能の強化とポートセールス³の推進

- ・ 物流の高度化に向けた環境整備を図るため、防波堤や夜間照明設備など、安全性や利便性を向上させる港湾施設の機能を拡充します。
- ・ 港湾の利活用促進を図るため、関係市町村と連携した荷主企業等へのポートセールスを推進します。
- ・ 宮古・室蘭フェリーによる貨物利用の促進や観光客の誘致を図るため、関係市町村と連携した荷主企業や旅行会社等へのポートセールスを推進します。
- ・ 東北 I L C 推進協議会が策定した I L C 東北マスタープランを踏まえた大型部品の陸揚げ等の物流拠点として県内港湾の活用を図るため、関係団体へのポートセールスを推進します。
- ・ 国内外からのクルーズ船の寄港拡大を図るため、関係市町村と連携したクルーズ船社へのポートセールスを推進します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(企業・県民等)

- ・ 効率的な物流促進のための道路や港湾の活用
- ・ 観光・物流における宮古室蘭フェリー航路の活用

(国)

- ・ 復興道路等の高規格道路の整備

(市町村)

- ・ 県と連携したポートセールスの展開

【関連する計画】

- ・ 岩手県港湾利用促進プラン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2020年度）

² ナンバリング：全ての道路利用者に分かりやすい道案内を実現するため、各路線に一定のルールに基づく番号を付与し、案内標識等に標示すること。

³ ポートセールス：船舶や貨物の誘致のため、船社や荷主等を集めて当該港湾を利用するメリットの説明を行い、併せて利用者のニーズを把握し、施設整備や管理運営の改善に反映させること。

岩手県次期総合計画

第1期アクションプラン

—地域振興プラン（仮称）—

県北広域振興圏

（中間案）

2019年度～2022年度

平成30年11月

岩手県



目 次

県北広域振興圏

はじめに ----- 1

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域 ----- 3

- 1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します ----- 5
- 2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます ----- 8
- 3 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります
 - (1) 保健・医療分野 ----- 11
 - (2) 介護・福祉分野 ----- 14

II 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域 ----- 17

- 4 災害に強い社会基盤を整えます ----- 19
- 5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます ----- 22
- 6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります ----- 25
- 7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます ----- 28

III 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域 --- 31

- 8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります ----- 33
- 9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます ----- 36
- 10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます ----- 38
- 11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします ----- 41
- 12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします -- 44
- 13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます ----- 47
- 14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます ----- 50

はじめに

1 地域振興プラン（仮称）の策定趣旨

人口減少・少子高齢化が進行する中、4広域振興圏の振興に当たっては、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各広域振興圏域のもつ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じる必要があります。

こうしたことから、次期総合計画長期ビジョン第7章では、各広域振興圏の目指す姿の実現のために、地域の特性を踏まえた基本的な考え方と取組方向について示しています。

地域振興プラン（仮称）は、各広域振興圏におけるこれらの取組を推進するため、重点的・優先的に取り組む施策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実行性を確保するものです。

2 地域振興プラン（仮称）の期間

次期総合計画長期ビジョン第7章の第1期アクションプランとして策定するもので、マネーフエスト・サイクルを考慮した2019年度から2022年度までの4年間の計画とします。

3 地域振興プラン（仮称）の構成

はじめに、長期ビジョン第7章において各広域振興圏の目指す姿の実現のために設定した「取組方向」に基づき、「振興施策の基本方向」と、これを推進するために重要な指標を示しています。

次に、特に重点的に取り組む「重点施策」ごとに、取組の「基本方向」や、現状と課題を踏まえた「県が取り組む具体的な推進方策」を示すとともに、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

※重要な指標及び工程表については、最終案までに盛り込みます。

【目指す姿（長期ビジョンからの再掲）】

多様かつ豊富な資源・技術、培われた知恵・文化を生かし、北東北、北海道に広がる交流・連携を深めながら、新たな地域振興を展開する地域

【振興施策の基本方向（長期ビジョンからの再掲）】

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、産学官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

4 地域振興プラン（仮称）の推進

各広域振興圏における「目指す将来像」を実現するためには、県はもとより地域の方々やNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため策定に当たっては、地域の代表者等で構成される圏域懇談会における審議の結果や地域説明会、パブリックコメント等を踏まえ策定するものです。

また、今後の進行管理については、上記懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

【振興施策の基本方向】

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、 一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

県央圏域や八戸圏域などとの交流・連携による地域活性化や、地域に根ざした文化芸術やスポーツの振興を図るとともに、東日本大震災津波の被災者のこころのケアと健康づくりの支援や、保健・医療・介護・福祉の連携により、子どもから高齢者まで、病気や障がいなどの有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを進めます。

指標項目

- ① 元気なコミュニティ特選団体数
 - ② 公立文化施設における催事数
 - ③ スポーツ実施率
 - ④ 自殺者数[10万人当たり]
 - ⑤ 大きな病院と診療所（開業医）の役割分担の認知度
 - ⑥ がん、脳血管疾患及び心疾患で死亡する人数[10万人当たり]
 - ⑦ 居宅介護(地域密着型)サービス利用割合
 - ⑧ 障がい者グループホームの利用者数
 - ⑨ 「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数
 - ⑩ 「いわて子育てにやさしい企業等」認証件数
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します	① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携
	② 地元定着、移住・定住の促進
2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へとつなげていきます	① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実
	② 「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録の機運醸成に向けた取組
	③ カーリングなどの生涯スポーツの定着や競技スポーツの魅力発信
	④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進

3-1 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくれます（保健・医療分野）	① 被災住民への健康支援と医療体制の構築
	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
	③ 自殺対策の推進
	④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進
	⑤ 健康危機管理対策の推進
3-2 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくれます（介護・福祉分野）	① 地域で支える子育て支援
	② 地域で支える高齢者支援
	③ 障がい者の自立生活支援
	④ 生活困窮者の自立支援
	⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

1 多様な交流・連携により地域コミュニティを活性化します

(基本方向)

三陸沿岸道路の開通に伴い、県北圏域内外の交流が拡大することから、北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議¹の枠組みも活用し、沿岸部、内陸部、八戸圏域との交流・連携を促進します。

若者や女性が地域や職場において活躍できるよう、環境づくりを支援します。

「暮らしたい」、「帰りたい」と思える地域にしていくため、多様な主体が取り組む地域コミュニティの活性化を支援し、地元定着及び移住・定住を促進します。

県北圏域内外の人材交流を促進するため、市町村や関係団体等との受入態勢の構築に努めながら、移住・定住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍できる環境を整備し、地域活性化を図ります。

現状と課題

- ・ 県北圏域では、若年女性人口の減少や出生率の低迷、進学・県外就職等による若者流出を主な要因とした人口減少・少子高齢化が問題となっています。
- ・ 人口減少・少子高齢化に加え、個人の価値観の変化、東日本大震災津波の被災等を要因とする、地域活動のリーダーの高齢化や担い手不足による地域コミュニティ機能の低下が大きな問題となっていることから、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行う必要があります。
- ・ 東日本大震災津波を契機に、県内外の多くの若者や女性による活動が復興に向けての大きな力となっており、これらの活動を継続・拡大させるため、交流の輪の構築等の支援を行う必要があります。
- ・ 地域おこし協力隊²や復興支援員³をはじめ、県内外からの移住者には、外部の視点から地域づくりの中心になって活動している方もいることから、移住者の受入態勢の整備が重要となっています。

¹ 北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議：八戸圏域、久慈圏域及び二戸圏域の連携による地域振興に関する意見交換及び施策の推進のため、平成18年度に設置された。八戸市、久慈市、二戸市、三八地域県民局及び県北広域振興局の3市2局で構成され、市町村や都道府県といった行政の線引きにとらわれることなく、三圏域の振興に向けた協議を行い、合意に至った各種の連携協力事業を推進することとしている。

なお、次のようなロゴマークを制定、広報誌等に表示するほか、イベント等でも使用している。

ロゴマーク



² 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

³ 復興支援員：被災自治体が地域内外の人材を受け入れ、被災者の見守りやケア、地域おこし活動等の「復興に伴う地域協力活動」を行ってもらい、地域コミュニティの再構築を図ることを目的とした制度。

県が取り組む具体的な推進方策

① 隣接する圏域等との広域的な交流・連携

- ・ 北緯 40° ナニャトヤラ連邦会議の枠組みも活用し、隣接する圏域等との広域的な交流・連携を促進します。
- ・ 地域おこし協力隊・復興支援員など地域外の人材との交流・連携を促進します。
- ・ 地域特性を生かした施策や市町村、事業者・団体、住民等と連携している取組について圏域内外に情報発信し、県北圏域が一体となった地域づくりの機運醸成を図ります。

② 地元定着、移住・定住の促進

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進め、若者や女性の地元定着を図ります。
- ・ 地域の若者・女性グループが自ら行う、地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。
- ・ U・Iターン等の情報提供など市町村と連携しながら移住・定住の取組を進めます。
- ・ 地域おこし協力隊や復興支援員等の制度を有効に活用し、任期終了後の地域への定着を図るとともに、移住・定住先となる市町村や地域の受入意識の醸成を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・ 地域コミュニティ活動への参画
- ・ 移住者の受入理解
- ・ 移住者のサポート
- ・ 移住者との交流

(NPO等)

- ・ 住民意識の醸成
- ・ 地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- ・ 自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信
- ・ 他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流
- ・ 移住者の受入理解
- ・ 移住者のサポート
- ・ 移住者との交流

(企業等)

- ・ 地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画
- ・ 地域コミュニティ活動への支援
- ・ 就職、仕事に関する情報の発信
- ・ 移住者の経験や技術の活用
- ・ 働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
- ・ 岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大

(市町村)

- ・ 住民に対する意識啓発
- ・ 地域コミュニティの育成・活性化
- ・ 地域おこし協力隊の活動サポート及び定着に向けた支援

- 地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組
- 移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
- 移住希望者への情報発信
- インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進
- 移住者の支援やフォローアップ

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

2 文化芸術・スポーツの持つ力を地域活性化へつなげていきます

(基本方向)

物質的な豊かさだけでは得られない、ゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するため、文化芸術・スポーツの持つポテンシャルを活かし、地域活性化に取り組みます。

文化芸術においては、地域づくりや観光分野への波及効果も視野に入れ、文化芸術に対する理解と関心を深めるため、情報発信を行うとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に触れる機会を提供・充実していきます。

スポーツにおいては、県民一人ひとりがスポーツの意義・価値を理解し、それぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、その楽しさや感動を享受しながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができるよう取り組みます。

また、県北圏域と隣接する青森県八戸圏域の持つ文化芸術・スポーツ両分野の資源を活かし、多様な交流に取り組みます。

現状と課題

- ・ 少子化等を要因とした人口減少や高齢化の進行により、伝統文化等の担い手不足が顕在化し、文化芸術の継承が課題となっていますが、地域に暮らす人々の感性や創造力によって産み出された多様な文化芸術を、地域の共通財産として次世代に確実に引き継いでいく必要があります。
- ・ 県北圏域の文化芸術は、地域にとって有用な資源であり、地域おこしや地域活性化に文化芸術の持つポテンシャルを生かしていく必要があります。
- ・ 文化芸術の裾野を拡大するために、人材育成、環境整備を進めていくことが必要です。
- ・ 世界遺産の登録に向け取り組んでいる「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、人類共通の宝として未来へ伝えていかなければならない貴重な文化遺産であることから、その登録に向けた取組と、北海道、北東北3県に暮らす人々が、縄文遺跡群の持つ普遍的な価値を共有することが重要です。
- ・ スポーツには、子どもたちの心身の健全な発育・発達や地域の交流、賑わいの創出・醸成といった地域活性化への効果が期待されています。
- ・ スポーツに親しむ習慣のない人も含め、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツへの参加を促進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 文化芸術情報の発信や文化芸術に直接触れる機会の充実

- ・ 「いわての文化芸術情報大事典」ホームページを活用した情報発信に取り組みます。
- ・ 文化芸術コーディネーターと連携し、情報発信と文化芸術活動の支援に取り組みます。
- ・ 文化芸術の体験イベントや関係団体と連携した取組を推進し、文化芸術に親しむ機会を確保します。

② 「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録の機運醸成に向けた取組

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録に向け、機運醸成に取り組みます。
- ・ 世界遺産登録に向けては、北海道や北東北とのつながりを生かし、多様な交流を推進するとともに、北海道及び北東北3県が連携した取組を進めます。

③ カーリングなどの生涯スポーツの定着や競技スポーツの魅力発信

- ・ 関係機関と連携し、ライフステージに応じた運動・スポーツ活動に取り組みます。
- ・ カーリングなどの生涯スポーツの普及に向けた取組を支援するとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組みます。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの「復興『ありがとう』ホストタウン」への登録を契機とした、競技スポーツの魅力発信や、県北圏域外との様々な形での交流に取り組みます。
- ・ 各種スポーツの体験イベントや関係団体と連携した取組を推進し、スポーツに親しむ機会を確保します。
- ・ スポーツ推進に向け、各組織と連携し、一体的・総合的な取組を進めます。

④ 八戸圏域との文化・スポーツに関する交流・連携の促進

- ・ 北緯40° ナニヤトヤラ連邦会議の枠組みを生かし、八戸圏域との文化芸術・スポーツ両分野における交流に取り組みます。
- ・ 八戸市の持つ文化芸術・スポーツ施設を活用した交流連携事業に取り組みます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

【文化芸術】

(住民)

- ・ 文化芸術活動への参加・鑑賞
- ・ 文化芸術の継承・発展

(文化芸術団体)

- ・ 文化芸術活動の推進
- ・ 文化芸術の鑑賞機会の提供
- ・ 文化芸術振興のための県、市町村と連携した取組の推進

(市町村・市町村教育委員会)

- ・ 地域の文化芸術の情報発信
- ・ 民族芸能の保存・伝承
- ・ 文化芸術資源を活用した地域づくりの推進
- ・ 世界遺産登録の推進（機運醸成）
- ・ 文化芸術振興のための県、文化芸術団体と連携した取組の推進

(文化施設)

- ・ 文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
- ・ 文化芸術団体（個人）の活動支援
- ・ 文化芸術に係る自主事業の推進

(文化芸術コーディネーター)

- ・ 文化芸術団体の活動支援
- ・ 文化芸術活動に係る情報発信

- ・ 文化芸術団体の広域的な活動に係る調整・支援
- ・ 文化芸術活動支援ネットワーク会議による文化芸術活動の取組の促進

【スポーツ】

(住民・家庭)

- ・ 自主的・自発的なスポーツの取組
- ・ スポーツ観戦
- ・ 地域スポーツ活動の企画・参加・交流

(総合型地域スポーツクラブ)

- ・ 地域におけるスポーツを楽しむ環境づくり

(市町村・市町村教育委員会)

- ・ スポーツイベント等の開催
- ・ スポーツ環境の整備
- ・ スポーツ合宿等の誘致
- ・ スポーツ施設の活用の促進

(市町村体育協会等・体育施設)

- ・ 生涯スポーツの推進
- ・ 障がい者スポーツの推進
- ・ 各種競技団体等の活動支援

(スポーツ推進委員)

- ・ スポーツ推進の事業の実施に係る連絡調整
- ・ 住民に対するスポーツの実技の指導

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-1 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくりま (保健・医療分野)

(基本方向)

東日本大震災津波及び平成28年台風第10号による被災者の健康維持の支援やこころのケアを引き続き推進するとともに、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療を提供するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備えた健康危機管理対策の推進を図ります。

現状と課題

- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被災者は、高齢化の進行や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化し、心身ともに負担が増している状況にあり、今後もきめ細やかな支援が必要です。
- ・ 大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療関係機関のほか、防災関係機関も含めた地域における災害医療体制の構築が必要です。
- ・ 県北圏域の自殺死亡率は県平均より高く、自殺者数は働き盛りの男性と高齢者に多く、男性が女性の約2倍という状況にあります。
包括的な自殺対策の推進に加えて、自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組や、地域で自殺対策に取り組む人材の養成や見守り体制の充実が必要です。
- ・ 県北圏域の人口割合でみた医療機関数や医療従事者数は、県平均と比較して低く、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機関の負担を増すことなく、住民の健康水準の向上を図っていく必要があります。
- ・ 本県の人口10万人当たりの脳血管疾患の年齢調整死亡率は、平成27年に男性が全国ワースト3、女性がワースト1となっており、県北圏域では低下傾向にあるものの、総じて県平均を上回っていることから、引き続き脳卒中をはじめとする生活習慣病¹予防対策を推進していく必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、市町村、感染症指定医療機関及び関係団体との十分な連携のもと、地域医療体制の確保やまん延防止策の強化等、健康危機管理対策の推進を図ることが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 被災住民への健康支援と医療体制の構築

- ・ 被災住民は高齢化や生活環境の変化等により抱える問題が複雑・多様化しており、今後も県、市町村、関係機関、ボランティア等が連携し、こころのケアを継続するとともに健康の

¹ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気。

保持増進が図られるよう支援します。

- ・ 関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保し、災害発生時に備えた医療体制を構築します。

② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進

- ・ 医師確保に取り組みながら、住民に県立病院や地域医療の現状を情報提供し、かかりつけ医への適切な受診を促すなど、医療機関の機能に応じた受診につなげる取組を推進します。
- ・ 医療機関相互の情報連携や妊産婦の健康サポート等に取り組み、周産期母子保健対策の強化を図ります。
- ・ 高齢者等が在宅で適切に医療や介護が受けられるよう、退院後の療養継続に向け必要な調整を行うほか、情報通信技術（ICT）の活用により、医療機関や介護事業所、地域包括支援センターの情報共有及び相互連携を図るなど、地域包括ケアシステムの構築による保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。
- ・ 将来、県北地域で医療に従事する人材を育てるため、医師を講師とする中学校での出前講座や医療現場体験会を実施します。

③ 自殺対策の推進

- ・ 県北圏域の重要課題である自殺死亡率を改善することを目指し、県・市町村・関係機関・団体がさらに連携を強化し、包括的な自殺対策プログラムを推進するとともに、高齢者、生活困窮者、働き盛り世代の各対象に応じた自殺対策を推進します。
- ・ 地域において見守り等を行うゲートキーパー²等の人材養成や、自殺防止月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）における集中的な普及啓発等を行います。

④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進

- ・ 県北圏域の重要課題である脳卒中の発症予防や死亡率を改善するため、関係機関や団体、企業・事業所と一体となって、若年期からの各ライフステージ³に応じた生活習慣の改善に取り組めます。
- ・ 「働き盛り世代」については、企業・事業所が従業員の健康保持・増進に主体的かつ積極的に取り組むよう、企業・事業所への普及啓発や支援を強化し、健康経営⁴の取組を促進します。
- ・ 平成30年の健康増進法の改正を踏まえ、受動喫煙防止対策を推進します。

⑤ 健康危機管理対策の推進

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、搬送や医療・予防接種体制の確保を図るため、感染症指定医療機関や市町村等と連携し、訓練や研修に取り組めます。
- ・ 結核、季節性インフルエンザ、感染性胃腸炎等のまん延防止のため、介護・児童福祉関係者等への普及啓発に取り組めます。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（医療機関・医師会）

- ・ 地域医療の情報提供や医療・介護連携の推進
- ・ 災害時医療体制の構築
- ・ かかりつけ医と精神科との連携の推進

² ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。岩手県では、自殺対策において、県民一人ひとりがゲートキーパーとしての意識をもち、つながり、支え合っていこうという活動を展開している。

³ ライフステージ：人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

⁴ 健康経営：従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること。

- ・ 新型インフルエンザ等発生に備えた医療体制の構築
(関係団体・事業者)
- ・ 医療・介護連携の推進、住民への健康教育の実施
- ・ 勤労者の健康管理の充実及びメンタルヘルスの向上
- ・ 事務所・飲食店等における受動喫煙防止対策の推進
(住民)
- ・ 地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診
- ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり
- ・ 感染症に関する正しい理解、予防
- ・ 住民の支え合いによるこころの健康づくり
(市町村)
- ・ 災害時医療体制の構築支援
- ・ 被災者の見守りや健康づくり支援
- ・ 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
- ・ 包括的な自殺対策の推進、推進体制の構築
- ・ 生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発、個別支援、保健指導
- ・ 市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
- ・ 感染症対策に係る地域住民への情報提供、相談指導及び予防接種の実施等

【関連する計画】

- ・ 岩手県自殺対策アクションプラン（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・ 岩手県保健医療計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2023年度）
- ・ 健康いわて21プラン（計画期間 平成26年度（2014年度）～2022年度）

I 隣接する圏域等とのつながりを生かし、一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる地域

3-2 地域における医療体制を整え、心身の健康づくりと地域で支え合う福祉の環境をつくります (介護・福祉分野)

(基本方向)

子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の強化、関係機関等とのネットワーク構築による生活困窮者に対する包括的な支援を推進します。

また、ユニバーサルデザインを実践し、みんなが住みやすいまちづくりを推進します。

現状と課題

- 多様な子育て家庭のニーズに応えるため、子ども・子育て支援サービスの充実と子どもの健やかな成長を支える環境の整備が求められており、人口減少対策としても取組の推進が必要です。
また、子育てに不安を抱える人や、児童虐待などによる要保護児童、子どもの貧困が増えており、子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談支援体制の充実が必要です。
- 県北圏域の高齢化率は、県平均を上回っており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けていくことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化が求められています。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が、自らが望む地域において安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン¹に基づいたノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んでおり、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地域で支える子育て支援

- 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- 結婚を希望する若者や子育て家庭を地域全体で応援するため、取組を行う市町村等への支援や、「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充に努めます。
さらに、「いわて子育てにやさしい企業等認証」及び「いわて女性活躍企業等認定」の取得企業の拡大に努め、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場づくりを促進します。
- 児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、関係機関との連携による地域の見守り

¹ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などに関わらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

体制の充実や啓発活動及びネットワークの強化を図るとともに、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に、地域における相談支援体制の充実強化を図ります。

- ・ 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対するきめ細かな相談支援を行うほか、子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携を図ります。さらに、子どもの生活実態調査結果を踏まえ、必要な取組を行います。

② 地域で支える高齢者支援

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- ・ 地域住民による体操の集いの普及や、高齢者の心身状態等の把握と生活機能の維持向上等、介護予防に取り組みます。
- ・ 認知症の正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、市町村に設置された認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応を促進します。
- ・ 高齢者や障がい者の権利擁護²のため、法人後見人の拡充や市民後見人の育成など成年後見の体制強化や普及啓発、虐待防止や不利益な取扱いの解消等に取り組みます。
- ・ 介護職員や福祉施設職員の処遇改善を図るとともに、介護や福祉の仕事に関する魅力の発信を行い、その人材確保に取り組みます。

③ 障がい者の自立生活支援

- ・ 市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、グループホーム等の住まいの場の確保、地域産業との連携による就労機会の拡充など自立生活のための基盤・環境整備や、芸術活動の支援による生きがいを進めます。
- ・ 基幹相談支援センター³の整備等により相談支援の充実を図るとともに、自立支援協議会等において地域生活支援拠点等⁴の整備について検討を進め、障がい者が安心して生活を続けられる地域づくりに取り組みます。

④ 生活困窮者の自立支援

- ・ 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者に対し、早い段階で包括的な支援が行われるよう、関係機関等の連携やネットワークの構築を推進します。

⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進

- ・ 事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインの取組や学校でのユニバーサルデザイン学習の取組を支援します。
- ・ ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発を図ります。また、ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進するとともに周知・活用を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

² 高齢者や障がい者の権利擁護：自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組などを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようにすること。

³ 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的・専門的な相談業務（身体障害、知的障害、精神障害）や権利擁護・虐待防止に関する取組のほか、地域の実情に応じ、地域移行・地域定着の促進や地域の相談支援体制の強化等の取組を行う機関。

⁴ 地域生活支援拠点等：地域への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保等の諸機能を地域で集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点等のこと。

県以外の主体に期待される行動

(関係団体・事業者・NPO等)

- ・子育て支援活動の充実(子育て応援の協賛店舗登録や子育てにやさしい企業認証取得拡大等)
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの取組
- ・地域自立支援協議会への参画
- ・障がい者、高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
- ・「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用促進、施設・設備のバリアフリー化、及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録
- ・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画

(住民)

- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりへの協力・支援
- ・障がい者・高齢者の権利擁護制度の理解と実践
- ・ユニバーサルデザイン学習の実施と参加

(市町村)

- ・若者の出会い結婚に関する施策の実施
- ・子育て支援関係機関によるネットワークへの参画
- ・要保護児童対策協議会の運営
- ・児童相談への対応
- ・子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体との連携支援
- ・地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進
- ・地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進
- ・障がい者・高齢者の権利擁護制度の普及啓発・利用促進
- ・「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及
- ・施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力
- ・生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画

【関連する計画】

- ・いわていきいきプラン2020(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・岩手県障がい者プラン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2023年度)
- ・いわて子どもプラン(計画期間 平成27年度(2015年度)～2019年度)

【振興施策の基本方向】

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進し、地震津波などへの対策を強化するとともに、物流の効率化や圏域内外への交流拡大、生産性の向上を支える社会基盤の整備を進めます。

また、良好な自然環境を保全し、豊かな自然と共生しながら、太陽光、風力、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます。

指標項目

- ① 東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合
 - ② 砂防・急傾斜地崩壊対策事業完了工区数
 - ③ 水位計設置箇所数
 - ④ 河道掘削完了箇所
 - ⑤ 橋梁長寿命化修繕対策完了箇所
 - ⑥ 復興支援道路及び復興関連道路の供用率
 - ⑦ 県道の供用率
 - ⑧ 通学路等における歩道設置延長
 - ⑨ 都市計画道路の供用率
 - ⑩ 公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率
 - ⑪ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量
 - ⑫ 再生可能エネルギーによる総発電量
- などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
4 災害に強い社会基盤を整えます	① 地震・津波対策の推進
	② 洪水・土砂災害対策、老朽化橋梁の長寿命化修繕の推進
	③ 防災・減災対策の強化

5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます	① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備
	② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備
	③ 歩道整備の推進
	④ 都市計画道路整備の推進
	⑤ 地域公共交通の維持・確保
6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進
	② 良好な水環境の確保
	③ 廃棄物の適正処理の推進
	④ 地球温暖化防止対策の推進
	⑤ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応
7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます	① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の促進
	② 再生可能エネルギーの利活用の促進
	③ 再生可能エネルギーを生かした地域づくり

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

4 災害に強い社会基盤を整えます

(基本方向)

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。

また、津波対策については、湾口防波堤や防潮堤等の整備のハード対策及び安全な避難体制の構築等のソフト施策を進めるとともに、今後、復旧・整備が進む水門・陸こうについては、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進します。

地震・豪雨・土砂災害等による自然災害から住民の生命・財産を守るため、住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、緊急輸送道路等の老朽化橋梁の長寿命化修繕、土砂災害の警戒区域等の指定を推進するとともに、防災意識の向上や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動を引き続き推進します。

現状と課題

- 東日本大震災津波により被災した県管理の施設は、公共土木施設が 87 箇所（道路 15 箇所、橋梁 4 箇所、河川 4 箇所、港湾及び海岸 64 箇所）であり、未完了箇所の復旧・整備を推進する必要があります。
- 東日本大震災津波により、久慈港では 8.6m（推定¹）の津波が押し寄せて被害が発生するなど、津波防災施設の整備が求められていることから、久慈川（久慈市）、野田地区海岸（野田村）、八木地区海岸（洋野町）等において、防潮堤の整備を推進するとともに、水門や陸こうについては、施設の老朽化や非常時における閉鎖作業の危険性等を解消するための改修・自動閉鎖化の整備を推進していく必要があります。
特に、野田村の防潮堤については、施設延長 1,160m について、順次復旧・整備に取り組んでいます。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅等の耐震対策を促進する必要があります。
- 近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設の整備が求められています。
- 県管理の橋梁は、建設後 50 年を経過した老朽化橋梁が今後急増する見通しですが、損傷が深刻化してはじめて大規模な修繕を実施する事後保全的な維持管理を継続した場合、維持管理費用が非常に高くなり、適切な維持管理が困難になる恐れがあることから、計画的かつ予防保全的な対応により、長寿命化によるコスト縮減と道路交通の安全性を確保する必要があります。

¹ 気象庁の津波観測地点のうち、久慈港については欠測となっており、平成 23 年 4 月 5 日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による推定値である。

- ・ 改正土砂災害防止法²に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査³を実施し、その結果を随時公表することにより、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう必要があります。また、基礎調査結果により、土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域等⁴の指定を推進する必要があります。
- ・ 住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保するため、市町村と連携した啓発活動を引き続き推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 地震・津波対策の推進

- ・ 東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 東日本大震災津波を踏まえ、津波被害を軽減するため、湾口防波堤や防潮堤等の整備を進めるとともに、水門・陸こう操作については、自動閉鎖システム化を推進することにより、おおむね数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる津波防災施設の整備を進めます。
- ・ 野田村の防潮堤については、所管が農林水産省・林野庁・国土交通省の3省庁にまたがっており、これらを担当する関係部局が相互に連携しながら、速やかな復旧・整備を進めます。
- ・ 各市町村の「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断と耐震改修を促進します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援など、まちづくりに向けた取組を促進します。
- ・ ハード整備と併せて、避難経路の充実や防災教育の実施などソフト対策を効果的に推進します。
- ・ 防潮堤完成後、海岸防災林の機能発揮に向けて、地元市町村等との合意形成を図りながら、防潮林の造成を推進します。

② 洪水・土砂災害対策、老朽化橋梁の長寿命化修繕の推進

- ・ 河道掘削や河川改修を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、治山施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。
- ・ 改正土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査の公表を推進するとともに、調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の周知と指定を推進することにより、住民の防災意識の向上を図ります。
- ・ 住民が安全で迅速に避難できるよう水位計設置の推進、ハザードマップ⁵の作成や避難体制の整備を促進します。
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急輸送道路等における長寿命化修繕を推進します。

③ 防災・減災対策の強化

- ・ 住民の防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するための啓発活動を引き続き進めるとともに、市町村の地域防災計画の策定を支援します。

² 改正土砂災害防止法：平成26年8月豪雨による広島市北部における土砂災害等を踏まえた課題と対応策として、主に「災害の危険性のある区域の明示」、「避難のための情報の提供」、「避難体制の充実・強化」の方向性のもと、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立し、平成27年1月から施行されたものである。

³ 基礎調査：急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地（原因地）に関する地形、地質、過去の災害履歴を調査するとともに、土砂の予想到達範囲、土砂災害のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、改正土砂災害防止法を施行する上で不可欠のデータを収集するものである。

⁴ 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害のおそれがある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）。

⁵ ハザードマップ：防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・ 久慈港湾口防波堤の整備

(市町村)

- ・ まちづくり計画の実現に向けた取組の実施
- ・ 防災協定による連携
- ・ 地域の安全・安心促進基本計画の実施
- ・ 公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 災害時の住民への広報の実施
- ・ 防災意識等の啓発活動

(企業・県民・NPO等)

- ・ 耐震診断、耐震改修の実施
- ・ 個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・ 避難・救護訓練等への参加

【関連する計画】

- ・ 国の復旧・復興・創生期間（2020年度まで）

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

5 新しい交通ネットワークを中心に、地域経済や暮らしを支える社会基盤を整えます

(基本方向)

復興道路¹の整備を促進するとともに、復興支援道路²や復興関連道路³を中心とした県管理道路の整備を推進し、内陸部と沿岸部あるいは沿岸部相互における物流の効率化や圏域内外の交流拡大を図ります。

さらに、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興を支援するため、復興道路等の整備を踏まえた港湾の利活用及び港湾施設の整備に取り組んでいきます。

また、東日本大震災津波の復興後を見据えた道路整備にも取り組んでいきます。

公共交通の維持・確保を図るため、効率的な地域公共交通体系の構築や広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進の取組を支援します。

現状と課題

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保した道路ネットワークの構築を推進していく必要があります。
国では、復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道、久慈・宮古間の三陸北縦貫道路の整備を進めていますが、平成29年度末時点における供用率は38%となっており、未整備区間が多く残されています。
- ・ 復興支援道路及び復興関連道路については、災害時の救助、救援活動、緊急輸送物資の運搬などを迅速かつ的確に行うために整備を推進していますが、平成29年度末時点において、8割程度の供用状況となっています。
- ・ 全国的に通学中の児童や高齢者が交通事故にあう事例が多発していることから、児童や高齢者を交通事故から守るため、歩道整備の推進が必要です。
- ・ 都市部において、都市機能の強化と良好な市街地形成のため、街路の整備や土地区画整理に取り組み、整備を推進する必要があります。
- ・ 重要港湾久慈港及び地方港湾八木港については、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の整備を推進する必要があります。
- ・ 復興道路の整備促進による物流ネットワーク機能の向上を見据えた、運送企業等の進出がみられます。
- ・ 平成22年12月の東北新幹線全線開業（青森延伸）以来、観光客を含めた人の動きが活発化しているとともに、連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いていることから、

¹ 復興道路：三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県北圏域では三陸北縦貫道路と八戸・久慈自動車道が該当する。

² 復興支援道路：内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県北圏域では、国道281号、国道340号、国道395号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道軽米九戸線、主要地方道戸呂町軽米線の6路線。

³ 復興関連道路：三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路。県北圏域では、主要地方道軽米種市線、主要地方道野田山形線、主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線、一般県道角ノ浜玉川線、一般県道野田長内線、一般県道侍浜夏井線の7路線。

県際道路や観光地へ通じる道路など地域間の交流人口拡大につながる道路の整備を推進する必要があります。

- ・ 広域的・幹線的バス路線の利用者の減少が続くなど、県北地域の公共交通の維持・確保に大きな懸念が生じています。
- ・ 第三セクター鉄道は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備

- ・ 復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網、久慈地域の4市町村で設置を予定している「広域道の駅」の整備を促進します。
- ・ 復興道路の整備に合わせて、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする道路やインターチェンジへアクセスする道路である復興支援道路や復興関連道路を中心とした県が所管する幹線道路の整備を推進します。
- ・ 復興道路等の整備を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、久慈港における適切な港湾施設の維持管理に取り組むとともに、八木港の防波堤改良（静穏度対策）の整備等を推進します。

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備

- ・ 県北圏域へのアクセス改善及び県際道路のあい路解消や県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、圏域内外の交流拡大を支える道路の整備を推進します。
- ・ 観光地の良好な景観を保全するため、景観に配慮した防護柵の整備を推進します。

③ 歩道整備の推進

- ・ 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を推進します。

④ 都市計画道路整備の推進

- ・ 定住環境の改善を図るため、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の促進などにより、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。

⑤ 地域公共交通の維持・確保

- ・ 市町村が行う効率的な地域公共交通体系の改善や再編に対する支援を通じて、持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。
- ・ 交通事業者による経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。
- ・ 市町村や交通事業者が参加する会議の開催等により連携、情報共有をしながら、広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進に取り組みます。
- ・ 県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会等を通じて、マイレール意識を醸成し、地元利用の促進を図るとともに、圏域内外からの誘客に向けた企画列車の運行など魅力ある商品造成に対する支援を行います。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(国)

- ・復興道路の整備

(市町村)

- ・市町村道の整備
- ・農道の管理
- ・効率的な地域公共交通体系の構築
- ・広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の利用促進

(企業等)

- ・道路や港湾施設の利活用
- ・広域的・幹線的バス路線及び第三セクター鉄道の運行、利用
- ・安全な輸送サービスの提供
- ・利便性やサービス向上に向けた取組
- ・観光利用拡大に向けた取組

【関連する計画】

- ・国の復旧・復興・創生期間（2020年度まで）

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

6 環境を守り育てる人材を育成し、多様な主体との協働を進めながら、良好な自然環境を守ります

(基本方向)

次代を担う子どもたちをはじめとする環境を守り育てる人材の育成に努め、住民、環境団体及び事業者等と行政が協働して、環境保全活動の活発化を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理等を推進し、豊かな自然ときれいな空気・水に包まれた住み良い環境の保全を図ります。

また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリング調査や地域住民への情報提供を行うとともに、新たに事案の教訓を後世に伝えるための取組を実施します。

現状と課題

- ・ 県北圏域は、三陸復興国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然ときれいな空気・水に包まれた住み良い環境を享受できていますが、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。
それには、住民、環境団体、事業者及び行政が連携・協働して森・川・海の環境保全に取り組むことが必要となっています。
- ・ 公共用水域のBOD等¹に係る環境基準の達成率は、概ね100%を達成していますが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理は、小規模な不適正事案が散見されるほか、第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。
また、産業廃棄物及び一般廃棄物の3R²の普及啓発に取り組む必要があります。
- ・ 地球温暖化の進行は気象変動を引き起こす原因の一つと考えられ、将来、私たちの日常生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。
このため、私たち一人ひとりが地球温暖化防止対策について考え、省エネルギーなど、今できることに取り組んでいくことが重要になっています。
- ・ 青森県境産業廃棄物不法投棄現場では、投棄された廃棄物の撤去は平成27年（2014年）3月に完了し、原状回復に向けた汚染土壌等の浄化対策を平成29年度（2017年度）までに完了する予定でしたが、1,4-ジオキサン³の対策になお時間を要し、完了が2022年度まで延長され

¹ BOD等：BOD等は、BOD及びCODのこと。BODは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

² 3R：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくらうとするもの。

³ 1,4-ジオキサン：難分解性の合成化学物質で環境中に残留しやすく、発がん性が疑われている物質であり、平成21年11月に有害物質として、水質環境基準及び地下水環境基準の対象物質に追加指定されている。

たことにより、引き続き周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供などを行う必要があります。

なお、青森県境産業廃棄物不法投棄事案の発生した地域として、事案を風化させず教訓として後世に伝えることが重要になっています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進

- ・ 森林、農地、河川及び海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境セミナーや講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材を育成します。特に小中高生の若年層に対して水生生物調査、セミナー等の開催などにより、環境保全意識の向上に注力します。また、住民、環境団体、事業者及び行政との協働により環境保全活動を推進します。

② 良好な水環境の確保

- ・ 良好な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、事業場など汚水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
- ・ 水生生物調査の普及拡大を進め、中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
- ・ 第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
- ・ 青森県や県北広域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
- ・ 循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの3Rを促進します。

④ 地球温暖化防止対策の推進

- ・ エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等の開催や、特に小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊の普及啓発に注力するなど、地球温暖化対策を推進します。

⑤ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

- ・ 不法投棄現場及び周辺地域の環境モニタリング（水質の調査）を実施します。また、原状回復対策協議会の内容を、広報誌「県境産廃いわてだより」により情報公開します。
- ・ 県北圏域の豊かな自然ときれいな空気・水に包まれた住み良い環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境学習により事案の教訓を後世に伝えていきます。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（住民・NPO等）

- ・ 環境保全に対する意識の高揚
- ・ 環境保全活動への参加、実践
- ・ 日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践

- ・環境に配慮した消費生活の実践
- ・ゴミの3Rの実践
(事業者)
- ・環境保全に対する意識の高揚
- ・環境保全活動の実践
- ・事業活動における省エネルギー省資源への配慮
- ・廃棄物の3Rの実践事業
- ・地域活動への参加
- ・法令の遵守
(市町村)
- ・地域や学校における環境教育の推進
- ・環境保全に対する意識啓発
- ・地域活動への支援
- ・廃棄物の3Rの普及啓発、情報提供
- ・県との連携による廃棄物不適正処理の監視

【関連する計画】

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）

Ⅱ 自然豊かで再生可能エネルギーを生かした災害に強い地域

7 豊富な再生可能エネルギー資源を生かした持続可能な地域づくりに取り組みます

(基本方向)

震災等を契機とした再生可能エネルギー導入の必要性を踏まえ、県北圏域でポテンシャルの高いエネルギーである、太陽光、風力、バイオマス¹、波力等の活用を促進するため、管内市町村と連携し事業者等の取組を支援します。

また、再生可能エネルギーを活用した地域社会の活性化や産業振興を図るため、再生可能エネルギーの利活用に向けた市町村等の取組を支援します。

さらに、県北圏域が一体となって再生可能エネルギー資源を生かした地域づくりに取り組む機運を醸成します。

現状と課題

- ・ 平成30年7月に閣議決定された国の第5次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーを主力電源とすることが示されるなど、再生可能エネルギーの利活用が注目されています。
- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害による大規模な停電等の経験を踏まえ、県北圏域に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用するとともに、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるような自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を進めていくことが必要とされています。
- ・ 太陽光や風力などの大型発電施設の立地による土地活用を含め、地域産業と結び付く再生可能エネルギー関連産業の創出や育成等により、地域の活性化を推進していくことが必要とされています。
- ・ 平成24年7月から始まった固定価格買取制度²を契機として、再生可能エネルギーの導入が進み、岩手県の再生可能エネルギーによる電力自給率は、平成29年度末時点で28.0%となっており、今後、更に自給率が向上する可能性があります。
一方、電力インフラが脆弱な県北圏域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど地域間格差が生じており、送電網の強化支援と併せて、接続費用の負担軽減に向けた施策の展開が必要とされています。
- ・ 海洋エネルギー³については、洋野町では洋上風力発電⁴の実現に向けた調査等を、久慈市では波力発電実証調査を実施するなど、取組が活発化しています。
- ・ 県北圏域は、豊富な森林資源を有しているほか、プロイラー産業の集積地でもあることから、未利用間伐材や鶏糞等の有効利用を進め、バイオマスを燃料とした安定的な地域熱供給

¹ バイオマス(燃料):再生可能な生物由来の有機性資源(バイオマス)を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料。

² 再生可能エネルギー固定価格買取制度:平成28年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日から制度開始。

³ 海洋エネルギー:海洋が持つエネルギー資源で、波力、風力、潮汐、潮流、海洋温度差など。

⁴ 洋上風力発電:集合型の風力発電所で、複数の風力タービンを1ヶ所に設置し発電する施設。

の可能性について検討していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入の促進

- ・ 県北圏域に豊富に賦存する再生可能エネルギーである太陽光、風力、バイオマスなどの活用を促進するため、管内市町村と連携して事業者等の取組を支援します。
- ・ 災害時においても、地域が一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けた市町村等の取組を支援します。
- ・ 大学や企業等の関係者と連携しながら、海洋エネルギーの実用化に向けた取組を支援します。

② 再生可能エネルギーの利活用の促進

- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の活用を促しながら、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。
- ・ 管内市町村や関連事業者と連携しながら、地域新電力会社の設立などの再生可能エネルギーに関する新たな取組を支援します。
- ・ 公共施設等での再生可能エネルギーの利活用を促し、県北圏域内における利用を推進します。
- ・ 太陽光や風力など発電施設の立地や新規事業者の参入に併せ、再生可能エネルギー関連産業の創出や関係人材の育成など、地域の活性化に向けた取組を支援します。

③ 再生可能エネルギー資源を生かした地域づくり

- ・ 県北圏域内の住民を対象に、再生可能エネルギーを学ぶ機会を創出し、住民の再生可能エネルギーに対する理解を深める取組を展開します。
- ・ 県北圏域における再生可能エネルギーに関する状況や取組を管内に周知し、圏域が一体となって再生可能エネルギーの取組を推進していく機運を醸成します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(県民)

- ・ 住宅用太陽光パネルの設置など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入
(事業者等)

- ・ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入
- ・ 再生可能エネルギーの新技术開発や実用化、製品開発
- ・ 再生可能エネルギーに関連する新たな事業の創出

(市町村)

- ・ 再生可能エネルギーの率先導入
- ・ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発の実施

【関連する計画】

- ・ 岩手県地球温暖化対策実行計画（計画期間 平成23年度（2011年度）～2020年度）
- ・ 岩手県海洋エネルギー関連産業創出ビジョン

(計画期間 平成30年度（2018年度）～2020年度)

【振興施策の基本方向】

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成、農林水産物の生産性向上やブランド化などによる高付加価値化と販路拡大の取組を進めるとともに、地域の特性を生かした体験・交流型観光や食産業振興の取組を進めます。

また、産学官が連携した企業支援を展開し、アパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、県や市町村などの関係機関が一体となってキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

指標項目

- ① 農畜産物の販売額
- ② 木材生産額
- ③ 主要特用林産物生産額
- ④ 漁業生産額
- ⑤ 中核的漁業経営体数
- ⑥ 食料品製造業の製造品出荷額等
- ⑦ 繊維工業の製造品出荷額
- ⑧ 製造品出荷額等（食料品製造業及び繊維工業を除く）
- ⑨ 観光入込客数
- ⑩ 圏域高卒者の管内就職率

などを指標候補として検討を進め、地域振興プラン（仮称）（最終案（2月公表予定））に盛り込む予定

重点施策項目	具体的推進方策
8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくりまします	① 経営感覚に優れた経営体や新規就農者等の確保・育成
	② 営農の効率化等に向けた基盤整備や農地の集積・集約化
	③ 高度な生産技術や安全・安心を確保する取組等の導入・普及
	④ 県北圏域ならではの農畜産物の新たな販路の開拓等の促進
	⑤ 地域ぐるみの活動を通じた魅力ある農村づくりや交流の推進

9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組めます	① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の育成、確保
	② 森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用の拡大の取組の促進
	③ 木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化の推進
10 担い手の確保・育成や漁業生産量の回復・向上を進めます	① 漁業の担い手の確保・育成
	② 漁業生産量回復・生産性向上
	③ 生産物の付加価値向上・販路拡大
	④ 漁港等の整備
11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします	① 事業者の経営課題に応じた支援
	② 北いわて食材の認知度向上
	③ 食産業を担う人材の育成
	④ 安全・安心を支える体制の整備
12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします	① 企業の経営課題に応じた支援
	② 地域の特徴的な産業の振興
	③ ものづくりを担う人材の育成
	④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進
13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進
	② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成
	③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進
14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます	① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善
	② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

8 北いわての農畜産物のブランドを確立し、多様なスタイルでいきいきと暮らせる農村をつくります

(基本方向)

経営感覚に優れた経営体や新規就農者を確保・育成するとともに、生産基盤の整備や高度な生産技術の導入等による生産性の向上、農畜産物のブランド化、魅力ある農村づくりなどに取り組みます。

現状と課題

- ・ 県北地域は、沿岸部から内陸山間部まで東西に広く、夏季冷涼な気候や豊富な草地などを活用し、沿岸部ではほうれんそうや菌床しいたけ、内陸部ではレタス・きゅうり・果実や雑穀、地域全域で酪農・養豚・ブロイラー等、県内有数の産地が形成されています。
酪農、養豚、菌床しいたけでは、県内でもトップクラスの大規模な経営が営まれています。
農畜産物販売額は、豚肉・肉用子牛価格の高値推移や酪農経営の規模拡大、菌床しいたけの新規栽培者の増加・規模拡大により増加傾向にあります。
一方、野菜、果樹等の園芸では、高齢化や労働力不足の影響により販売額は減少しています。
- ・ 高齢化等の進行により、今後、農業従事者の減少が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、産地をけん引する経営感覚に優れた経営体を着実に育成していく必要があります。
- ・ 基盤整備地区では、集落営農組織や担い手の経営確立に向け、農地の集積・集約化が進み、高収益品目の導入等も行われています。
また、畑地かんがい地区では、かん水により、天候に左右されず、レタス、りんご、おうとう¹等の安定生産が確保され、収量増加や品質向上等が実現しています。
- ・ 生産面では、これまで機械化等による省力化・低コスト化が進展していますが、労働力不足等に対応するため、新たな生産技術の導入や安全・安心を確保する取組の普及等により、一層の生産性・収益性の向上が必要となっています。
- ・ 販売面では、りんご「冬恋」や「いわて短角牛」など、県北地域ならではの高品質な農畜産物の知名度向上や消費拡大の取組によりブランド化が期待されています。
- ・ 農村地域の人口減少や高齢化の進行等により、地域の活力低下や農村の持つ多面的機能²の低下が懸念されており、農村景観や農用地・水路等の地域資源の維持保全等に地域ぐるみで取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 経営感覚に優れた経営体や新規就農者等の確保・育成

- ・ 大規模経営体など先導的な経営体の経営発展に向け、関係機関等が一体となり、経営戦略

¹ おうとう：さくらんぼの正式な名称。

² 農村の多面的機能：国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

の作成と実践、規模拡大や多角化等の重点的な支援に取り組みます。

- ・ 「地域農業マスタープラン³」に位置付けられた地域の中心となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導するとともに、農福連携などの労働力不足に対応した体制を整え、経営規模の拡大を支援します。
- ・ 異業種との連携等により半農半X⁴など就農希望者の求める多様な営農スタイルに応じた受入体制の充実を図るとともに、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組みます。
- ・ 女性農業者の経営参画やネットワークづくりなど、多様な担い手の取組を促進します。

② 営農の効率化等に向けた基盤整備や農地の集積・集約化

- ・ 中山間地域等におけるほ場整備や畑地かんがい施設整備等の生産基盤整備を進め、営農の効率化を図るとともに、既存施設の老朽化対策を進めます。
- ・ 意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展に向け、施設の整備や機械の導入を支援します。
- ・ 農地中間管理事業⁵等を活用した農地の集積・集約化などにより、地域における効率的な営農の展開を図ります。

③ 高度な生産技術や安全・安心を確保する取組等の導入・普及

- ・ 米、園芸、雑穀等では、高い技術力を有する生産者との協働指導体制による生産性の向上、新品目の導入等に取り組みます。
さらに、情報通信技術（ICT）、環境制御技術、栽培環境制御技術、機械化一貫体系やカイゼン⁶等の導入を図り、省力化や低コスト化等を促進します。
- ・ 酪農、肉用牛では、飼料生産及び飼養管理の省力化や生産コストの低減を図るため、TMRセンター⁷、コントラクター⁸などの外部支援組織の体制強化や、キャトルセンター⁹の整備を支援するとともに、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の利用拡大を推進します。
さらに、GPS活用による粗飼料生産の効率化・省力化、発情発見装置等の情報通信技術（ICT）の導入を促進し、分娩間隔の短縮や乳質改善及び乳量増加により生産性の向上を図ります。
- ・ 高品質かつ安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、生産者の農業生産工程管理（GAP¹⁰）等の普及・定着に取り組みます。
また、養豚、ブロイラーについては、家畜防疫体制の徹底を図るとともに、家畜排せつ物処理の高度化等、環境に負荷をかけない生産体制整備を促進します。

④ 県北圏域ならではの農畜産物の新たな販路の開拓等の促進

- ・ りんご「冬恋」、やまぶどう、酒造好適米、雑穀、「いわて短角牛」など、消費者や加工事業者のニーズに応じた農畜産物の販路拡大や、生産者自らが取り組むイメージアップやブラ

³ 地域農業マスタープラン：集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域の話し合いに基づき市町村がとりまとめ策定する計画。

⁴ 半農半X：生活の半分は農業を行い、半分は自分の得意な仕事などを行うというライフスタイル。

⁵ 農地中間管理事業：担い手への農地集積・集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行う仕組み。

⁶ カイゼン：自動車の製造で培ったトヨタ生産方式に基づく、ムダの削減、4S（整理・整頓・清掃・清潔）・見える化、改善活動等の現場改善により、作業のムダを排除し経営の効率化や収益性の向上を目指すもの。

⁷ TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

⁸ コントラクター：労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

⁹ キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

¹⁰ GAP：農業者自らが、栽培準備から出荷・調製までの各段階で、記録、点検・評価により、食品安全、環境保全、農産物の品質、労働安全等を改善する生産工程管理手法。

ンド化に向けた取組を支援します。

また、久慈・宮古地域が連携し、「いわて短角牛」の安定生産と販路拡大の取組を強化します。

- ・ 三陸沿岸道路等の新たな物流ルートの活用や、高速路線バスへの「貨客混載」等により、新鮮な農産物等を消費地に直送する取組を促進します。

⑤ 地域ぐるみの活動を通じた魅力ある農村づくりや交流の推進

- ・ 多面的機能支払や中山間地域等直接支払などを活用した農村景観や農地・農業用施設などの保全、荒廃農地の発生防止等の共同活動を促進します。
- ・ 食文化をはじめとする地域資源を活用し、体験型教育旅行の受入を中心としたグリーン・ツーリズムを促進するとともに、交流イベントの開催や郷土食の伝承活動等を通じて、県北地域の魅力を発信し、都市住民等のファン拡大を図ります。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(農業者)

- ・ 農畜産物の生産・販売
- ・ 高度な技術・システム等の導入
- ・ 基盤整備に向けた集落内の合意形成
- ・ 農村環境保全等の地域活動の実践

(市町村・団体等)

- ・ 担い手の経営発展や新規就農者の確保支援
- ・ 集落における合意形成の促進
- ・ 生産技術・システム等の導入支援
- ・ 地域の農畜産物の情報発信や販売促進
- ・ 農村環境保全等の地域活動の実践支援

【関連する計画】

- ・ 久慈地方新規就農者確保・育成アクションプラン
(計画期間 平成27年度(2015年度)～2019年度)
- ・ 二戸地方農業担い手育成プラン(計画期間 2019年度～2022年度)
- ・ 久慈地方ほうれんそう産地拡大ビジョン(計画期間 2019年度～2022年度)
- ・ 二戸地方園芸振興プラン(計画期間 2019年度～2022年度)
- ・ 久慈地方肉用牛振興アクションプラン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・ 二戸地方肉用牛振興アクションプラン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・ 久慈地方酪農振興アクションプラン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)
- ・ 二戸地方酪農振興アクションプラン(計画期間 平成30年度(2018年度)～2020年度)

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

9 地域材や特用林産物の生産体制の強化と需要拡大に取り組みます

(基本方向)

地域の森林整備を担う意欲と能力のある林業経営体を育成し、適切な森林整備を促進します。また、多様な木材需要に対し適切に対応できる木材生産体制を強化します。

特用林産物¹の安定的な生産活動が維持されるよう、木炭の生産体制やブランド力の強化と乾しいたけの新たな販路の確保等に向けた取組を促進します。

また、文化財の修復等による需要が増大する生漆について、他圏域との連携を進めながら質の高い漆資源の確保を促進します。

現状と課題

- ・ 森林経営計画制度の運用による適切な資源管理と効率的な木材生産の実現に向け、意欲と能力のある林業経営体等が、森林所有者に代わる経営の担い手として個々の所有森林を取りまとめ、施業の集約化を進めていくことが必要です。
- ・ 県北圏域内に加え、県南圏域や隣接する青森県南地域に大型の木材加工等施設が立地し、木材の旺盛な需要が続いていることから、森林の公益的機能の発揮と循環利用に配慮しながら、用途に応じた地域材利用の促進と安定供給体制の強化が必要です。
- ・ 県北圏域は、豊富な広葉樹資源を活用した木炭、乾しいたけ、生漆等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していることから、経営の安定化など生産振興に取り組んでいくことが必要です。

木炭は、生産者価格の安定など、生産者が安定的に経営できる体制づくりに取り組む必要があります。

乾しいたけは、質の高い乾しいたけを消費者に届けるための販売促進や消費拡大に向けた取組が必要です。

原子力発電所事故に伴い、全国的に木炭・乾しいたけの原木価格が上昇し、安定的な確保が難しい状況となっています。

また、乾しいたけは、放射性物質の影響により安全性の確認を継続していくことが必要となっています。

生漆は、文化財の修復等による需要の増大に伴い、漆林の健全育成による資源の確保等生産体制の強化が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 意欲と能力のある林業経営体の育成や林業技術者の育成、確保

- ・ 意欲と能力のある林業経営体による森林経営受託の促進に向け、技術研修等により、施業集約化の実践力の向上に取り組みます。
- ・ 地域林業の次代を担う人材の確保・育成のため、新規就業者の確保や中核的林業技術者の

¹ 特用林産物：木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の生漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

育成に取り組みます。

② **森林整備による適切な資源の管理とともに、地域材の安定供給や利用拡大の取組の促進**

- ・ 森林の多面的機能の持続的な発揮や循環利用を進めるため、伐採跡地への造林や間伐等の森林整備を実施します。
- ・ 比較的起伏が小さな地形が多い地域特性を生かし、低コストで効率的な木材生産を進めるため、林道など路網の整備や高性能林業機械の導入に取り組みます。
- ・ アカマツなどの特色ある森林資源を活用し、付加価値の高い家具材や建築材などの利用を促進します。
- ・ 市町村や関係機関と連携し、公共施設等における木材利用や木質バイオマスの熱利用等の取組を促進します。
- ・ 新たな森林管理システムにより、市町村が行う森林整備などの取組を支援します。
- ・ 新技術を活用したスマート林業手法の導入に向けて取り組みます。
- ・ 海岸防災林の再生による機能の早期発現と治山施設の整備などによる山地災害対策の推進に取り組みます。

③ **木炭、乾しいたけ、生漆の生産や流通の体制強化の推進**

- ・ 地理的表示保護制度の活用などによる「岩手木炭」のブランド力の強化を進め、木炭生産者の経営安定化を通じた生産量の確保に取り組みます。
- ・ 乾しいたけの安定生産のための技術力の向上や原木の安定的な確保を図るとともに、多様な販路の確保に向けた取組を推進します。
- ・ 増大する需要に対応可能な漆資源の確保に向けた植栽や漆林の整備を進めるとともに、生漆生産を支える人材の育成に取り組みます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(森林所有者・林業経営体・団体・生産者)

- ・ 森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進
- ・ 新規就業者の確保と受け入れ体制の整備
- ・ 森林整備の実施
- ・ 循環利用に配慮した低コストで効率的な素材生産
- ・ 生産体制の整備や販路の拡大
- ・ 生産技術の研鑽
- ・ ドローンによる森林情報の把握など、新技術を活用したスマート林業手法の積極的な導入

(市町村・森林管理署)

- ・ 市町村森林整備計画の策定と実行支援
- ・ 林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援
- ・ 公共施設の木造化等の推進
- ・ 木質バイオマス利用機器の導入
- ・ 新たな森林管理システムによる森林整備等の推進
- ・ 適正な森林経営に向けた国有林・民有林の連携

Ⅲ 地域資源を生かした産業が発展し、意欲を持って働ける地域

10 担い手の確保・育成と漁業生産量の回復・向上を進めます

(基本方向)

東日本大震災津波や平成28年台風第10号による被害で減少した水産資源の回復に努め、つくり育てる漁業の高度化を推進し、圏域の特徴を生かした採介藻、養殖、漁船漁業の生産性向上と漁業生産額の回復を図り、中核的漁業経営体の育成や新規就業者の確保・育成に取り組みます。

また、産地魚市場を核とした高度衛生品質管理型の流通・加工体制を整備し、安全・安心な産地づくりを進めるとともに、県北圏域の水産物の販路拡大や付加価値の向上を推進します。

さらに、漁港施設の機能強化や避難誘導対策を図るとともに、計画的な保守管理を進めます。

現状と課題

- ・ 沿岸部8漁業協同組合の正組合員数は、震災以前から続いている高齢化や震災の影響により平成29年には1,852人と平成21年(2,169人)と比べて15%減少しています。このため、漁業協同組合や市町村等と連携し、地域を牽引する中核的漁業経営体の育成や新規就業希望者の確保・育成などに取り組む必要があります。
- ・ 東日本大震災津波や平成28年台風第10号により被災したサケ・マスふ化場は復旧しましたが、被災により稚魚を十分に放流できなかった期間が生じたため、今後数年間は回帰尾数の減少と増殖用種卵の不足が懸念されることから、関係者が連携し、種卵の確保に努める必要があります。
- ・ 東日本大震災津波により被災したウニ、アワビ種苗生産施設は復旧し、放流数は震災前の水準まで回復しましたが、放流資源が漁獲されるまでに数年を要することに加え、近年は、餌となる海藻の生育が良くなく安定した生産が難しい状況にあることから、資源回復に向け漁場管理を強化する必要があります。
- ・ 県北圏域の特性を生かしたワカメ、コンブ、ホタテガイの生産性を高めるとともに、ナマコ、ホヤ、カキ等の生産拡大を進める必要があります。
- ・ 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理を推進する中で、漁船による漁獲段階の取組が総じて遅れていることから、定置網漁業やイカ釣り漁業の鮮度・品質管理を強化し、生産から流通加工まで一体となった体制づくりを進める必要があります。
- ・ 水産物の流通加工では、原料の不足や高騰、労働力不足などの課題がある一方、道路交通網の整備により大消費地へのアクセスが向上することから、販路拡大や産地のPRとブランド化などの好機となっています。
- ・ 漁業生産の基盤となる漁港施設は、近年の地震、津波、高潮等の自然災害の規模や頻度が増大している状況に対応するため、施設を強化する必要があります。
また、採介藻漁業の維持・拡大を図るため、増殖場等を計画的に整備する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策

① 漁業の担い手の確保・育成

- ・ 漁業協同組合が取り組む地域再生営漁計画¹の実行を支援することにより、地域漁業をけん引する中核的漁業経営体を育成するとともに、新たな担い手の確保・育成に向けて漁業協同組合や市町村と連携して受入態勢等を整備します。
- ・ 水産業への興味や就業意欲を高めるため、漁業協同組合や市町村と連携して、小学生から高校生を対象とした様々な漁業体験の機会をつくとともに、水産系や工業系の実業高校と連携して、地域水産業の技術・科学に関する調査研究等に取り組みます。
- ・ 漁業者による素潜りや潜水器漁業の技能向上と継承を促進するとともに、漁業協同組合と連携して安全操業の仕組みづくりを進めます。

② 漁業生産量回復・生産性向上

- ・ サケ種卵を確実に確保する体制づくりを進めるとともに、ふ化放流技術の改善ときめ細かな指導により、サケ資源の回復を図ります。
- ・ アワビ、ウニの計画的な種苗放流や漁業協同組合間の連携による餌対策など、生産力の高い漁場づくりを進めるとともに、適切な資源管理を行い水揚量の安定化を図ります。
- ・ 漁業協同組合が取り組む地域再生営漁計画の実行を支援し、ワカメ・コンブ・ホタテ養殖の生産の増大や生産性の向上、ホヤ・カキ養殖の推進、さらには漁港や港湾を活用したナマコ増殖技術の開発等に取り組みます。

③ 生産物の付加価値向上・販路拡大

- ・ 安全・安心な水産物を消費者に提供するため、産地魚市場を核とした漁獲から流通、加工まで一体となった水産物の高度衛生品質管理を推進します。
- ・ 漁業者と水産加工業者や量販店等との連携強化による販路拡大、6次産業化の促進による特色ある商品づくりや直売会等の開催、地域水産物のPRや利用促進などの取組を関係者と連携して進めます。
- ・ 地域水産物の放射性物質に関する安全性について消費者へ情報提供するほか、専門家や消費者を対象とした産地見学などにより相互のコミュニケーションを促進し、産地の魅力を発信します。

④ 漁港等の整備

- ・ 漁港施設の耐震・耐津波強化や避難誘導対策による防災力の強化を図るとともに、施設保全計画に基づく計画的な保守管理により、漁港施設の長寿命化を進めます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(生産者・団体等)

- ・ 担い手の育成、新規就業者の受入れ
- ・ 地域再生営漁計画の実行
- ・ 種苗生産施設の維持管理
- ・ 増養殖漁場の適正管理
- ・ 高度衛生品質管理計画実行
- ・ 新たな販路開拓、6次産業化、水産物の高付加価値化

¹ 地域再生営漁計画：地域漁業の目指す姿を明らかにし、生産種目ごとの生産目標を定め、人づくり、場づくり及び価値づくりの3つの視点から、課題解決のための改革・改善の活動を行うための計画。漁業協同組合が作成し、県が認定することにより、漁業協同組合を核とする地域漁業の人づくり、場づくり及び価値づくりの活動を支援するもの。

- ・ 漁港施設等の使用、維持・保全
(市町村)
- ・ 新規就業者受入環境の整備
- ・ 地域再生営漁計画実行支援
- ・ 高度衛生品質管理計画実行支援
- ・ 漁業協同組合、加工業者の販路開拓、水産物の高付加価値化に向けた連携支援
- ・ 漁港施設等の整備、保守管理

【関連する計画】

- ・ 岩手県漁業担い手育成ビジョン（計画期間 平成28年度（2016年度）～2019年度）
- ・ 地域再生営漁計画（計画期間 平成30年度（2018年度）～2022年度）
- ・ 岩手県水産基盤整備方針（計画期間 2019年度～2022年度）

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

11 北いわての魅力ある食材を生かした食産業を盛んにします

(基本方向)

商品開発、生産性向上、販路開拓など、事業者が抱える経営課題に応じてきめ細かな支援を行うとともに、地元商工団体と連携し、意欲ある経営者等の育成を支援します。

また、「食べるなら県北産」と消費者から選ばれるよう、鶏肉をはじめとする食肉加工品や新鮮な魚介類を原料とする水産加工品など、県北圏域の優れた農林水産物を活用した商品の認知度向上や消費拡大を目的に、地域内外への情報発信を強化します。

現状と課題

- ・ 県北圏域の食料品製造業の出荷額は、平成30年では779億円と県全体の21.3%を占めています。
また、県北圏域の製造業全体の中で、従業者数で47.1%、製造品出荷額で64.6%を占めており、地域経済と雇用を支える重要な産業となっています。
- ・ 県北圏域には、全国有数の生産量を誇るブロイラー産業が集積しているほか、短角牛、雑穀、ヤマブドウ、海産物など魅力ある食材を取り扱う食産業事業者が立地していますが、主要なブロイラー産業の事業者を除くとその多くは小規模・零細経営であるため、顧客ニーズに応じた商品開発や販路開拓、人材の育成・確保など、事業者に応じた支援が必要です。
- ・ 県北圏域で生産される鶏肉、短角牛、雑穀、ヤマブドウ、酒米、海産物やその加工品の認知度は年々高まっていますが、地域内外における消費拡大を一層促進するためには、より効果的な情報発信が必要です。
- ・ 品質管理の徹底や納期、価格など、顧客が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- ・ 県北圏域は大規模養鶏場が集積し、鶏肉の一大産地となっていますが、県内での消費量は、全国の他の主要産地に比べると低い状況にあるため、地域におけるブロイラー産業の認知度向上が必要です。
- ・ 平成30年（2018年）に開設された宮古・室蘭間のフェリー航路と2020年度に予定されている三陸沿岸道路の全線開通により、県北沿岸地域の物流の効率化が進み、地域産業の活性化が期待されます。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが県北圏域内で発生した場合、甚大な影響が生じることから、発生を防ぐ対策を進める必要があります。
- ・ 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報提供が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策

① 事業者の経営課題に応じた支援

- ・ 商工団体等と連携した訪問活動等を通じて、取引先とのマッチングや商談会等への出展を

勧めるとともに、必要に応じて岩手県よろず支援拠点¹や各種支援機関、大学等と連携しながら、経営課題の解決を支援します。

特に、販路開拓については、事業者の意向を踏まえながら、県内、県外、海外市場への展開に必要な支援を行い、事業者の業容拡大を促進します。

- ・ 事業者の経営力強化を図るため、商工団体等と連携し、事業者が行う生産性や品質の向上に向けた取組を支援します。
- ・ 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

② 北いわて食材の認知度向上

- ・ 水産加工品をはじめとする北いわての魅力ある商品の認知度向上を目的としたイベント開催や商談会等への出展支援を行います。
- ・ 全国第3位の生産量を誇る本県の中でも最大の産地である県北地域のプロイラーの魅力圏域内外にPRするとともに、地元での消費拡大を図ります。
- ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS²）を活用した情報発信などにより、鶏肉、海産物、雑穀など、北いわての魅力ある食材を活用した商品の認知度向上に取り組みます。

③ 食産業界を担う人材の育成

- ・ 事業者の商品開発力や生産性の向上などの改善活動の支援を通じて、食産業界を担う人材の育成を図ります。
- ・ 次世代の食産業界を担う人材を育成、確保するため、児童・生徒に対し、地域の食材や食産業界の理解を深める啓発活動に取り組みます。また、商工団体等と連携し、意欲ある経営者等が行う経営改善に向けた取組を支援します。

④ 安全・安心を支える体制の整備

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- ・ 放射性物質に対する食産業界製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（市町村）

- ・ 事業者訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・ 事業者連携に向けたマッチング支援
- ・ 地域食材等の魅力の認知度向上に向けた取組

（事業者）

- ・ 新商品開発、既存商品の改良、販路開拓
- ・ 他事業者との積極的な連携
- ・ 若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成
- ・ 衛生管理等防疫の徹底

¹ 岩手県よろず支援拠点：中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により全国に設置されている経営相談の拠点。各都道府県に整備されており、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応している。

² SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

(産業支援機関等)

- ・ 販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供
- ・ 商品開発に係る指導・助言

(商工団体)

- ・ 事業者訪問による指導
- ・ 金融関係の相談対応

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

12 アパレル産業など高い技術力を有するものづくり産業を盛んにします

(基本方向)

ものづくり産業の振興を図るため、産学官が連携して地域の特性を生かした事業活動を行う企業への支援や経営課題に応じた個別支援を行うほか、次世代を担うものづくり人材の育成として、高校生等の若年者に対し、地域のものづくり事業者の周知を図り、地元就職者の拡大や技能の承継に努めます。

特に、県北圏域に集積しているアパレル産業の産地としてのブランド化を進めるため、関係団体等と連携して、技能向上を目的とした人材育成や全国規模のイベントへの出展、商談会の開催等に取り組みます。

現状と課題

- ・ 県北圏域の製造品出荷額等（食料品製造業を除く）は、東日本大震災津波以降、増加傾向にあり、平成28年には約497億円を計上していますが、全県に占める割合は2.7%です。
一方、繊維工業品（アパレル関連）の製造品出荷額等は、約45億円で全県の24.8%を占め、従業者数も県北圏域内製造業の14.9%を占めています。
- ・ 県北圏域のアパレル関連産業は、受託生産中心の事業者が多いため、安定的な受注の確保や認知度向上などの経営課題を抱えています。大手メーカー等からは技術力の高さを評価されています。
- ・ 少子・高齢化や人口の社会減などによる人手不足の恒常化に加え、新規高卒者の県北圏域内就職率が低いことから、児童・生徒が地元企業の魅力を知る機会を増やすなど、地元ものづくり企業等に就職を希望する人材を育成・確保するための取組が求められています。
- ・ 県北圏域には、浄法寺塗、大野木工などの優れた工芸品が製造されていますが、認知度の更なる向上と後継者不足への対応が大きな課題となっています。
- ・ 国では、企業立地（誘致）に軸足を置いた「企業立地促進法」を改正し、地域の特性を生かし地域経済を牽引する企業の発掘育成に軸足を置いた「地域未来投資促進法」を平成29年7月に制定しています。
- ・ 平成30年（2018年）に開設された宮古・室蘭間のフェリー航路と2020年度に予定されている三陸沿岸道路の全線開通により、県北沿岸地域の物流の効率化が進み、地域産業の活性化が期待されます。

県が取り組む具体的な推進方策

① 企業の経営課題に応じた支援

- ・ いわて産業振興センターとの連携により、各企業の経営課題に応じて、技術開発、生産性向上、販路開拓など総合的に支援します。
- ・ 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。

② 地域の特徴的な産業の振興

- ・ 北いわてアパレル産業振興会との連携により、全国の商談会などへの参加等を通じて地域の縫製事業者が有する高い技術力を県内外に発信し、産地としてのブランド化を図るとともに、取引拡大を支援します。
- ・ 縫製事業者や関係団体との連携を一層促進し、更なる技術力の向上や人材育成を図るとともに、モノのインターネット（I o T）の導入などによる生産性向上を支援します。
- ・ 浄法寺塗など地域に根ざした伝統工芸品の価値を県内外へ発信するとともに、市町村や関係団体と連携し、後継者育成や販路拡大を支援します。

③ ものづくりを担う人材の育成

- ・ 次世代を担うものづくり人材の育成、確保を図るため、内陸部や隣接する八戸圏域の産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、企業人による講演、インターンシップ¹のあっせん、工業高校生への技能講習に取り組みます。
- ・ 他圏域の企業見学会や県北ものづくり改善塾を開催するとともに、改善塾受講企業等を対象に生産性向上を目的とした個別のフォローアップにより、企業内人材の高度化を支援します。

④ 地域の特性を生かした事業活動への支援や企業誘致の促進

- ・ 市町村や商工関係団体との連携により、地域未来投資促進法の周知も図りながら、地域の特性を生かし、地域を牽引する取組を行う企業の業容拡大に向けた支援を行います。
- ・ 県北圏域内の久慈・二戸間をはじめ、新たな交通ネットワークを生かし、他圏域の企業関係者と交流する機会を創出し、情報共有や企業間連携を促進します。
- ・ 県北圏域外の企業に対して、三陸沿岸道路の全線開通や各種施策に伴う企業立地上の優位性を情報発信します。

（工程表と指標は最終案に記載）

県以外の主体に期待される行動

（市町村）

- ・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・ 企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ

（企業）

- ・ 技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進
- ・ 地域の特性を生かした事業への取組の推進
- ・ 他圏域との交流会等への参画
- ・ 若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成

（教育機関・産業支援機関）

- ・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応
- ・ 企業間取引、研究機関等とのマッチング支援
- ・ 産学官連携による人材育成等

（商工団体）

- ・ 金融関係の相談対応
- ・ 企業訪問による指導（税務、経理等）

¹ インターンシップ：学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

【関連する計画】

- ・岩手県県北地域産業活性化協議会 基本計画
(計画期間 平成29年度 (2017年度) ~2021年度)

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

13 隣接圏域等と連携した広域観光を進めます

(基本方向)

「交流人口の一層の拡大に向け、新たな交通ネットワークを生かし、「あまちゃん」の知名度や御所野遺跡など特色ある地域資源を組み合わせた観光を推進します。

また、三陸DMOセンターや広域観光推進組織等との連携を強化し、体験型観光・教育旅行等の受入態勢を整備するとともに、全県的に実施される観光キャンペーンを活用しながら地域の観光情報を発信します。

さらに歴史的・文化的につながるの深い八戸圏域等と連携して国内外からの誘客に取り組みます。

現状と課題

- ・ 県北圏域への観光入込客数（延べ人数）は、連続テレビ小説「あまちゃん」が放映された平成25年（336万人回）をピークに減少傾向にあり、平成29年（272万人回）には震災前（平成22年）の水準（287万人回）を下回っています。
- ・ 三陸の観光振興の拠点と位置づけられる三陸DMOセンターに、平成30年度から久慈サテライトが設置され、圏域内での観光地域づくりを担う人材の育成や体制整備が進められています。
- ・ 沿岸全域で開催される三陸防災復興プロジェクト2019や2020年度に予定されている三陸沿岸道路の全線開通など、ソフト・ハード両面で観光客を含めた人的交流の活発化が期待されます。
- ・ 県北圏域には、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸などの景勝地、世界遺産登録を目指す御所野遺跡をはじめ、天台寺、野田塩の道などの歴史資源、さらにバッテリー一村に代表される山村生活文化体験や田舎暮らし体験ができる施設などがあります。
これらの観光地としての魅力を圏域内外に向けて更に発信していく必要があります。
また、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸城跡などの観光資源を生かした観光メニューの充実を図る必要があります。
- ・ 「あまちゃん」の撮影に対応した地域の観光事業者や産業界、関係自治体により「北三陸『あまちゃん』観光推進協議会」が組織され、相互連携による観光誘客活動や地域活性化の取組が進められるなど、「あまちゃん」をきっかけに広域的な観光振興の取組が継続して行われています。
- ・ 久慈地域では、教育旅行など体験・交流型観光が定着しているほか、二戸地域においても地域資源を生かした体験メニューが充実してきています。
一方で、農林漁家体験民泊などの受入態勢の整備や体験インストラクター等の育成が課題となっています。
- ・ 花巻空港と台湾とを結ぶ国際定期便が平成30年に就航したことにより、台湾から久慈地域への観光客の増加が期待されます。

県が取り組む具体的な推進方策

① 特色ある地域資源を活用した観光の推進

- ・ 地域の特色ある歴史・文化、食を観光資源として活用するとともに、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸城跡などの地域資源を生かした、体験・交流型の観光メニューの整備を進めます。
- ・ 連続テレビ小説「あまちゃん」の知名度を生かしたロケの誘致に地域の官民が一体となって取り組み、その誘客効果の継続を図ります。
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する御所野遺跡の世界遺産登録に向けた機運醸成を図るとともに、登録後を見据えた観光資源のブラッシュアップや地域資源を活用した体験・交流型観光を推進します。

② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成

- ・ いわて観光キャンペーン推進協議会や三陸DMOセンターと連携し、県北地域における観光地域づくりや地域のDMOの設立を支援します。
- ・ 旅行会社への観光メニューの企画提案や観光客への情報発信、観光客の受入調整などを総合的に行う窓口の機能の強化を支援します。
- ・ 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上やおもてなしの心で迎える機運の醸成に取り組むことにより、観光を担う人材の育成を支援します。
- ・ 体験型教育旅行の誘致拡大に向け、地域資源を生かした体験プログラムの充実に努め、受入体制の整備に取り組みます。

③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進

- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催による三陸地域の知名度の向上や、宮古・室蘭間のフェリー航路開設、三陸沿岸道路の全線開通などによる新たな交通ネットワークの整備による様々な効果を生かし、県北圏域を訪れる旅行者に地域の魅力を発信し、交流人口の拡大に取り組みます。
- ・ 歴史的・文化的に深いつながりがある県央圏域や八戸圏域などと連携し、誘客拡大に取り組むとともに、魅力ある観光資源を組み合わせた広域観光ルートの構築に取り組みます。
- ・ 県北圏域を訪れる外国人に対し、圏域内の観光に関する情報発信を行うとともに、隣接する青森県と連携してインバウンド向けの旅行商品の造成支援を行い、県域を越えた外国人観光客の誘致に取り組みます。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・ 地域素材の掘り起こし支援
- ・ 地域素材の魅力向上と観光メニューの充実
- ・ 地域の観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実支援
- ・ 地域の観光資源の情報発信

(観光事業者、ボランティア団体等)

- ・ 地域内での連携や協働による観光振興
- ・ 地域素材の掘り起こし
- ・ おもてなしの実践
- ・ 観光を支える人材の育成など受入態勢の整備及び充実

(民間の広域観光推進組織)

- 観光客受入れの総合的窓口機能の整備及び強化
- 広域的な観光素材の魅力向上、観光メニューの充実、商品化
- 広域的な観光情報の収集及び整理

Ⅲ 地域資源を生かした産業が展開し、意欲を持って働ける地域

14 雇用環境の改善と若年者などの就業支援を進めます

(基本方向)

「働くなら県北」の実現に向け、地域ジョブカフェを核として、市町村や関係機関と連携し、若者の地元就職・Uターン就職などの促進やキャリア教育¹の普及に向けて取り組むとともに、若者、女性、高齢者など働く意欲のある全ての方が働きやすい雇用環境整備に向けた管内企業の取組を支援します。

現状と課題

- ・ 少子・高齢化の進行や若者の社会減による生産年齢人口の減少等により、人手不足が恒常化しており、平成29年5月以降、久慈、二戸ともに有効求人倍率が1倍を超えています。
- ・ 人手不足解消のためには、雇用・労働環境の改善や労働生産性の向上に向けた取組が必要であり、一部企業では、雇用・労働環境の見直しに向けた動きが始まっています。
また、県北地域は、アパレル産業や食産業など女性就労者の比率が高く、国や県では、女性活躍や子育てにやさしい職場環境づくりなどに取り組む企業を認定・認証する制度を設け、企業の取組を促進しています。
- ・ 他圏域と比較し、若年者の地元企業への就職が少ないことに加え、新規高卒者の早期離職率も低くはないことから、地元定着に向けたキャリア教育の取組を関係者が一体となって、進めていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策

① 働き方改革の促進等による雇用・労働環境の改善

- ・ 女性、高齢者、障がい者など働く意欲のある全ての者が、その能力を生かして希望する仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し就労支援を行います。
- ・ 企業の人手不足や雇用のミスマッチによる早期離職の解消に向け、働き方改革に関する情報提供等を行い、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取組を促進します。
- ・ 企業に対し、県が進める「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度」などの認定、認証に向けた企業の取組を促進し、企業の人材確保や若年層の地元定着を支援します。

② 関係機関との連携による若者の地元就職や職場定着の促進

- ・ 地域ジョブカフェを核として、市町村や関係機関と連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、更には若年求職者を中心とした就職活動を支援します。
- ・ 児童、生徒の地元企業への理解増進と若者の地元就職を促進するため、職場体験、職場見学、出前授業など、市町村や教育機関、商工関係団体など関係機関が一体となって、キャリ

¹ キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。

ア教育に取り組みます。

- ・ 大学進学者などを対象としたUターン就職の促進に向け、関係機関と連携して、地元企業に対する認知度向上を目的とした情報発信に取り組みます。
- ・ 求人ニーズと求職ニーズが一致しない雇用のミスマッチの解消に向け、関係機関と連携して企業見学会などを開催します。

(工程表と指標は最終案に記載)

県以外の主体に期待される行動

(市町村)

- ・ 雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施
- ・ 企業誘致の推進
- ・ 人材育成の支援
- ・ キャリア教育支援

(産業支援機関)

- ・ 農商工連携の推進による取引拡大支援
- ・ 新事業分野進出に向けた支援

(商工団体等)

- ・ 事業者訪問による指導（税務、経理等）
- ・ 中・高校生に対する事業者情報提供

(教育機関)

- ・ キャリア教育推進
- ・ 就職指導（生徒と企業のマッチング等）

(公共職業安定所)

- ・ 職業斡旋
- ・ 求人開拓

(企業)

- ・ 雇用の維持・確保
- ・ 雇用環境の改善
- ・ 人材育成
- ・ キャリア教育支援（就労体験、職場見学会等の受入れ、出前授業の実施等）